

第2期

蒲郡市子ども・子育て  
支援事業計画



令和2年3月  
蒲郡市



## はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」という基本理念のもと、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指し、子育て支援施策を推進してまいりました。

第 1 期の計画期間中には、保育園の 3 歳未満児受入枠の拡充を図り、就業形態の多様化への適切な対応として延長保育や一時保育の実施園を拡大するとともに、児童クラブの受入枠を拡充するなど子育て支援の量的拡大を進めてまいりました。

また、平成 31 年 4 月には妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に対応するため「子育て世代包括支援センター（うみのこ）」を、子どもの発達に係る相談やお子さんの個性や特性に適した療育を行い、日常生活や集団生活に適応し、いきいきと地域で暮らせるように支援するため「児童発達支援センター（にこりん）」をそれぞれ開設いたしました。

一方、国の子育て支援施策につきましては、近年、大きな社会問題として認識されてきた子どもの貧困について、国ではその解消に向け、「子供の貧困対策に関する大綱」において、子どもの現在や未来が、家庭の経済状況により左右されることのないよう、総合的な子どもの貧困対策施策を推進する方向性が示されています。

このような国の動向や子育て家庭を取り巻く環境などを踏まえつつ、「第 2 期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」では、本市として一貫性のある子ども・子育て支援を図るため、前計画の基本理念「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」を継承するとともに、「子どもファースト」に基づいた子育てしやすい最適な環境整備に努め、すべての子どもたちが幸せを実感し、健やかに成長することができるよう、行政と市民の皆様が一緒になった「ワンチーム」での子育て支援施策の推進を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました蒲郡市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、ワークショップにご参加いただきました保護者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

蒲郡市長 鈴木 寿明



## 【目次】

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 国の動向.....	3
3 計画の対象と期間.....	4
4 計画の位置づけ.....	5
5 計画策定に向けた体制.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
1 統計データの状況.....	8
2 アンケート調査の状況.....	12
3 関係団体ヒアリング調査の状況.....	32
4 子育てC a f eワークショップについて.....	37
第3章 計画の基本的な方向性.....	39
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 施策体系.....	42
第4章 事業の量の見込みと確保方策.....	43
1 教育・保育提供区域の設定と量の見込みの算出.....	44
2 乳幼児・児童数の推計.....	46
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	47
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	54
第5章 施策の展開.....	77
1 子育て家庭への支援の充実.....	78
2 子育てしやすい地域・まちづくり.....	82
3 誰もが子育て・子育てができる仕組みづくり.....	85
第6章 計画の推進に向けて.....	89
1 推進体制.....	90
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	90
資料編.....	93
1 策定経過.....	94
2 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱.....	95
3 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿.....	97
4 地区別子育てデータブック.....	98



# 第1章

## 計画の基本的な考え方

# 1 計画策定の趣旨と背景

我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取組が進められてきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に、近年では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、国では、平成 15 年に少子化対策の総合的な推進を目的として、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのあらゆる事業を展開してきました。しかしながら、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度の構築が進められました。

令和元年 10 月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、幼児教育・保育の無償化<sup>1</sup>が始まりました。幼児教育・保育の無償化により、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目指しています。

また、支援を必要とする子どもに対する支援も進められています。平成 28 年 6 月には、「児童福祉法」が改正されました。子どもが保護の対象から権利の主体へ変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、子どもの貧困対策について、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布、平成 26 年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。令和元年 6 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となりました。貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策が総合的に推進されています。

「第 2 期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、蒲郡市（以下、「本市」という。）における教育・保育に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定します。また、本計画は、国、愛知県の動向や、これまでの本市の教育・保育に関する施策の実施状況、平成 30 年度に実施した「蒲郡市子ども・子育て支援に関する基礎調査」の結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

---

<sup>1</sup> 無償化：子育て世代、子どもたちに資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換を図るため令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化を実施。主な内容は、3 歳から 5 歳児の幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料の無償化。0 歳から 2 歳児の場合で、住民税非課税世帯を対象に無償化。幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合、保育の必要性の認定を受けた場合に上限を設けて利用料を無償化。



## 2 国の動向

子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化しています。国では、このような状況に対応した法律や制度の整備、新たなプランの策定・実行を進めています。

### ■子ども・子育てに関する法律、制度等

平成	法律・制度等	内容
24年	子ども・子育て関連3法	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25年	待機児童解消加速化プラン	・平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	・子どもの貧困対策計画の策定が明記 ⇒H26.8.29 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
26年	次世代育成支援対策推進法改正	・令和7年3月末までの時限立法に延長
27年	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに6.9万人の保育士を確保(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
28年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育人材の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュ <sup>2</sup> の展開などを明確化
29年	子育て安心プラン	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	学習指導要領改訂	・平成30年度から幼稚園、令和2年度から小学校で完全実施 ・キーワードは「主体的・対話的な深い学び」 ・地域資源を活用した預かり保育の推進を明記
30年	第3期教育振興基本計画	・2030年以降の社会変化を見据えた教育施策の在り方を示すとともに、今後5年間の指標を設定
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	新・放課後子ども総合プラン	・令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
31年 (令和元年)	幼児教育・保育の無償化	・保育園や幼稚園、認定こども園等の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯等を対象に実施
	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	・子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化

<sup>2</sup> 保育コンシェルジュ：子育てコンシェルジュのこと（45頁参照）。

### 3 計画の対象と期間

本計画の対象は、市内在住の18歳未満のすべての子どもとその家族、地域住民、事業者とします。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを図ります。

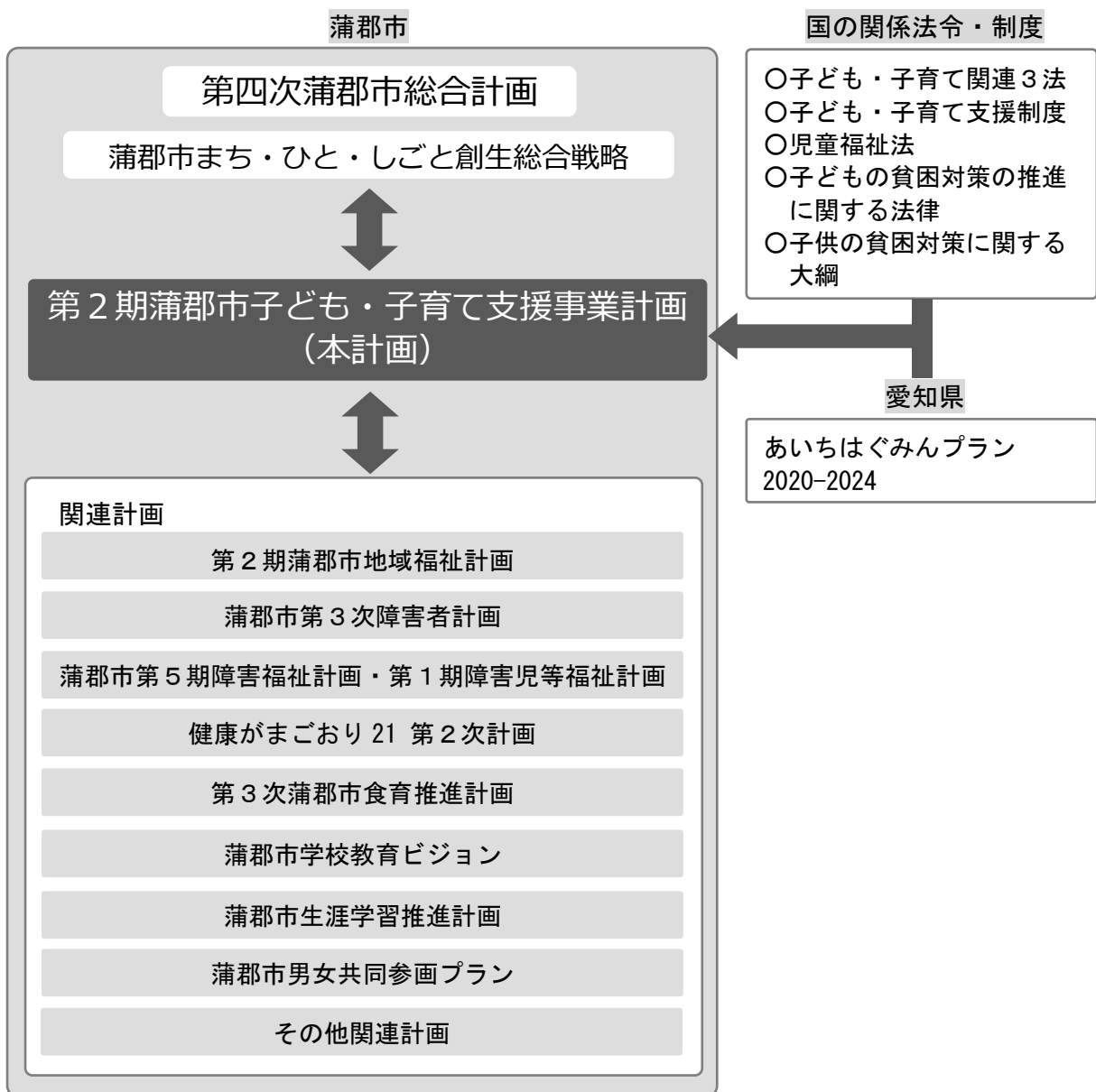
#### ■計画の期間

平成 27年度	...	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	...	令和 11年度
第1期計画			第2期計画（本計画）					第3期計画		

## 4 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、並びに「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として位置づけます。また、本計画の一部は、「放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策計画」とします。また、本計画は、「第四次蒲郡市総合計画」を上位計画として、その他関連計画との整合を図りつつ策定します。

### ■計画の位置づけ



## 5 計画策定に向けた体制

### (1) 蒲郡市子ども・子育て会議

本計画が本市の現状を反映し、今後の子ども・子育て支援施策の方向性を正しく示した内容となるよう、学識経験者、児童福祉分野の各関係者等から構成される「蒲郡市子ども・子育て会議」を設置し、本計画案について検討を重ねました。

### (2) 蒲郡市子ども・子育て支援に関する基礎調査

市内在住の就学前児童の保護者 2,000 人、小学生児童の保護者 2,000 人を対象に、「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望、意見等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

また、日頃より子ども・子育てに関わっている関係団体や保育園・幼稚園・認定こども園を対象に、「蒲郡市子ども・子育て支援に関する関係団体ヒアリング調査」を実施しました。関係団体や保育園・幼稚園・認定こども園からの視点による子ども・子育てに関する意見や市内の子ども・子育ての実態を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

### (3) 蒲郡市子育てC a f eワークショップ

本計画が市民の声や意見を反映した計画となるよう、市内在住の子育て中の保護者を対象に、「蒲郡市子育てC a f eワークショップ」を開催しました。「蒲郡市で子育てをされていてよかったこと」「もっと子育てしやすいまちであるために必要なこと」をテーマとして、自由に意見交換を行う参加体験型の会議（ワークショップ）を行いました。

### (4) パブリックコメント<sup>3</sup>

市民に対し、本計画案の公表と説明・意見の募集を行いました。行政運営の透明性の向上を図り、市民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施しました。

---

<sup>3</sup> パブリックコメント（制度）：市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な計画や条例等を立案する場合に、事前に案の趣旨、内容等を公表して市民から意見を聞き、集まった意見に対して市の考え方を公表するとともに、その意見を考慮して最終案をつくっていく一連の手続きのこと。蒲郡市では平成 18 年 12 月 1 日に手続要綱を制定した。

## 第2章

### 子ども・子育てを取り巻く状況

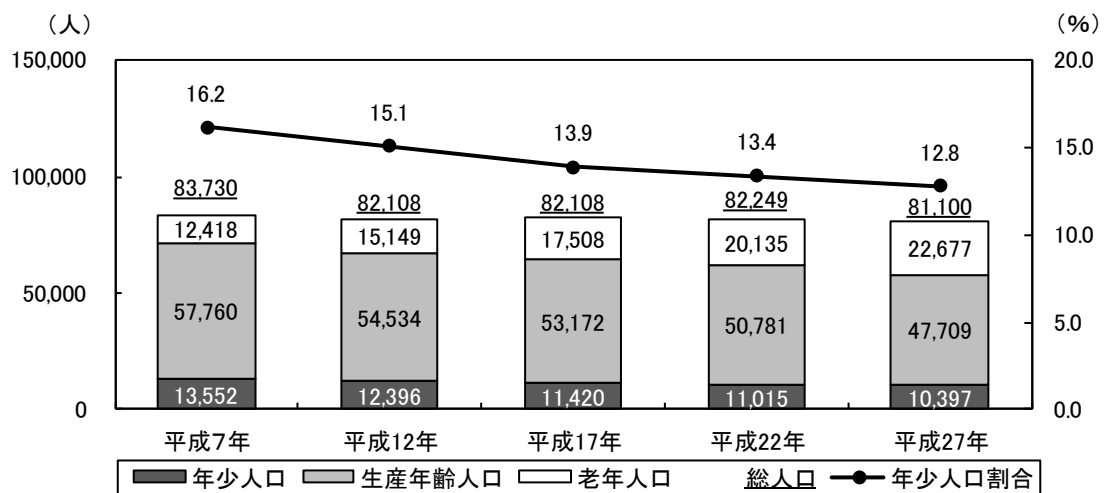
# 1 統計データの状況

## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口と年少人口割合の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成27年には81,100人となっています。年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。それに従い、年少人口の割合も減少傾向にあり、平成27年には12.8%となっています。

#### ■年齢3区分別人口と年少人口割合の推移



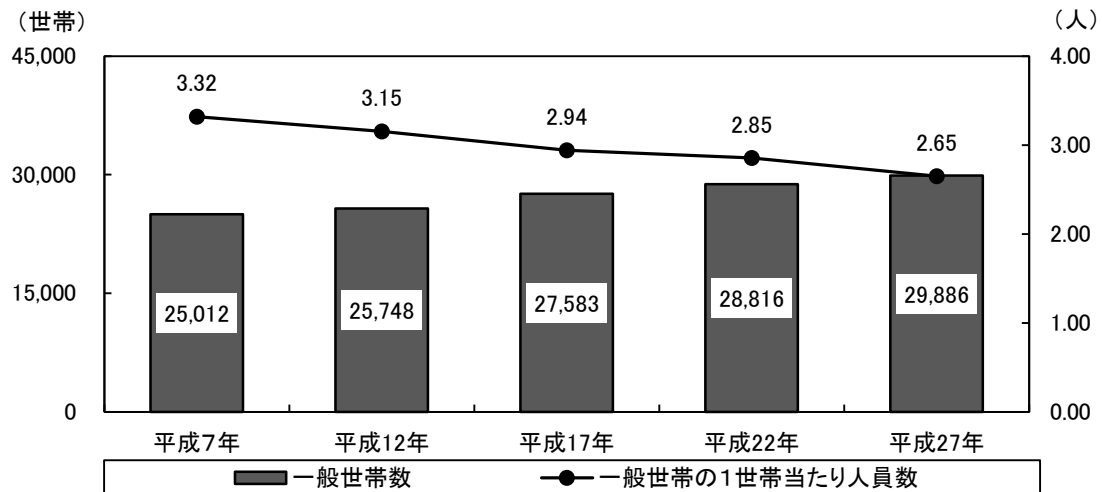
※年齢不詳者が含まれるため、年齢3区分別人口の合計は総人口と一致しません。

資料：国勢調査

## ② 世帯の状況

世帯の状況を見ると、一般世帯数は増加傾向にある一方、総人口が減少していることから、一般世帯の1世帯当たり人員数は減少しています。

### ■世帯数（施設等の世帯を除く）と1世帯当たり人員数の推移

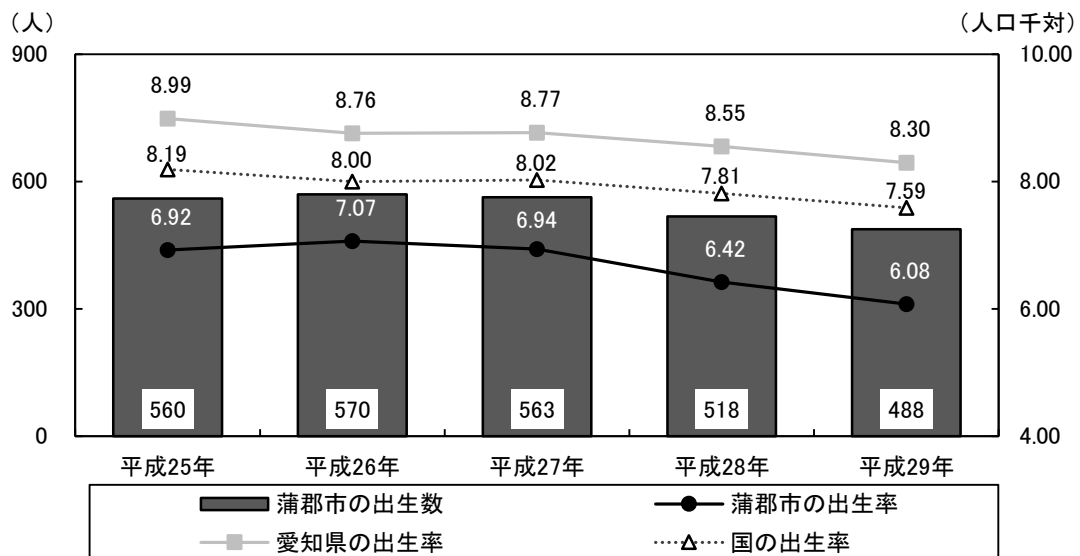


資料：国勢調査

## (2) 出生の状況

出生数の推移を見ると、平成25年から平成27年にかけてほぼ横ばいであったものの、平成27年から平成29年にかけて減少傾向となっています。それに伴い、本市の出生率も平成28年から減少傾向にあります。本市の出生率は、愛知県や国の出生率を下回っています。

### ■出生数と出生率の推移

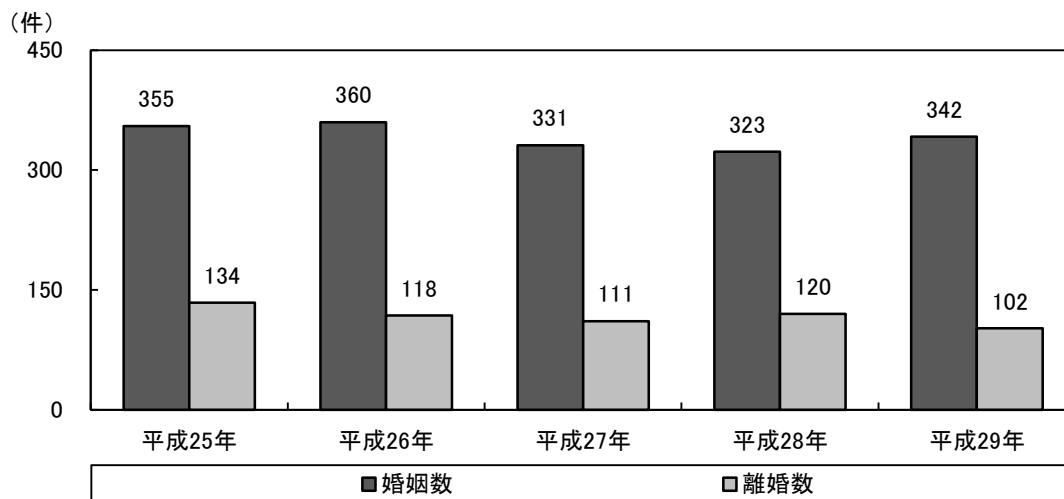


資料：愛知県衛生年報

### (3) 婚姻・離婚の状況

婚姻数・離婚数の推移をみると、おおむね横ばいとなっており、平成29年の婚姻数は342件、離婚数は102件となっています。

#### ■婚姻数・離婚数の推移

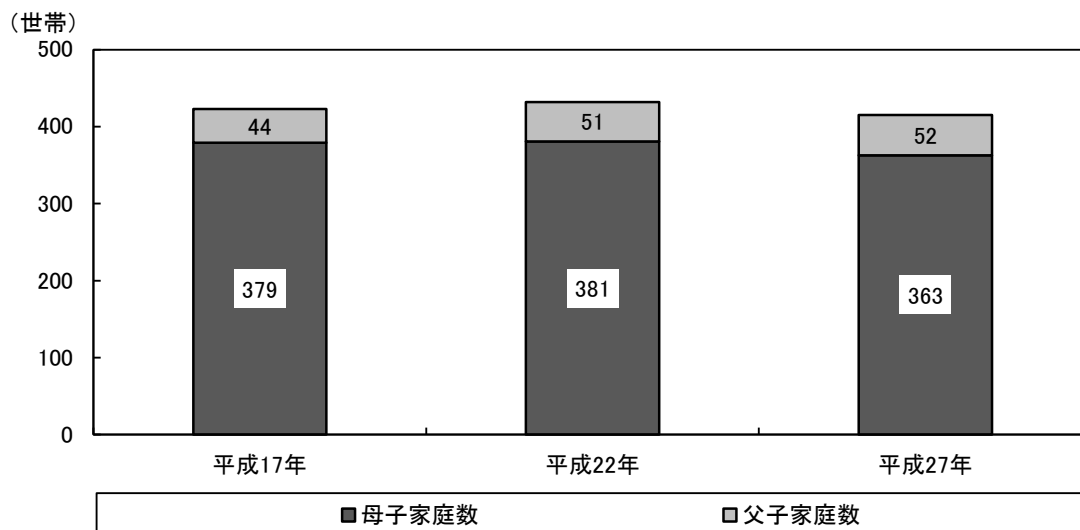


資料：愛知県衛生年報

### (4) 母子家庭・父子家庭の状況

平成27年の母子世帯数は363世帯、父子世帯数は52世帯となっています。

#### ■母子家庭数・父子家庭数の推移



資料：国勢調査

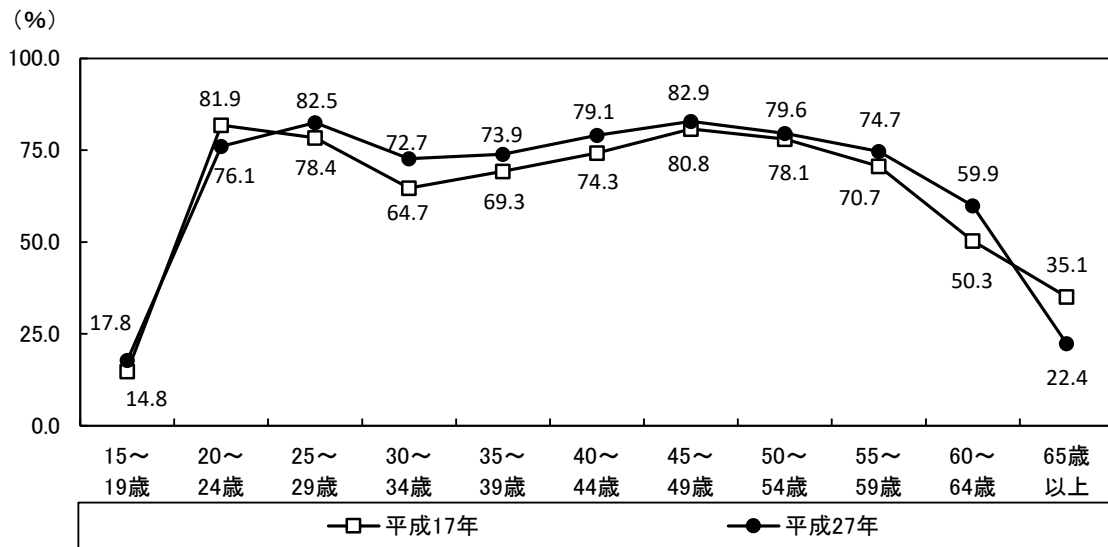


## (5) 女性の就労の状況

女性の年齢階級別労働力率<sup>4</sup>をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職することで、いわゆる「M字カーブ」となっています。平成27年は、平成17年と比較すると、20代後半から40代前半にかけての労働力率が高くなっており、「M字カーブ」が解消されつつあります。

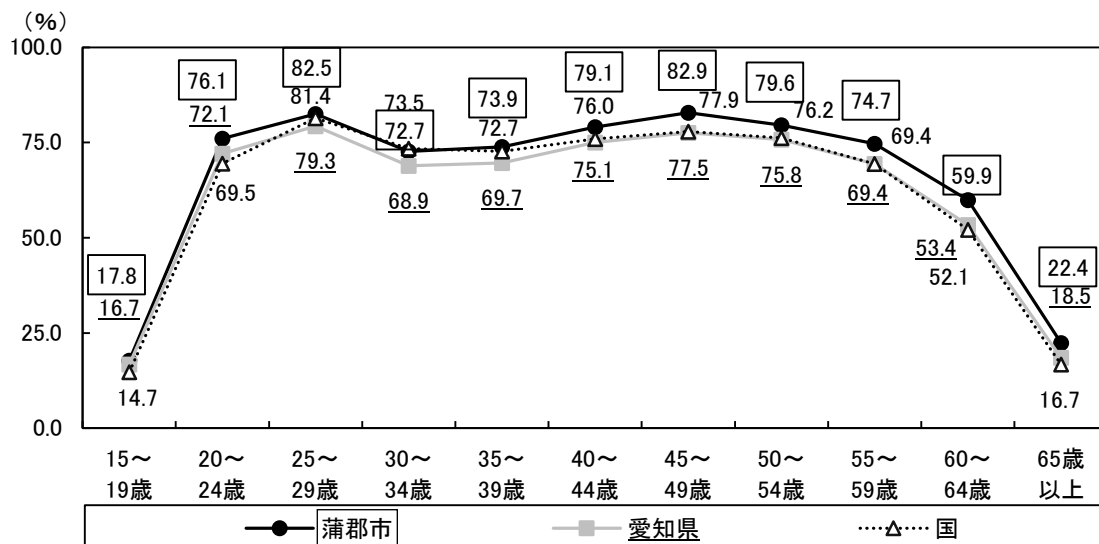
また、国や愛知県と比較すると、30～34歳以外の年齢区分において、高くなっています。

■女性の年齢階級別労働力率の年次比較



資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の年次比較



資料：国勢調査

<sup>4</sup> 労働力率（労働力人口）：労働力人口は、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」（休業者を含む）と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。

## 2 アンケート調査の状況

### (1) アンケート調査の概要

市内在住の就学前児童の保護者 2,000 人、小学生児童の保護者 2,000 人を対象に、「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望、意見等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

#### ■アンケート調査の概要

	内容
調査地域	蒲郡市全域
調査対象	市内在住の就学前児童の保護者、市内在住の小学生児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳より、就学前児童 2,000 人、小学生児童 2,000 人の合計 4,000 人を無作為抽出
調査期間	平成 30 年 10 月 23 日～11 月 6 日
調査方法	郵送による配布・回収

#### ■アンケート調査の回収結果

種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	815	40.8%
小学生児童	2,000	785	39.3%

## (2) アンケート調査結果からみえる課題

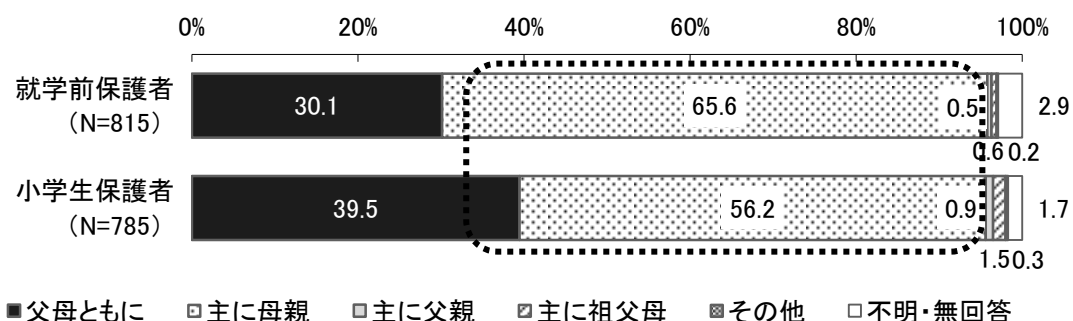
### ① 宛名のお子さんご家族の状況について

#### ア) 子育てを主にしている人

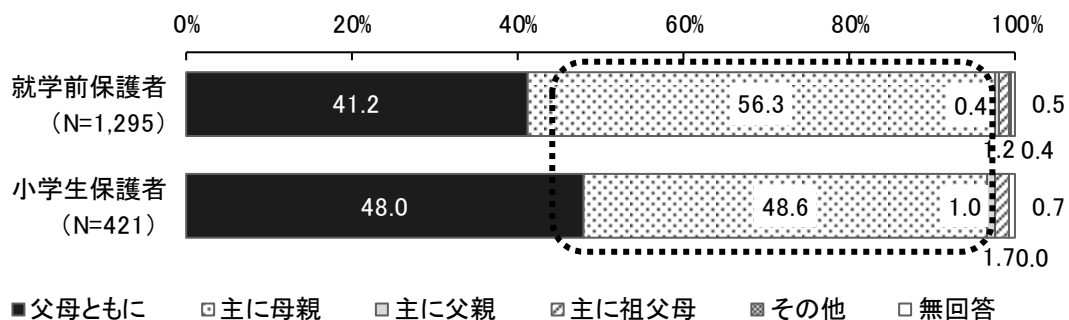
- 子育てを主にしている人について、就学前、小学生ともに「主に母親」が6割前後となっています。
- 前回と比較しても、「主に母親」の割合が多くなっています。

母親の就労が多くなる中で、父親の子育て参画が重要となります。

#### ■子育てを主にしている人[今回調査]



#### ■子育てを主にしている人[前回調査]



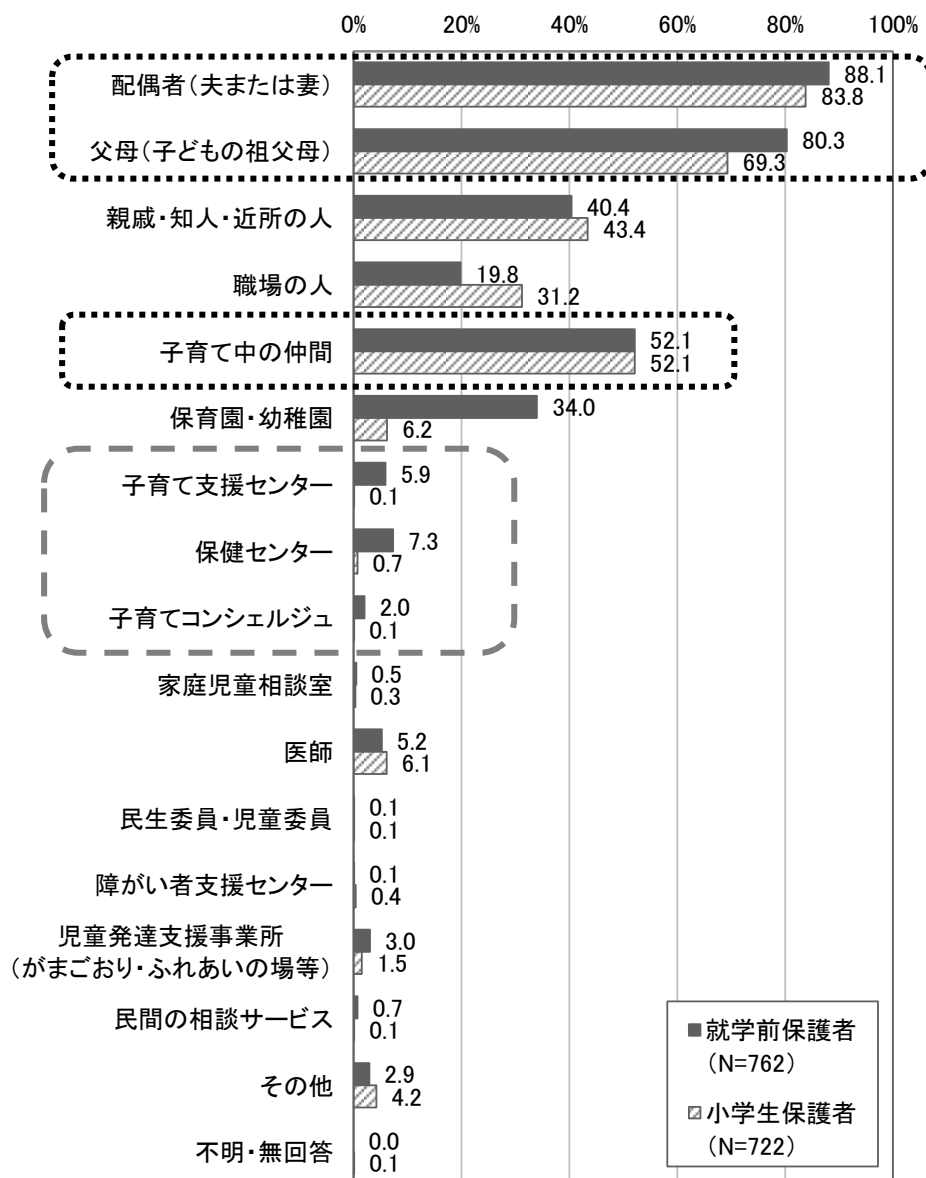
## ② 宛名のお子さんの育ちを取り巻く環境について

### ア) 子育ての相談先について

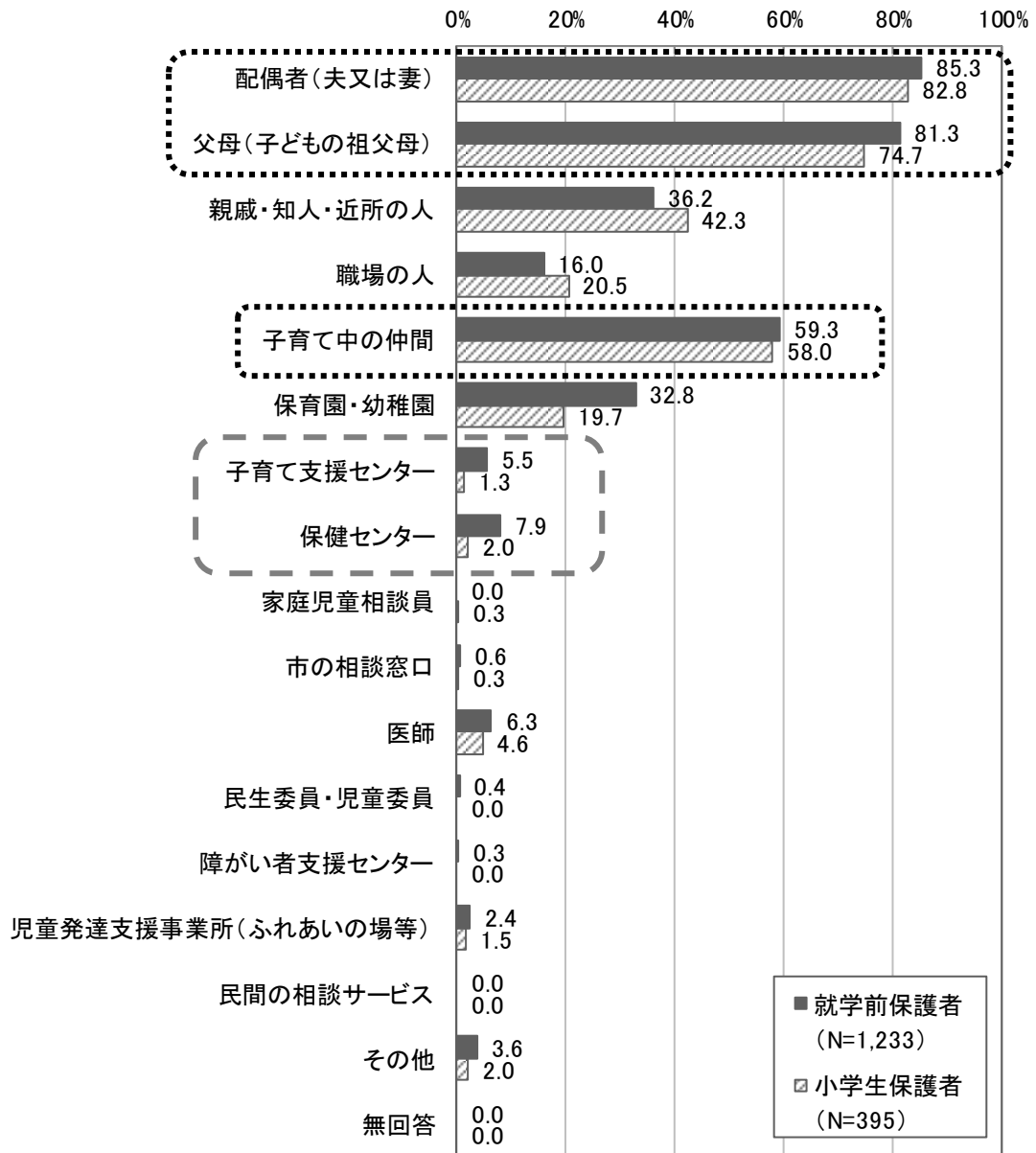
- 相談先について、就学前、小学生ともに「配偶者（夫または妻）」「父母（子どもの祖父母）」「子育て中の仲間」が5割以上となっています。
- 前回と比較すると、「配偶者（夫または妻）」の割合が高く、その他の項目が低くなっています。

子育てに関わる相談先は変化しています。公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、専門機関の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

#### ■子育ての相談先について[今回調査]



■子育ての相談先について[前回調査]



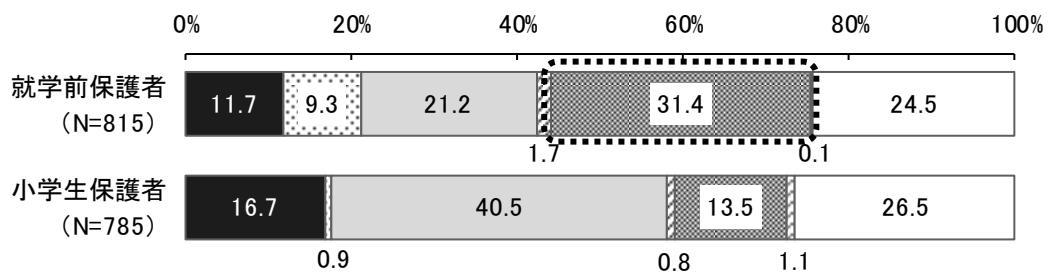
### ③ 保護者の就労状況について

#### ア) 母親の就労状況について

- 就学前の子どもをもつ母親の就労状況について、「現在は仕事をしていない」が31.4%となっています。
- 前回調査は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.6%となっており、経年比較を行うと、就労意向の高まりがうかがえます。

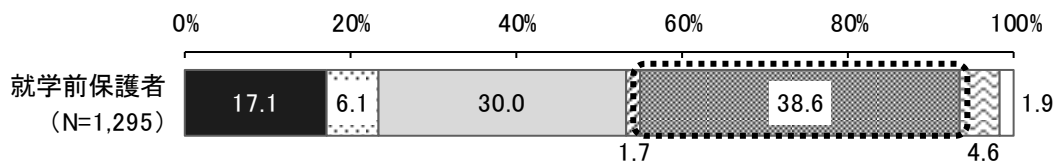
サービスの量の見込みにおいて、  
子育てをしながら働く母親の増加を勘案する必要があります。

#### ■母親の就労状況について[今回調査]



- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- 現在は仕事をしていない
- これまでに就労したことがない
- 不明・無回答

#### ■母親の就労状況について[前回調査]



- フルタイム(週5日程度・1日8時間程度就労)
- フルタイムで、現在産休・育休・介護休暇中
- パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)
- パートタイム、アルバイト等で、現在産休・育休・介護休暇中
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまでに就労したことがない
- 無回答



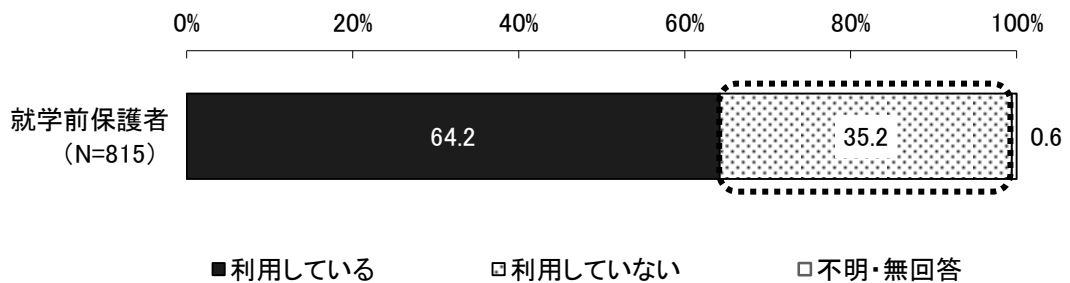
#### ④ 平日の保育園や幼稚園などの利用状況について

##### ア) 定期的な教育・保育事業の利用を開始したい子どもの年齢について

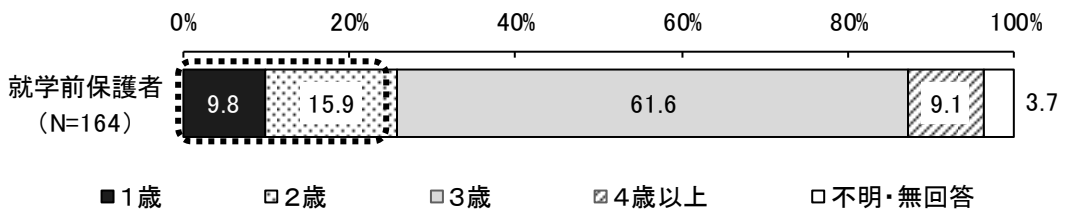
- 現在の幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況については、全体の約6割の方が利用しています。
- 利用していない方で、定期的な教育・保育事業の利用を開始したい子どもの年齢は、「3歳」が多くなっています。

就学前児童を持つ保護者の約6割は平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。母親の就労状況の変化を踏まえると、1歳、2歳のニーズも高まる可能性があります。

##### ■現在の幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況



##### ■定期的な教育・保育事業の利用を開始したい子どもの年齢について





イ) 定期的に利用したい事業と無償化の影響について

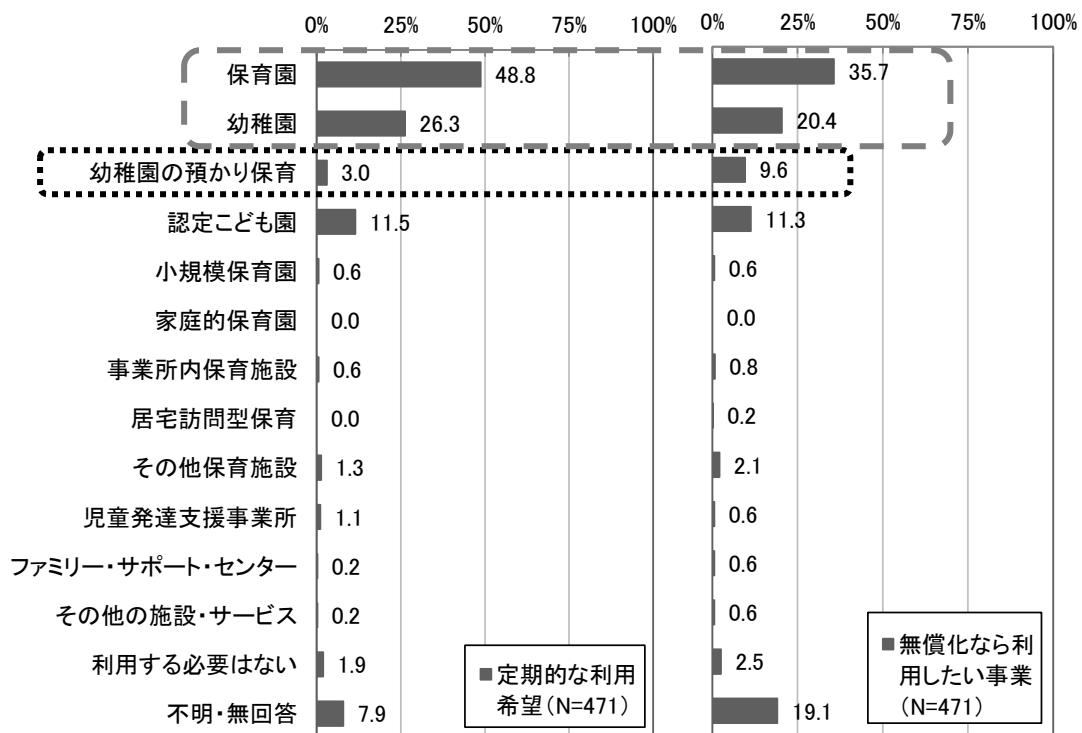
● 3歳～5歳の時それぞれにおいて、無償化の影響を比較すると、無償化された場合、「保育園」「幼稚園」の割合が減少している一方、「幼稚園の預かり保育」の割合が増加しています。

無償化により、幼稚園の預かり保育の利用が増加する可能性があります。  
 量の見込みにあたり、無償化の影響を勘案する必要があります。

【3歳の時（0～3歳児の保護者のみ回答）】

■定期的に利用したい事業

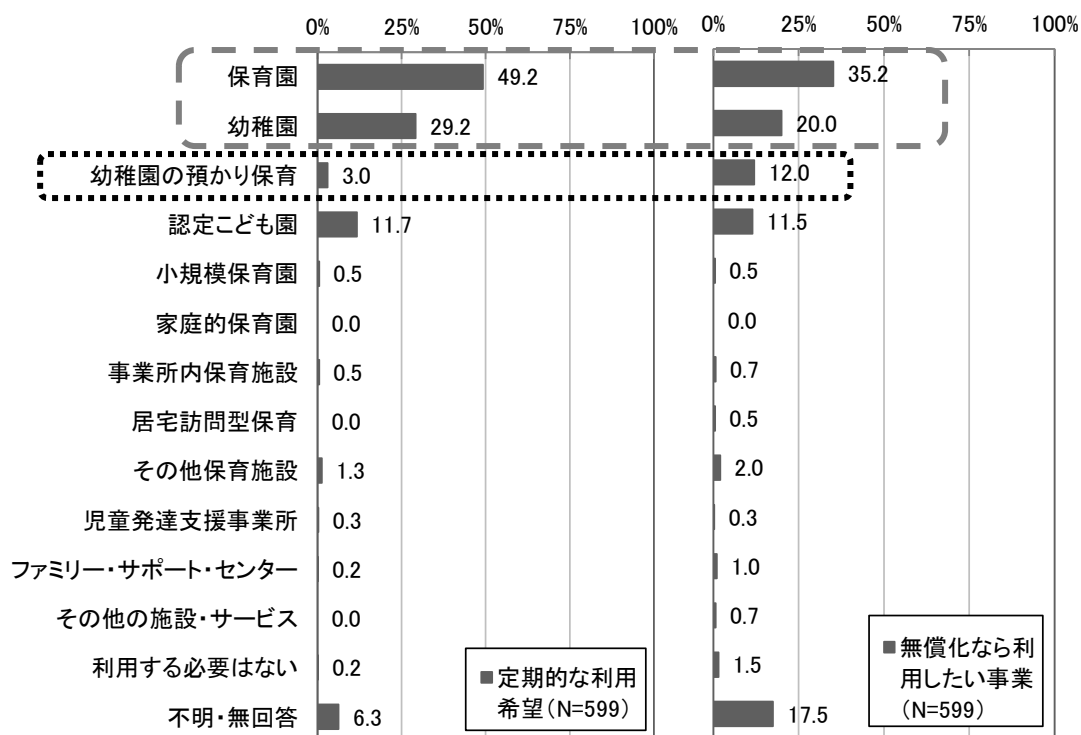
■無償化された場合、定期的に利用したい事業



【4歳の時（0～4歳児の保護者のみ回答）】

■定期的に利用したい事業

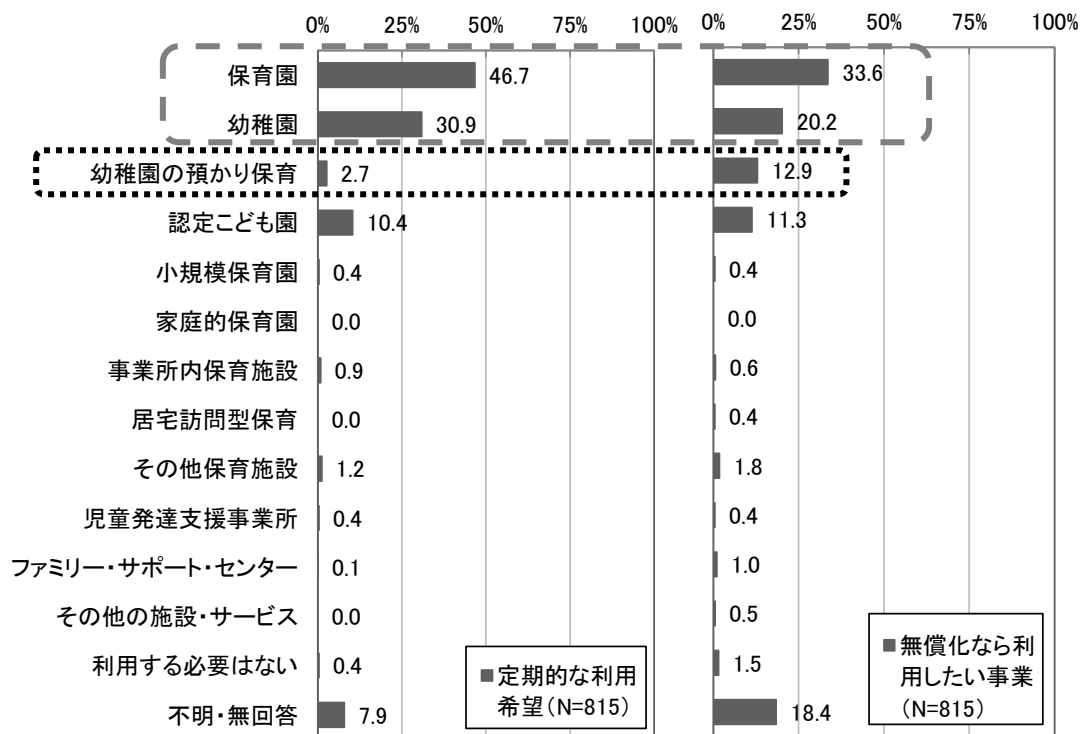
■無償化された場合、定期的に利用したい事業



【5歳の時（0～5歳児の保護者のみ回答）】

■定期的に利用したい事業

■無償化された場合、定期的に利用したい事業



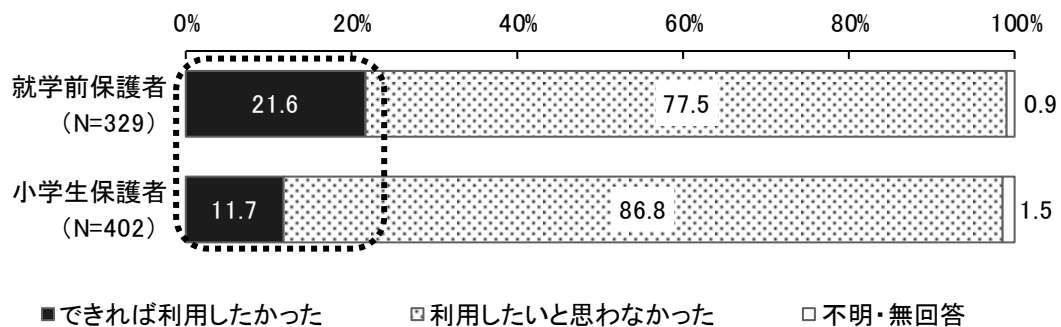
## ⑤ 病児・病後児保育について

### ア) 病児・病後児保育の利用希望について

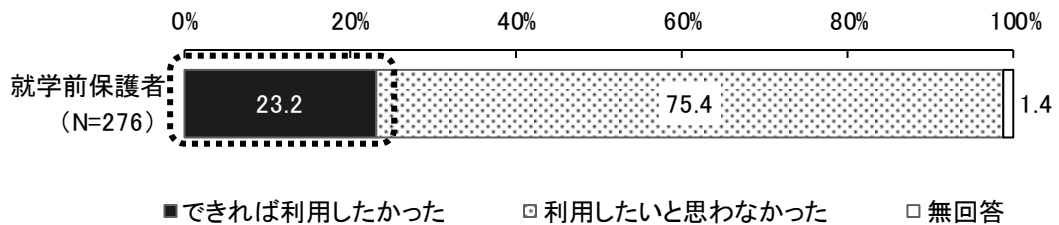
●病児・病後児保育を利用せずに、お子さんを看護した保護者が利用したいかどうかについては、前回調査と同様の傾向となっています。

病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、事業内容の周知を進める必要があります。

#### ■病児・病後児保育を利用したいと思ったか[今回調査]



#### ■病児・病後児保育を利用したいと思ったか[前回調査]

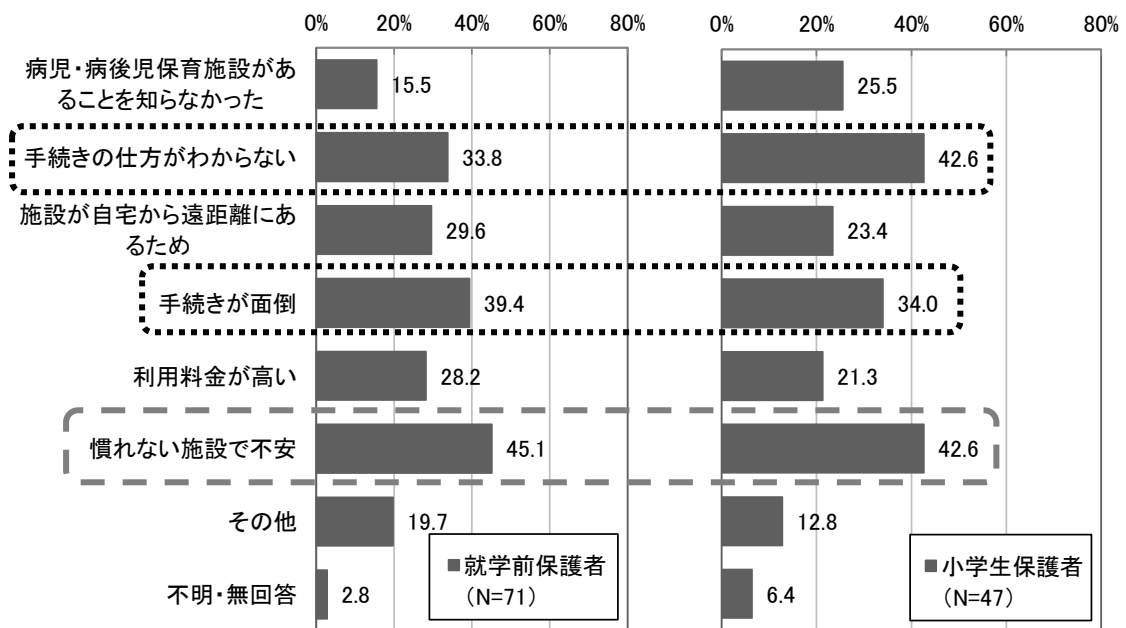


イ) 病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由について

●病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由について、就学前、小学生ともに、「手続きの仕方がわからない」「手続きが面倒」「慣れない施設で不安」が3割以上となっています。

病児・病後児保育を利用するために、課題となっていることは「手続きが面倒」となっていることから、利用方法の周知を進めるとともに、手続きの負担の軽減を図る必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由について



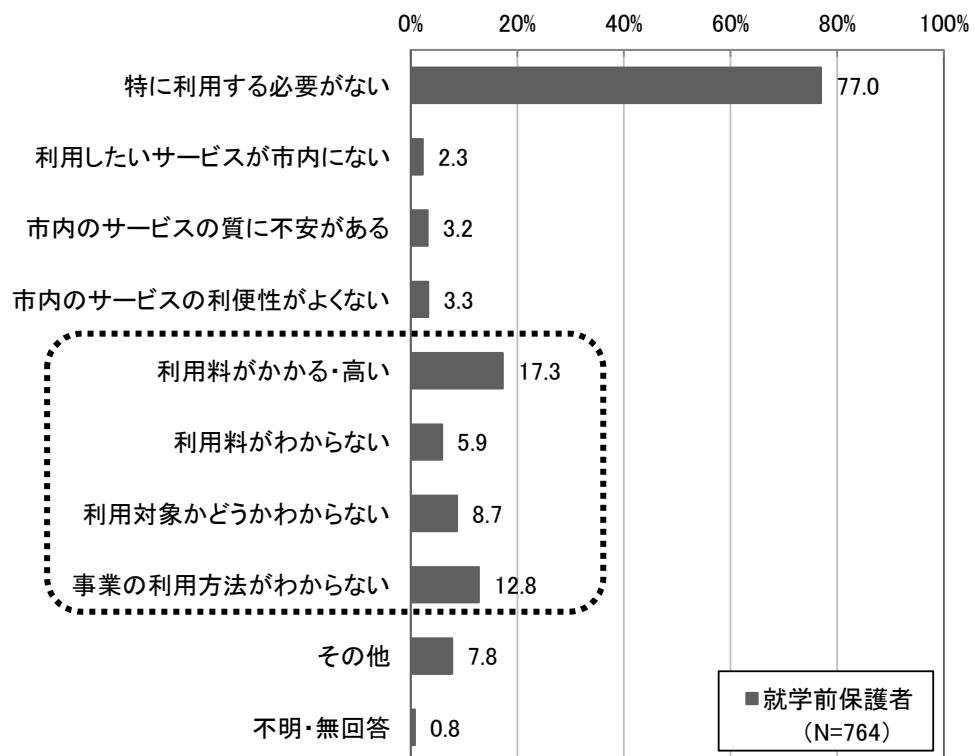
## ⑥ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについて

### ア) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由について

● 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由について、「特に利用する必要がない」が最も多くなっていますが、利用料、利用方法等がわからないといった声もあります。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを必要としている方のニーズを把握し、利用料、利用方法等の周知を図る必要があります。

### ■ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由について



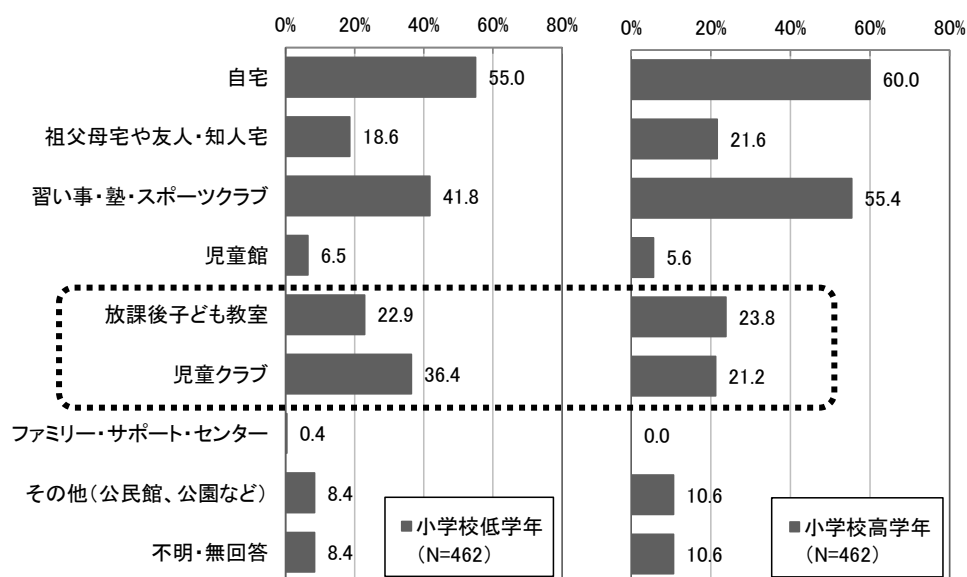
## ⑦ 放課後等の過ごし方について

### ア) 平日の放課後の過ごし方について

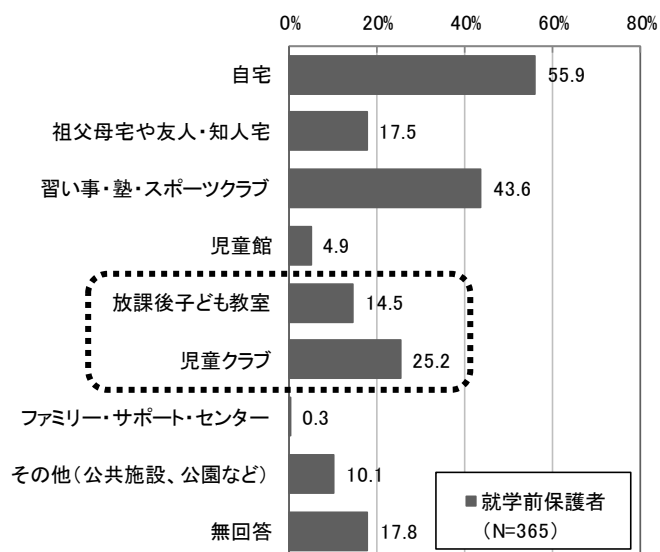
●平日の放課後子ども教室、児童クラブの利用意向は前回と比べて高くなっています。

保育ニーズの高まりから、将来的な放課後子ども教室や児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

#### ■平日の放課後の過ごし方について[今回調査]



#### ■平日の放課後の過ごし方について[前回調査]

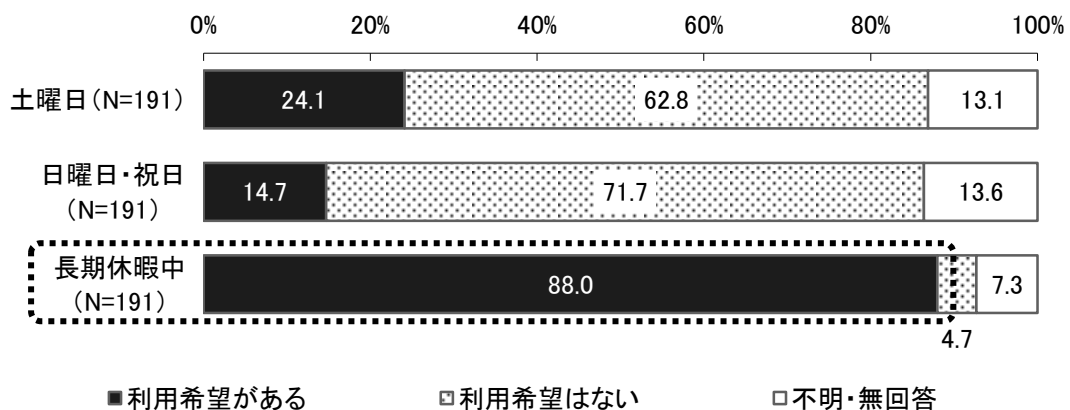


## イ) 休暇中の放課後児童クラブの利用希望について

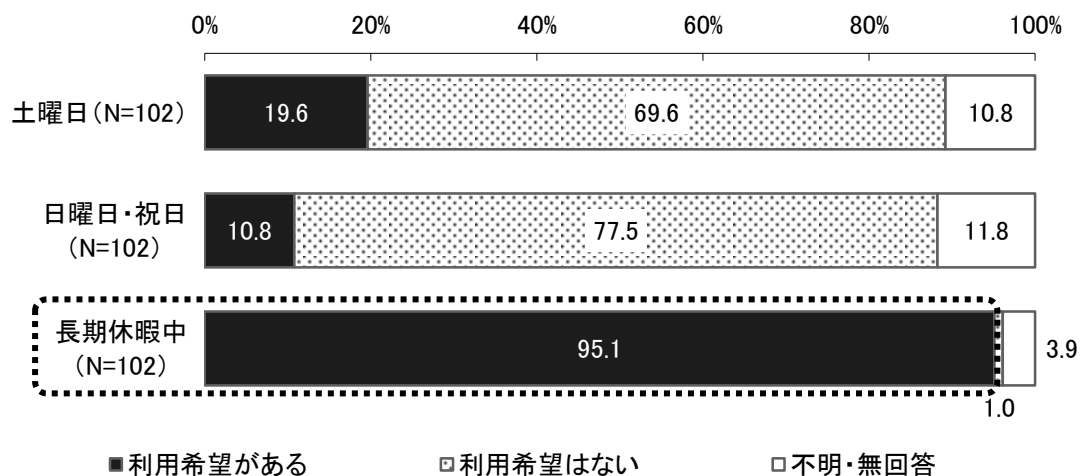
● 休暇中の放課後児童クラブの利用希望について、土曜日、日曜日・祝日では利用を希望している人が一定数みられます。また、長期休暇中では、利用を希望している人が就学前、小学生ともに90%前後と高くなっています。

長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、体制の強化を進める必要があります。

### ■ 休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（就学前保護者）



### ■ 休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（小学生保護者）



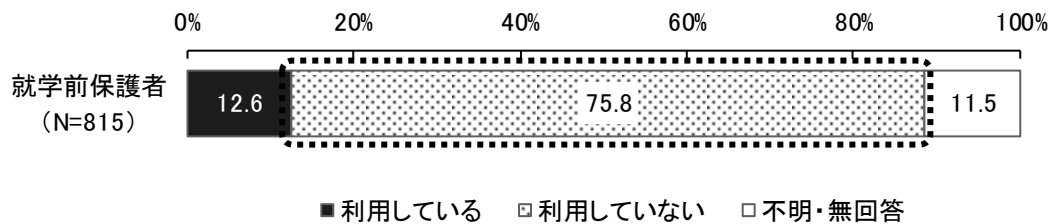
## ⑧ 地域の子育て支援サービスについて

### ア) 子育て支援センターの利用状況について

- 子育て支援センターの利用状況について、「利用していない」が 75.8%となっています。
- 年齢別にみると、0～2歳では「利用している」が 25.8%となっています。

子育て支援センターの周知を行い、  
保護者にとって身近な存在であることを示す必要があります。

#### ■ 子育て支援センターの利用状況について



#### ■ 年齢別

上段:度数 下段:%		問24-(1)【子育て支援センター】 現在、利用されていますか。			
		合計	利用 して いる	利用 して い ない	不 明 ・ 無 回 答
問2(1) 子どもの 年齢区分	全体	815 100.0	103 12.6	618 75.8	94 11.5
	0～2歳	322 100.0	83 25.8	214 66.5	25 7.8
	3歳以上	462 100.0	17 3.7	379 82.0	66 14.3

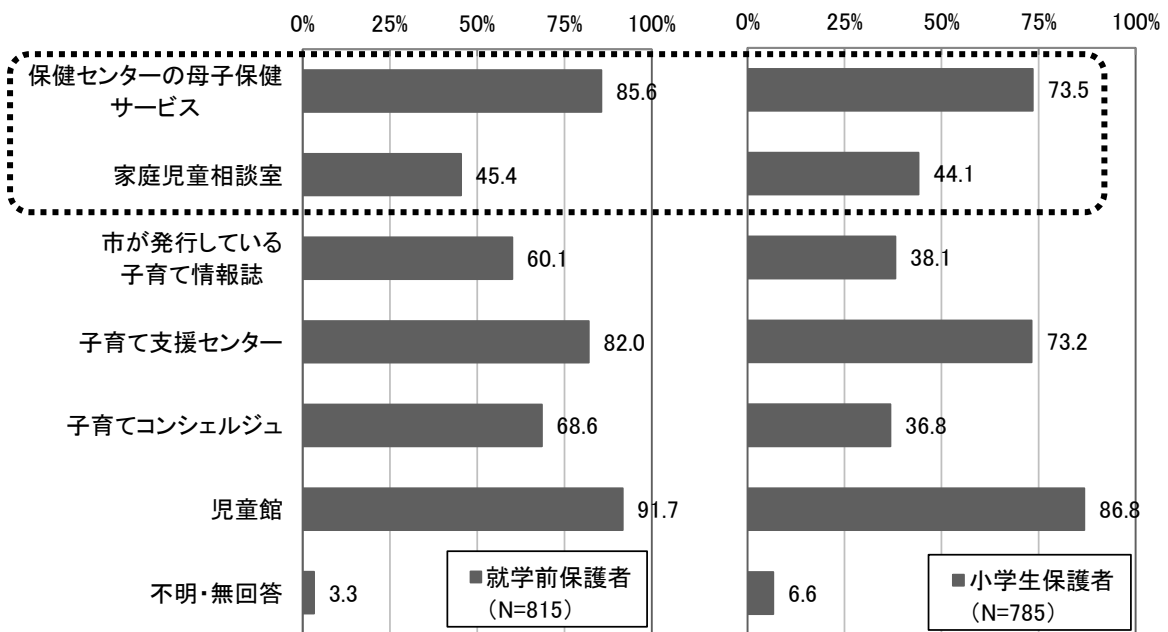


イ) 市の事業やサービスの認知度や利用意向について

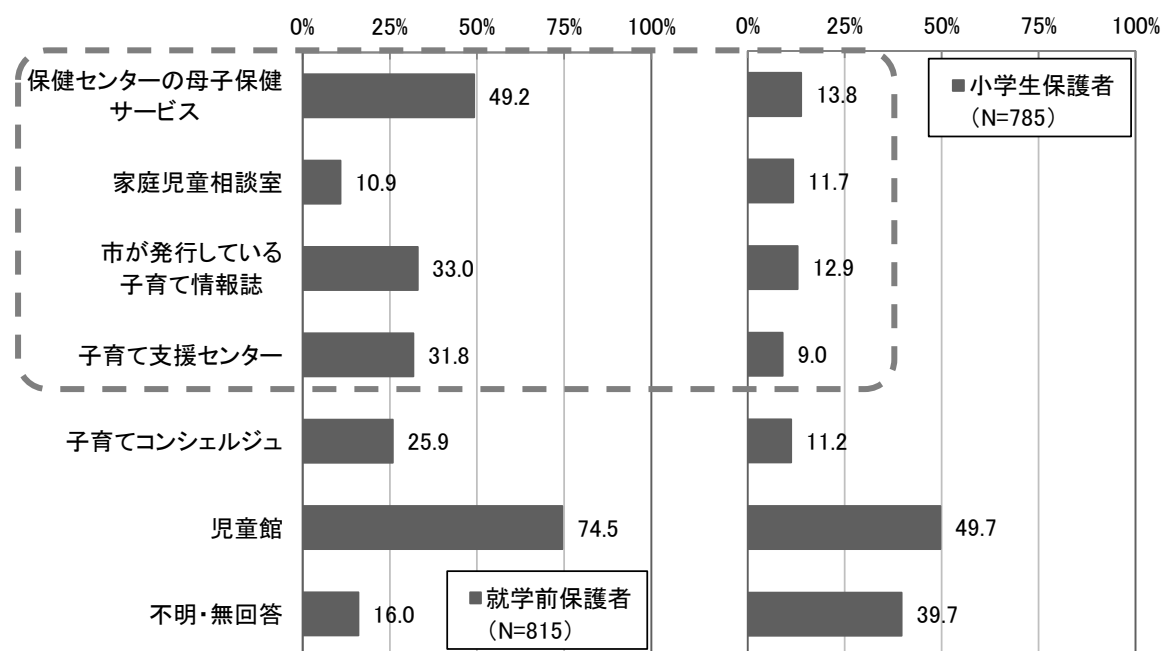
●市の事業やサービスの認知度や利用意向について、前回調査と比較すると全体的に低くなっています。

保護者が必要としているサービスのニーズを踏まえた  
情報周知と機能強化を検討する必要があります。

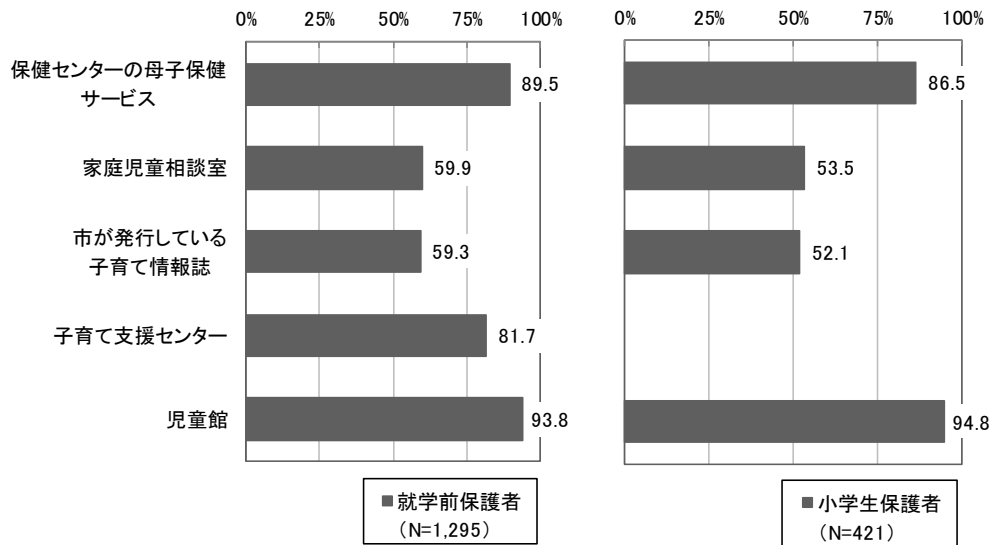
■市の事業やサービスの認知度について[今回調査]



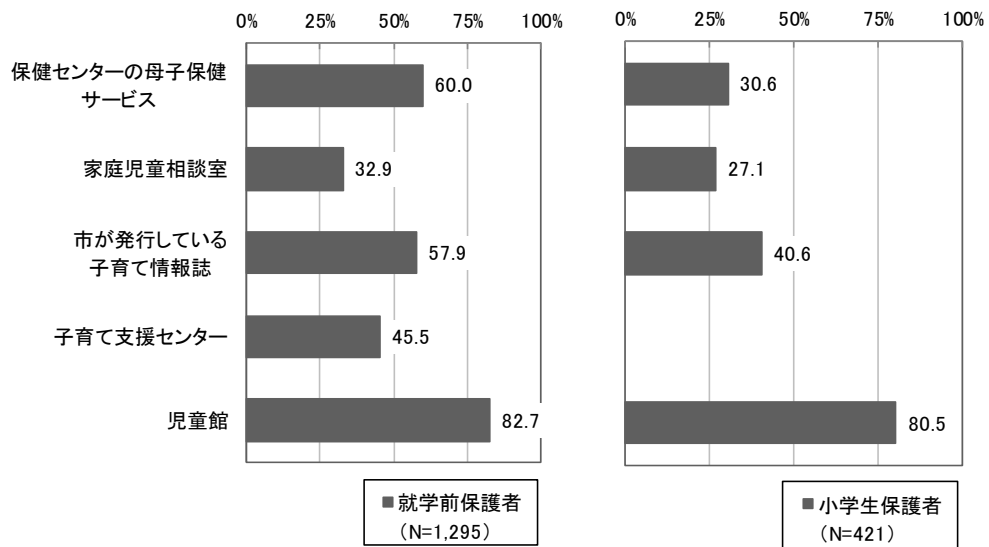
■市の事業やサービスの利用意向について[今回調査]



■市の事業やサービスの認知度について[前回調査]



■市の事業やサービスの利用意向について[前回調査]



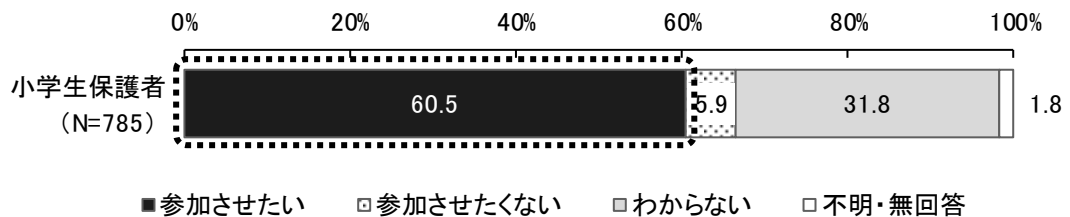
## ⑨ 子育て全般について

### ア) 無料の学習塾の利用意向について

●無料の学習塾の利用意向について、「参加させたい」が約6割と高くなっています。

無料の学習塾の設置・運営支援を検討する必要があります。

#### ■無料の学習塾の利用意向について

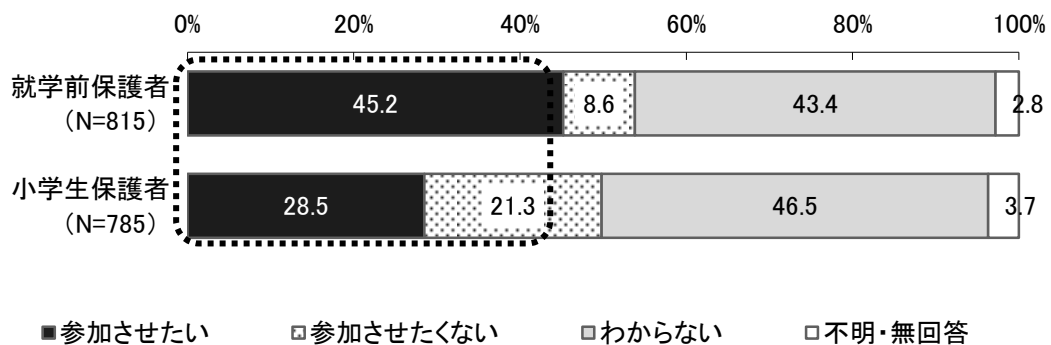


### イ) 子ども食堂<sup>5</sup>の利用意向について

●子ども食堂の利用意向について、就学前、小学生ともに「参加させたい」が「参加させたくない」を上回っています。

子ども食堂の設置・運営支援を検討する必要があります。

#### ■子ども食堂の利用意向について



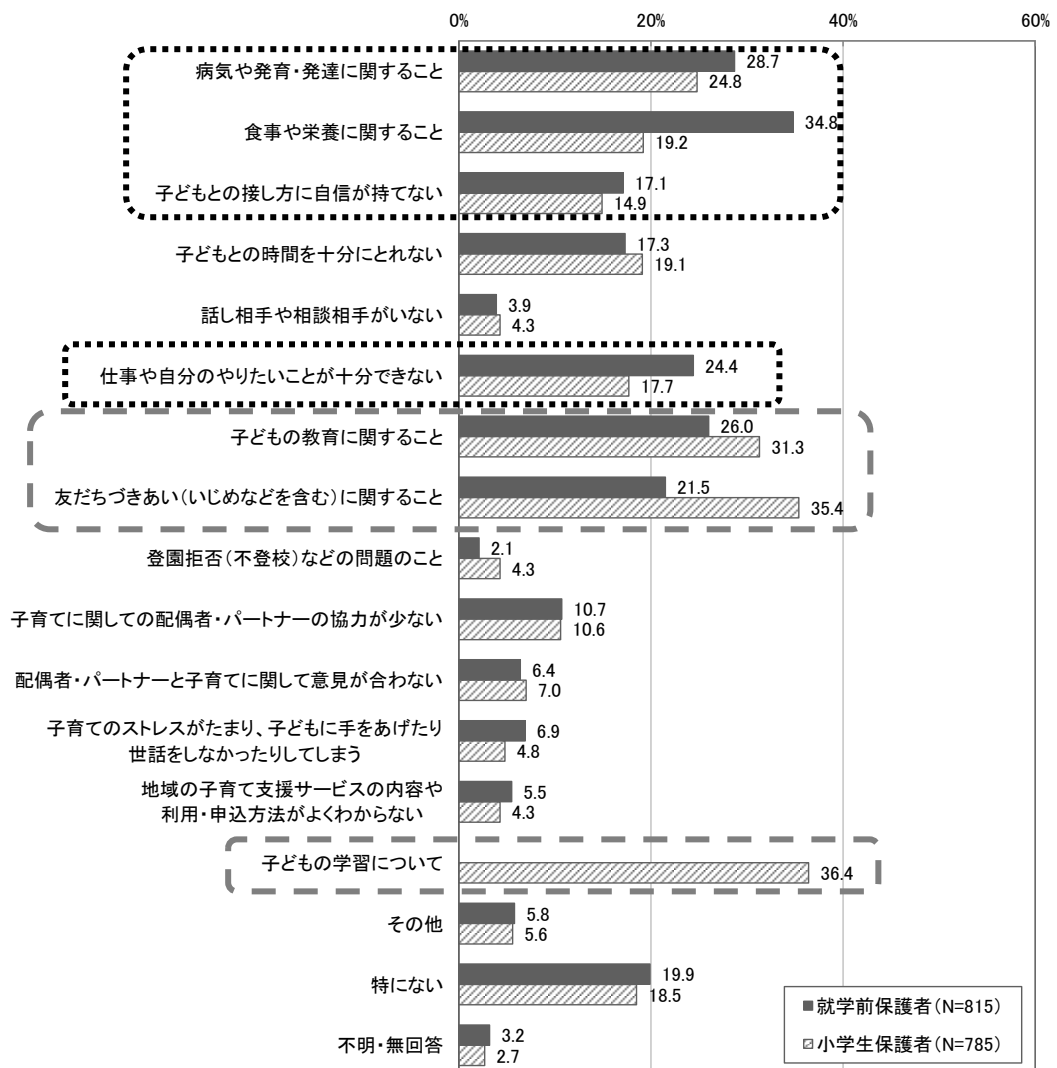
<sup>5</sup> 子ども食堂：子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための場所、または活動。

ウ) 子育てに関して悩んでいること、気になることについて

●子育てに関して悩んでいること、気になることについて、就学前では、「保護者自身の悩み」「子どもの成長」であることに對し、小学生では、「子どもの教育・学習」「友だちつきあい」が多くなっていることがわかります。

子どもの年齢に応じて、悩みや気になることが変化するため、状況に応じて子育てに関する悩みや不安に寄り添える取組が必要です。

■子育てに関して悩んでいること、気になることについて

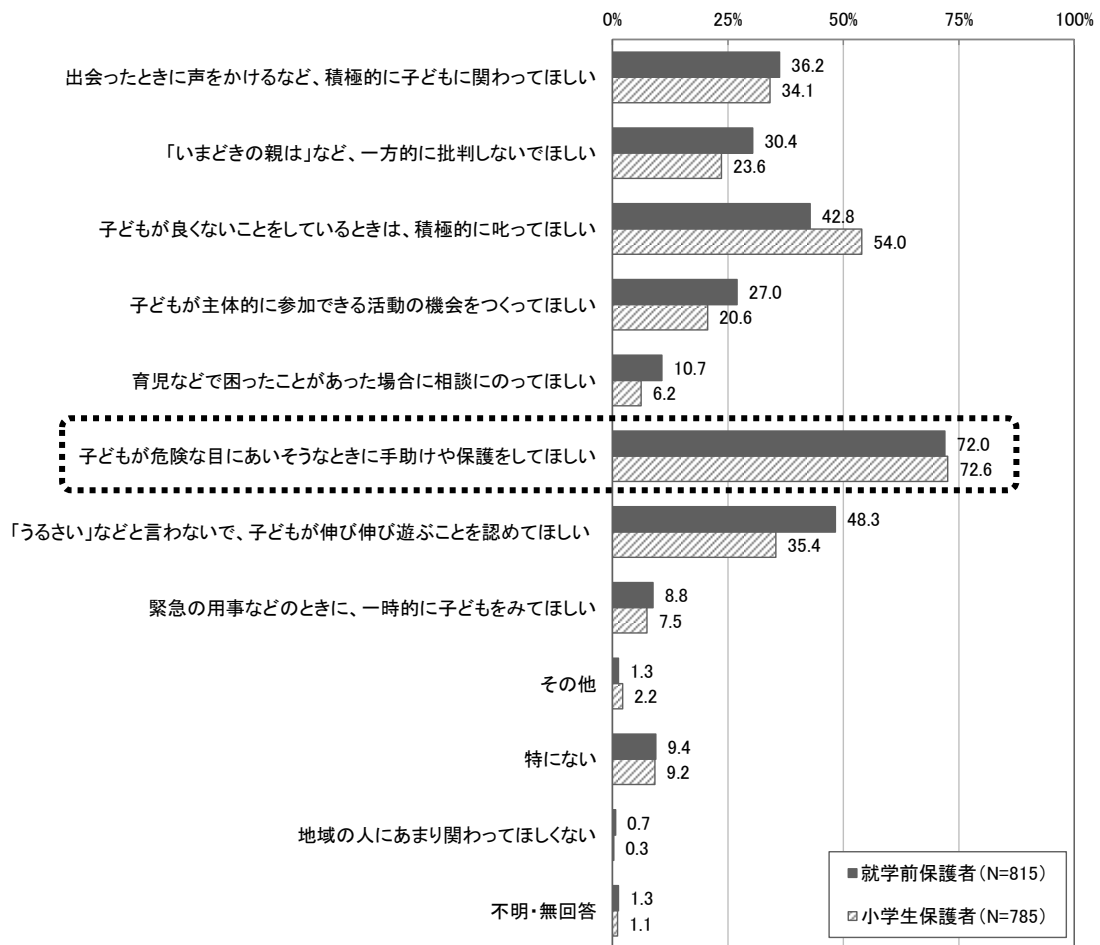


## エ) 子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて

- 子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて、就学前、小学生いずれも「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が最も高くなっています。

地域での見守りが求められており、地域ぐるみでの子育てを進めていく必要があります。

## ■子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて



### 3

## 関係団体ヒアリング調査の状況

### (1) 関係団体ヒアリング調査の概要

日頃より子ども・子育てに関わっている関係団体や保育園・幼稚園・認定こども園を対象に、「蒲郡市子ども・子育て支援に関する関係団体ヒアリング調査」を実施しました。関係団体や保育園・幼稚園・認定こども園からの視点による子ども・子育てに関する意見や市内の子ども・子育ての実態を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

#### ■関係団体ヒアリング調査の概要

	内容
調査地域	蒲郡市全域
調査対象	○ 市内で活動する子どもや保護者に関わる施設、機関、団体の関係者・代表者 ○ 市内の公立・私立の保育園（認可保育園）、幼稚園、認定こども園の代表者
調査方法	郵送による配布・回収

#### ■関係団体ヒアリング調査の回答団体

関係団体		保育園・幼稚園・認定こども園	
児童館	4 団体	公立保育園	16 園
子育て支援センター	3 団体	私立保育園・私立認定こども園	2 園
幼稚園関係者	2 団体	私立幼稚園	3 園
児童クラブ	7 団体		
児童発達支援事業所	1 団体		
民生・児童委員協議会事務局	1 団体		

### (2) 関係団体ヒアリング調査結果からみえる課題

#### ① 活動や園の運営の中で課題と感ずることについて

##### ア) 児童館

- 利用者が減少しています。
- 乳幼児の利用者が多くなっており、乳幼児に対応する活動内容の提供が課題となっています。

より多くの利用者が児童館を利用できるよう、  
利用者に対応する活動内容の見直しを行う必要があります。

## イ) 子育て支援センター

- 支援が必要な子育て家庭への周知が十分ではありません。
- 保護者が、就労後に心身ともに疲れて子育てに力を注げない状況や、悩みを打ち明けられる人や場が見つからずに心を痛めているというケースが見られます。

子育て支援センターの周知を図るとともに、あらゆる相談に対応することができるよう、相談支援体制の強化を進める必要があります。

## ウ) 幼稚園関係者

- PTA役員・委員や先生の負担が大きくなっています。
- PTA役員・委員と会員との間の温度差が大きくなっています。

保護者や学校の負担軽減のため、学校と地域コーディネーターの連携や地域のボランティアの養成を行う等、地域ぐるみでの子育て支援を進める必要があります。

## エ) 児童クラブ

- 利用者が増加する一方、職員の数が不足しています。
- 支援を必要とする子どもや外国人の親子への対応に苦慮しています。

今後のニーズに応じた職員の配置を進めるとともに、様々なケースに対応することができる職員を育成する必要があります。

## オ) 児童発達支援事業所

- 児童発達支援事業や、障がい受容前における相談支援事業等を実施するための整備や仕組みが十分ではありません。

「蒲郡市第3次障害者計画」「蒲郡市第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画」と連携し、発達支援の必要な児童に対し、適切な支援を行うことができるよう、整備や仕組みづくりを進める必要があります。

#### カ) 民生・児童委員協議会事務局

- 民生・児童委員の負担が重くなっています。
- 保育園や児童館との情報交換はできているものの、小中学校との情報交換は十分ではありません。

民生・児童委員の負担を軽減するための取組が必要です。

小中学校との情報交換を促し、切れ目のない子育て支援へつなげる必要があります。

#### キ) 保育園・認定こども園

- 一時預かりの利用者数が減少傾向にあります。
- 施設や設備の老朽化が進んでいます。
- 保護者が利用する駐車場が不足することがあります。
- 外国人の親子への対応に苦慮しています。
- 支援が必要な子どもが増加傾向にあります。
- 1クラスの人数が多くなっています。
- 保育士のスキルアップが必要です。
- 延長保育に対応できる保育士が不足しています。

利用者のニーズに合わせたサービス提供体制の見直しが必要です。

施設や設備の修繕、安全対策を進める必要があります。

近隣の事業者と連携し、駐車場の確保を進める等の対策を講じる必要があります。

様々なケースに対応することができる職員を育成する必要があります。

保育士の確保や育成を進めるとともに、保育士が働きやすい環境を整備する必要があります。

#### ク) 幼稚園

- 幼稚園のニーズが減少傾向にあり、運営費収入の減少につながっており、教職員の待遇面の悪化や教育環境の質の低下にも影響が出ています。
- 特別支援教育のニーズが増加傾向にあり、国の補助金制度による支援のみでは対応が難しくなってきました。
- 教職員が不足しています。

幼保連携型または幼稚園型認定こども園への移行を検討する必要があります。

人材の確保や育成を進める必要があります。



## ② 地域で子どもの成長を見守る・支えるために必要なことについて

### ア) 児童館

- 児童館を安心して相談できる場とする等、保護者に対する子育て支援を行うための環境づくりが必要です。
- 児童館が学校の代わりの場となり、中高生や不登校児童・生徒の居場所として機能することが必要です。
- あらゆる関係機関と連携し、子どもが楽しく過ごすことができるための取組を進める必要があります。

### イ) 子育て支援センター

- 民生・児童委員や主任児童委員、保健センター、児童館等、各関係機関との連携体制を強化し、適切な支援ができるようにする必要があります。
- 地域全体で子どもを見守り、支えるための仕組みづくり、連携体制の整備を進める必要があります。
- 子育てを支援する関係機関の周知が必要です。

### ウ) 幼稚園関係者

- 今後も地域における子どもの見守りが必要です。
- 子どもの入院時やPTAの活動中において、他のきょうだいを一時的に見てくれる人やサービスが必要です。

### エ) 児童クラブ

- 関係機関や学校、地域との連携が必要です。
- 子どもが安心して遊ぶことのできる施設の確保や整備が必要です。
- 親と子がふれあう時間を増やすための支援が必要です。

### オ) 児童発達支援事業所

- 多様性を認める価値観の醸成が必要です。
- 子どもと様々な方がふれ合う機会をつくる必要があります。
- 保護者を対象に子育てのコツを教える機会を設ける必要があります。

## カ) 民生・児童委員協議会事務局

- 子どもに関する情報を共有する必要があります。
- 子どもの教育について、学校任せにするのではなく、保護者も積極的に関わる必要があります。
- 教育・保育サービスのより一層の充実や周知を図る必要があります。

## ③ 園が行いたい・充実したいことについて

### ア) 保育園・認定こども園

- 発達支援が必要であると思われる子どもやその保護者に対し、関係機関等と連携し、安心して生活することのできる環境づくりや適切な支援を行いたいです。
- 小学校での学習や生活の様子を把握することで、必要な力が身に付くよう、園での保育の内容を検討したいです。
- 他の園の子どもや地域の方と交流できる機会を設け、人と関わる力を育てたいです。
- 土曜日の保育時間を拡充したいです。
- 小学校との交流や合同避難訓練を行う機会を設けたいです。
- 小学校と連携し、災害時の避難等について話し合う場を設けたいです。
- 保健師と連携し、子どもの健康に関する情報交換・共有を図りたいです。
- 保育士の確保を進めたいです。
- 3歳未満児の保育の充実を進めたいです。
- 発達支援が必要である子どもやアレルギーを持つ子どもに対応することができる職員の育成や人員配置を進めたいです。
- 外国人の子どもやその保護者へ対応できる体制を整えたいです。
- 園の施設や設備、駐車場の整備を進めたいです。
- 保護者会を行い、保護者同士のつながりをつくりたいです。
- 全職員の保育観をすりあわせ、共通理解を深めたいです。
- 保育中に体調が悪くなった際に安心して過ごすことのできる場所を設けたいです。

### イ) 幼稚園

- 幼稚園、保育園、小学校間の連携を図りたいです。
- 診療機関や保健センター等と連携し、特別支援教育を進めていきたいです。

## 4 子育てC a f eワークショップについて

### (1) 子育てC a f eワークショップの概要

本計画が市民の声や意見を反映した計画となるよう、市内在住の子育て中の保護者を対象に、「蒲郡市子育てC a f eワークショップ」を開催しました。「蒲郡市で子育てをされていてよかったこと」「もっと子育てしやすいまちであるために必要なこと」をテーマとして、自由に意見交換を行う参加体験型の会議（ワークショップ）を行いました。

### (2) 保護者の声のまとめ

#### ① 「蒲郡市で子育てをされていてよかったこと」について

- 公園の充実を感じている方が多くいます。
- 山と海があり、自然とのふれあいを大切に感じている方が多くいます。
- 待機児童がなく、保育園の対応も良いことから、保育園に満足されていることがわかります。

#### ② 「もっと子育てしやすいまちであるために必要なこと」について

- 市民プールの再開を望む声が多くあります。
- 児童クラブの改善を希望されています。
- 保育園に関しては、保育時間の延長、コンシェルジュの活用を望む声が多くあります。

#### ■子育てC a f eワークショップの様子





## 第3章

### 計画の基本的な方向性

# 1 基本理念

「第四次蒲郡市総合計画」では、「三河湾に輝く 人と自然が共生するまち 蒲郡」という将来像の実現に向け、「人と自然の共生」「安全・安心・快適」「人づくり」「明るく元気」「協働・交流」の5つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めています。そのうち、子育て支援分野では、「家族が協力しながら、親も子ども子育て・子育てを楽しんでいます。」「子ども達がこころ豊かに育つよう、地域社会全体で子育てを支えています。」という施策が目指す本市の将来の姿を掲げており、安心して子育て・子育てができるよう、地域、関係機関、行政等が連携し、教育・保育のためのあらゆる支援を行う方向性が示されています。

平成 27 年に策定された「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」では、「蒲郡市次世代育成支援行動計画」に引き続き、「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」という基本理念のもと、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指し、子育て支援施策を推進してきました。

本計画では、「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」や、これまでの本市の子育て支援施策の方向性を継承しつつ、国の動向や社会潮流、子育て家庭を取り巻く環境等を踏まえ、子育て支援施策のより一層の充実を目指します。

## ■基本理念

みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡

## 2 基本目標

子どもは本市の宝です。本市の未来をつくる存在である子どもが幸せを実感し、健やかに成長することができるよう、子どもの育ちを第一に考えた施策を行います。

また、子どもが乳幼児期から学童期、思春期へ成長していく中で、成長過程にあわせた切れ目のない支援を行います。

### (1) 子育て家庭への支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもを育てる家庭への支援が必要不可欠です。親子の育ちに対する支援や、子育てに関する悩みや不安、負担を軽減・解消するための取組、仕事と育児の両立のための取組の推進等、子どもを産み、育てやすいまちを目指した施策を行います。

### (2) 子育てしやすい地域・まちづくり

人口減少や核家族化が進む中、子育てを家庭の中だけで行うことは難しくなってきました。地域のマンパワー<sup>6</sup>や連携体制の活用、行政によるハード・ソフト両面の子育て支援のための環境整備を進めることで、より子育てしやすい地域・まちを目指します。

### (3) 誰もが子育て・子育てができる仕組みづくり

本市のすべての子どもが自分らしく健やかに成長することができるよう、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、適切な支援を行います。

---

<sup>6</sup> マンパワー：現場で働く人間の労働力、人手などのこと。その場で働くことのできる人員の数、人的資源のことを指す。

## 3 施策体系

### ■施策体系

基本理念	
<p>みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡</p>	
<p>子どもへの支援充実のために</p>	
基本目標	施策の方向
<p>1 子育て家庭への 支援の充実</p>	(1) 親子の健やかな育ちに対する支援
	(2) 子育てへの不安・負担の軽減・解消のための取組の推進
	(3) 仕事と育児の両立の推進
<p>2 子育てしやすい 地域・まちづくり</p>	(1) 地域の子育て支援 【放課後子ども総合プラン】
	(2) 子育て支援のための基盤整備
<p>3 誰もが子育て・ 子育てができる 仕組みづくり</p>	(1) 発達に支援が必要な子どもへの支援の充実
	(2) 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実 【子どもの貧困対策計画】
	(3) 児童虐待防止対策の充実



## 第4章

# 事業の量の見込みと確保方策

# 1 教育・保育提供区域の設定と量の見込みの算出

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を定め、区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

## (1) 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育提供区域を市全体の1区域とし、利用者のニーズや提供体制に応じ、柔軟に対応することができるようにします。

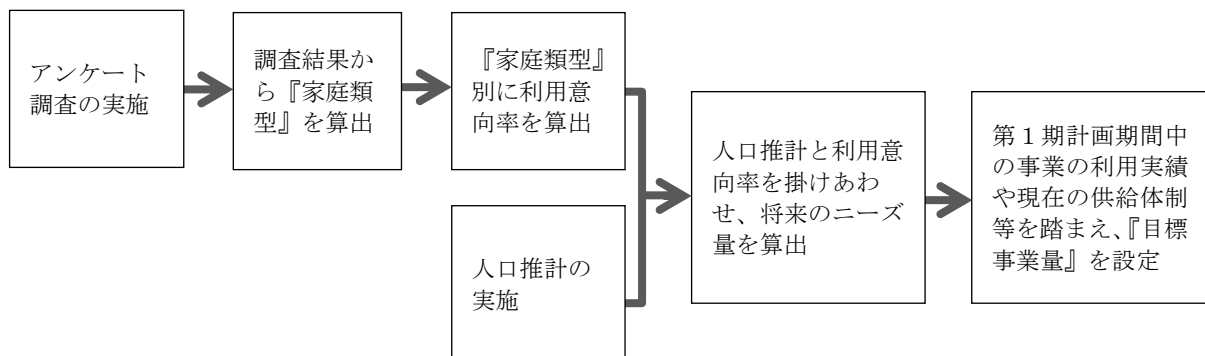
## (2) 量の見込みの算出方法について

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容やその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市では、平成30年度に「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握しました。さらに、アンケート調査結果や、第1期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制、人口推計等の今後の動向を踏まえ、目標事業量を定めました。

また、今後5年間の施設整備、事業の方向性等を踏まえ、量の見込みに対する確保方策を示しています。

### ■アンケート調査実施から目標事業量の設定までの流れ



■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	事業
教育・保育	(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）
	(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）
	(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育事業）
	(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
	(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
	(5) 一時預かり事業
	(6) 病児保育事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
	(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ <sup>7</sup> ）
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
	(10) 養育支援訪問事業
	(11) 妊婦健康診査
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （量の見込み及び確保方策の設定を行わない事業）

<sup>7</sup> 子育てコンシェルジュ：子育て中の保護者の皆様の立場に立って話を伺い、適切な支援につなげる子育ての案内人のこと。保育士などの資格を持ち、市の子育て支援に携わってきた経験のある職員が従事している。

## 2 乳幼児・児童数の推計

本市の乳幼児・児童数は減少傾向にあり、平成31年では7,595人となっています。今後の推計においても乳幼児・児童数は減少傾向となり、令和6年では6,965人となることが見込まれています。

■乳幼児・児童数の推移と推計（単位：人）

	推移					推計				
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	552	592	517	533	561	529	520	511	502	491
1歳	599	580	618	540	568	590	555	546	537	528
2歳	627	601	578	634	550	575	596	562	553	543
3歳	665	632	604	575	633	551	575	597	563	553
4歳	636	659	636	621	591	642	559	583	605	570
5歳	689	644	663	642	627	597	648	564	589	611
6歳	710	687	643	665	637	625	595	646	562	587
7歳	691	701	689	648	664	637	625	595	646	562
8歳	716	686	698	689	655	664	637	625	595	645
9歳	708	716	691	700	694	658	667	640	628	597
10歳	709	706	720	701	710	700	663	672	645	633
11歳	739	708	706	719	705	711	700	663	673	645
合計	8,041	7,912	7,763	7,667	7,595	7,479	7,340	7,204	7,098	6,965

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値はコーホート変化率法による

## 3

## 教育・保育の量の見込みと確保方策

## (1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

## ① 事業内容

1号は、平日日中において、3歳以上の児童で保育の必要がないときに認定するものですが、保護者の就労等で保育の必要があっても、幼稚園の入園を希望する（2号認定教育ニーズ）ときは1号として認定しています。

## ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

市内の幼稚園の収容定員のうち市内児童の割合分（97.0%）と特定教育・保育施設（認定こども園）の利用定員の合計を確保方策として設定し、量の見込みをすべて確保します。

## ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	672	647	662	645	638
	確保方策（B）	676	731	710	710	710
実績値	申請児童数（C）	670	687	672	659	-
	認定児童数（D）	670	687	672	659	-
	差引（C-D）	0	0	0	0	-
利用率		99.7%	106.2%	101.5%	102.2%	-

利用率：「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

## ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度は、「蒲郡あけぼの幼稚園」「蒲郡あさひこ幼稚園」「木船幼稚園」の市内3園と市外の幸田町にある「幸田あけぼの第二幼稚園」及び「鹿島こども園」の計5園で対象児童を受け入れ、量の見込みを上回る体制を確保できました（評価指標①）。

確保方策は申請児童数を上回っています（評価指標②：B-C）。また、利用率も100%を超えていますので、引き続き利用促進に努めていきます。

また、利用定員の範囲内で満3歳児の受け入れを行っている園もあり、実績値にはその児童数も計上しています。平成30年度は、年度末（平成31年3月）に「木船幼稚園」「蒲郡あけぼの幼稚園」「鹿島こども園」で、計45名の満3歳児の受け入れ実績がありました。

### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

### ■認定児童数の実績

区分	最大値 (平成31年3月)	平成30年 4月1日時点	年度途中の認定
認定児童数（人）	659	607	52

## ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の園児数の推移や預かり保育の利用状況等の把握が必要となるため、これまで以上に幼稚園との情報共有や事務手続き等の連携を密にする必要があります。

今後も計画通りに体制を確保し、1号認定ニーズの把握に努めていくとともに、幼稚園との情報の共有化を図ります。

## ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	423	422	413	416	410
② 確保方策	610	610	610	610	610
特定教育・保育施設	207	207	207	207	207
確認を受けない幼稚園	403	403	403	403	403
③ 過不足（②－①）	187	188	197	194	200

## ⑥ 提供体制と確保の考え方

○（2）の2号認定の教育ニーズを含め、既存の市内の幼稚園と認定こども園で量の見込みをすべて確保します。

## (2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

### ① 事業内容

2号は、平日日中において、3歳以上の児童で保育の必要があるときに認定するものです。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

市内の保育園・認定こども園の入所定員の合計を利用定員として設定し、量の見込みをすべて確保します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	1,188	1,143	1,171	1,140	1,127
	確保方策（B）	1,391	1,391	1,382	1,382	1,382
実績値	申請児童数（C）	1,244	1,218	1,166	1,136	-
	認定児童数（D）	1,226	1,193	1,166	1,136	-
	差引（C-D）	18	25	0	0	-
利用率		103.2%	104.4%	99.6%	99.6%	-

利用率：「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、例年と同様、公立保育園16園と私立保育園（認定こども園）2園（みどり保育園・鹿島こども園）で対象児童を受け入れ、量の見込みを上回る体制を確保できました（評価指標①）。

確保方策は申請児童数を上回っています（評価指標②：B-C）。利用率は99.6%であり、量の見込みと申請児童数がほぼ同じであるものの、園によっては定員を超える申請があり、入所の園を調整しました。

#### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

■認定児童数の実績

区分	最大値 (平成31年3月)	平成30年 4月1日時点	年度途中の認定
認定児童数(人)	1,136	1,102	34

④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

3歳以上の未就園児について、人数等の実態把握の方法について検討する必要があります。園によって申請に差があり、特にみどり保育園では、平成30年4月からの入所申込の際に定員を超える申請があり、平成29年度に引き続き市による利用調整を行いました。

また、支援が必要な児童については、児童やその家族にとって最善の支援が提供できるように努めた結果、令和元年度の入所につながったケースもありました。今後も保健師や保育士、療育機関などの関係機関と引き続き連携を行い、児童やその家族にとって最善の支援を提供できるよう努めます。

⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,367	1,360	1,331	1,341	1,324
教育ニーズ	168	167	163	164	163
保育ニーズ	1,199	1,193	1,168	1,177	1,161
② 確保方策	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
特定教育・保育施設	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
認可外保育施設	-	-	-	-	-
③ 過不足(②-①)	25	32	61	51	68

⑥ 提供体制と確保の考え方

- 既存の公立保育園と私立保育園・認定こども園で量の見込みをすべて確保します。
- 教育ニーズは、現状では市内の幼稚園や認定こども園において提供されていますが、特定教育・保育施設においても確保が可能です。



### (3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）【次世代育成支援対策事業】

#### ① 事業内容

3号は、平日日中において、3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定するものです。

#### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

0～2歳児クラスを実施している市内の保育園・認定こども園の受け入れ基盤の確保を進め、0歳児では平成30年度までに保育園・認定こども園で量の見込みをすべて確保し、1・2歳児では、認可外保育施設での受け入れ数を含め平成29年度には量の見込みをすべて確保します。

##### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	459	456	426	417	406
	確保方策（B）	450	450	450	447	441
実績値	申請児童数（C）	497	466	491	537	-
	認定児童数（D）	469	441	491	537	-
	差引（C-D）	28	25	0	0	-
利用率		102.2%	96.7%	115.3%	128.8%	-

利用率：「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

#### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、例年と同様、公立保育園と私立保育園（認定こども園）2園（みどり保育園・鹿島こども園）で414人の児童の受け入れを確保する計画（必要保育士数80人）に対して、認定児童数が上回っていますが、年度途中で10人の保育士を新たに確保することで対応しました。よって待機児童は生じていません。（評価指標①）。確保方策は申請児童数を下回っています（評価指標②：B-C）。

##### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	×	○	○	○	-
	指標②	×	×	×	×	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

■第1期計画期間中の年齢別の内訳と認定児童数の実績値（0歳）（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	67	66	64	63	61
	確保方策（B）	60	60	60	63	63
実績値	申請児童数（C）	48	62	59	59	-
	認定児童数（D）	43	62	59	59	-
	差引（C-D）	5	0	0	0	-
利用率		64.2%	93.9%	92.2%	93.7%	-

利用率：「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

■第1期計画期間中の年齢別の内訳と認定児童数の実績値（1・2歳）（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	392	390	362	354	345
	確保方策（B）	390	390	390	384	378
実績値	申請児童数（C）	449	404	432	478	-
	認定児童数（D）	426	379	432	478	-
	差引（C-D）	23	25	0	0	-
利用率		108.7%	97.2%	119.3%	135.0%	-

利用率：「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

■認定児童数の実績

区分	最大値 （平成31年1月）	平成30年 4月1日時点	年度途中の認定
認定児童数（人）	537	452	85

④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

低年齢児保育ニーズの増加により、低年齢児の受け皿確保が課題となっています。併せて、保育の質の確保にも十分配慮することが必要です。

認定児童数は、平成31年1月が最も多く、年間を通して待機児童は生じませんでした。引き続き保育士の確保を進め、計画どおりの体制を確保する必要があります。

認可外保育施設については、保護者への経済的支援及び保育の質の向上の観点から地域型保育事業への移行促進に努めます。また、認可施設に移行しない場合についても、市も一緒に関わり、保育の質の向上に取り組んでいきます。

## ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（0歳）（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	63	68	73	78	82
② 確保方策	66	68	73	78	82
特定教育・保育施設	66	68	73	78	82
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
③ 過不足（②-①）	3	0	0	0	0

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（1・2歳）（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	518	541	548	567	584
② 確保方策	600	600	600	600	600
特定教育・保育施設	540	540	540	540	540
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	60	60	60	60	60
③ 過不足（②-①）	82	59	52	33	16

## ⑥ 提供体制と確保の考え方

- 既存の公立保育園と私立保育園・認定こども園、認可外保育施設で量の見込みをすべて確保する設定としています。

## 4

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）【次世代育成支援対策事業】

#### ① 事業内容

早朝や夕方などに保育を必要とする児童を、8時間または11時間を超えて保育を行うことで、保護者の需要に対応する事業です。

#### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

現行の保育園の運営体制で量の見込みをすべて確保します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	346	337	332	323	318
	確保方策（B）	346	337	332	323	318
実績値	利用申込数（C）	233	189	216	244	-
	利用者数（D）	233	189	216	244	-
	差引（C-D）	0	0	0	0	-
利用率		67.3%	56.1%	65.1%	75.5%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

#### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、公立保育園14園と私立保育園（認定こども園）2園（みどり保育園・鹿島こども園）で対象児童を受け入れ、量の見込みを確保できる体制を確保できました（評価指標①）。途中入所、利用変更の児童がいるため、年度末（平成31年3月）の人数を実績値としています。確保方策自体は利用申込数を上回っています（評価指標②：B-C）。

### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

### ■利用者数の実績（平成30年度）

区分	保育標準時間認定児童	保育短時間認定児	計
利用者数（人）	86	158	244

## ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

家庭で子どもと十分過ごすことができるよう、労働環境の改善についても検討が求められます。

利用率が75.5%にとどまっているのは、保育認定制度（保育標準時間と保育短時間）の導入により、適正な時間の保育を受けられるようになり、各区分を超える時間における保育を希望する保護者が減少したためと考えています。延長保育時間に従事する保育士の確保と保育の質的な部分で、子どもがゆったりと過ごせる環境づくりができるよう努めます。

## ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	210	208	203	202	199
② 確保方策	210	208	203	202	199
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、公立保育園と私立保育園・認定こども園で量の見込みをすべて確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 【次世代育成支援対策事業】  
【放課後子ども総合プラン】

① 事業内容

放課後、保護者の方が就労などの事由により家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供し、安全に保護します。児童福祉法の改正により、平成27年度から高学年についても、児童クラブの対象児童となりました。

児童クラブ開所時間は、放課後から午後7時までです。

② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

各小学校区に1か所設置する児童クラブ（13クラブ）の受け入れ基盤の拡充・確保を進め、令和元年度までに量の見込みをすべて確保します。

■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	588	585	575	672	699
	確保方策（B）	457	475	498	632	699
実績値	利用申込数（C）	579	608	662	658	-
	利用者数（D）	551	584	576	658	-
	差引（C-D）	28	24	86	0	-
利用率		93.7%	99.8%	100.2%	97.9%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度は、17クラブ・定員650人を確保（平成29年度は14クラブ・定員550人）することで、確保方策以上の受け入れをすることができました（評価指標①）。確保方策は利用申込数を下回っていますが（評価指標②：B-C）、平成30年度から更なる受け入れ体制を整えた結果、確保方策（B）よりも実際の定員の方が人数が多くなりました。

■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	×	×	×	×	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

#### ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

児童の安全性の観点から、児童クラブの小学校内での開設が求められます。また、支援員の確保及び専門性を充実させることが課題となっています。

平成30年度は、大塚、蒲郡南部、中央の3クラブにおいては既存の児童クラブ室は継続しつつ、それぞれの小学校内の一教室を児童クラブ室として新たに整備しました。このことにより、17クラブ定員650人を確保し、確保方策以上の受け入れをすることができました。

なお、令和元年度は申込者数が前年度と比べ増加したため、更に4クラブ増設し、21クラブ定員750人の体制としました。

#### ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

##### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	739	753	791	804	823
小学1年生	235	231	259	232	249
小学2年生	240	253	257	296	273
小学3年生	180	183	189	189	215
小学4年生	69	70	67	66	63
小学5年生	14	15	18	20	22
小学6年生	1	1	1	1	1
② 確保方策	750	753	791	804	823
③ 過不足（②－①）	11	0	0	0	0

#### ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、新規の児童クラブの開設に努め、量の見込みの確保を図ります。

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### ① 事業内容

保護者の病気や就労などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設などで一時的に養育・保護します。ショートステイの利用期間はおおむね7日以内です。

#### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

児童福祉施設（豊橋市内の児童養護施設2か所、乳児院1か所）の利用により確保計画数をすべて確保します。

##### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人日／年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	28	27	27	26	26
	確保方策（B）	28	27	27	26	26
実績値	利用申込数（C）	11	19	30	37	-
	利用者数（D）	11	19	30	37	-
	差引（C-D）	0	0	0	0	-
利用率		39.3%	70.4%	111.1%	142.3%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

#### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度のショートステイ利用施設については、例年同様、2歳未満児の受け入れ先として「豊橋ひかり乳児院」、2歳以上児の受け入れ先として児童養護施設「豊橋平安寮」・「豊橋若草育成園」と委託契約できたことから十分な体制は取れているものと捉えています。

利用申込数（＝申込者数）自体は見込み値及び確保方策値を超えた結果となりましたが、受け入れ施設より定員オーバーなどの理由で、利用のお断りを受けたことはなく、希望日すべて対応できていることから、量の見込みを確保できる支援体制については計画どおり確保できたと判定しています（評価指標①）。また、確保方策としても、評価指標自体は計算式上×となっていますが、上記同様の理由により大きな問題はないと考えます（評価指標②：B-C）。



## ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	×	×	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

## ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

引き続き、あらゆる機会をとらえて事業の周知を図ることが求められます。

家庭児童相談室において育児疲れの母子を利用につなげるなど、家族、親類や知り合い等の支援者による子どもの見守り支援が受けられない真に支援が必要な家庭に対し、養護・保護先を提供し、子どもの心身の安全に寄与するよう努めています。

## ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人日／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	61	61	59	59	58
② 確保方策	委託3か所	委託3か所	委託3か所	委託3か所	委託3か所
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、市外の児童福祉施設3か所に子育て短期支援事業を委託し、量の見込みをすべて確保します。

## (4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

### ① 事業内容

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

既存の3か所の子育て支援センターで量の見込みをすべて確保します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人回／年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	16,990	16,793	15,843	15,467	15,101
	確保方策（B）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実績値	利用申込数（C）	12,442	12,845	13,715	12,224	-
	利用回数（D）	12,442	12,845	13,715	12,224	-
	差引（C-D）	0	0	0	0	-
利用率		73.2%	76.5%	86.6%	79.0%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度も、例年同様3か所で実施し、計画値を確保できる体制を確保できました（評価指標①）。

評価指標②については、本事業では直接の比較はできないものの、利用申込数から判断して現状の3か所での運営で対応できていると考えます。

#### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	-	-	-	-	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

#### ■相談件数の実績（単位：件）

平成29年度	平成30年度	増減
232	356	124

#### ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

虐待防止の観点からも、潜在的利用者の利用促進を図る取り組みが求められます。

今後も施設の周知や利用しやすい環境の工夫に取り組みつつ、潜在利用者の利用促進に力を入れていきたいと考えています。相談件数が増加し、内容も多種多様であるので引き続き丁寧に関わりながら、保護者支援に力を入れていきます。

#### ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人回／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	12,455	12,286	11,904	11,705	11,485
② 確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

#### ⑥ 提供体制と確保の考え方

- 引き続き、既存の子育て支援センター3か所で、地域子育て支援拠点事業を実施し、量の見込みをすべて確保します。

## (5) 一時預かり事業【次世代育成支援対策事業】

### ① 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。一時預かりには、幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）と保育園その他の場所での一時預かりがあります。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）、保育園その他の場所での一時預かりのいずれも、既に実施している幼稚園又は保育園で量の見込みをすべて確保します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人日／年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	18,388	17,729	21,609	21,047	20,764
	確保方策（B）	18,986	18,388	26,445	26,028	25,848
実績値	利用申込数（C）	11,719	11,978	14,081	11,887	-
	利用者数（D）	11,398	11,764	13,832	11,550	-
	差引（C-D）	321	214	249	337	-
利用率		62.0%	66.4%	64.0%	54.9%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度については、幼稚園の預かり保育（通常の保育時間を超えて自園の児童を預かるもの）と保育園の一時預かり（保育園に入所していない児童を預かるもの）を実施しました。総数では計画値の範囲内でしたが、保育園の一時預かりでは利用調整やキャンセル待ちが発生したため、評価指標①は×としています。

確保方策は利用申込数を上回っています（評価指標②：B-C）が、保育園での一時預かりに高いニーズがあります。

## ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	×	×	×	×	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

## ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

より良い子育てに繋げていくという観点から、引き続き、一時預かりのリフレッシュのための利用が可能であることを、保護者に積極的に周知することが求められます。

平成30年度を通して、公立部会での一時預かり保育事業のマニュアル検討会議を重ね、各保育園での一時預かり保育の質やルールの一定化を図りました。また、昨年に引き続き、各園の利用状況、抱える問題などを共有し、より子どもと保護者に寄り添った保育を目指しました。

## ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策

【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】（単位：人日／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	7,077	7,045	6,895	6,946	6,856
② 確保方策	7,077	7,045	6,895	6,946	6,856
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【保育園における一時預かり】（単位：人日／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	4,292	4,273	4,182	4,213	4,158
② 確保方策	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
③ 過不足（②－①）	5,208	5,227	5,318	5,287	5,342

## ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 一時預かり事業を実施している幼稚園（預かり保育）、保育園において量の見込みをすべて確保します。

## (6) 病児保育事業【次世代育成支援対策事業】

### ① 事業内容

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業（病児対応型）と、病気は治っているものの、病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業（病後児対応型）とがあります。蒲郡市では市内の事業者を実施を委託しています（平成28年度から病児対応型に拡大）。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

平成27年度までは現在の病後児対応型の受け入れ施設で実施し、平成28年度からは病児対応型の担い手となる病院等を確保し、令和元年度までに量の見込みをすべて確保します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人日／年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	589	574	565	551	542
	確保方策（B）	240	240	450	525	600
実績値	利用申込数（C）	2	18	12	6	-
	利用者数（D）	2	18	12	6	-
	差引（C-D）	0	0	0	0	-
利用率		0.3%	3.1%	2.1%	1.1%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、例年同様、市内の病児・病後児対応施設「おひさまキッズ」に事業を委託し、計画値を確保できる体制を実現できました（評価指標①）。

平成30年度には児童41人の新規登録があり、平成22年2月22日の事業開始時点から数えて223人の児童が登録を受けています。

#### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

■利用実績（平成 30 年度）

利用児童の年齢	延べ人数（人）	病児保育（人）	
		病児保育（人）	病後児保育（人）
1 歳	2	2	0
2 歳	1	1	0
3 歳	2	2	0
4 歳	1	1	0
5 歳	0	0	0
6 歳	0	0	0
計	6	6	0

④ 第 1 期計画期間中の課題と今後の方向性

1 日の受入定員は 3 人であるため、インフルエンザの大流行などで一定期間に利用が集中し受入ができない場合の対応について検討が必要です。

確保方策と利用申込数とでは大きな乖離があり、今後においても事業の PR に努め、真に必要とされている方が利用できるように取り組みます。

⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人日／年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	17	17	16	16	16
② 確保方策	委託 1 か所 定員 3 人/日	委託 1 か所 定員 3 人/日	委託 1 か所 定員 3 人/日	委託 1 か所 定員 3 人/日	委託 1 か所 定員 3 人/日
⑤ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

⑥ 提供体制と確保の考え方

- 引き続き、市内の病児・病後児対応施設に病児保育事業を委託し、量の見込みをすべて確保します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の 就学児童対象部分【次世代育成支援対策事業】

### ① 事業内容

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

援助会員を50人（平成25年度末39人）まで増やし、平成30年度までに確保計画数をすべて確保します。実績を踏まえて、利用者の1割が就学児の利用と想定します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人日／年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	1,276	1,264	1,252	1,247	1,235
	確保方策（B）	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
実績値	利用申込数（C）	369	471	479	327	-
	利用者数（D）	281	412	384	207	-
	差引（C-D）	88	59	95	120	-
利用率		22.0%	32.6%	30.7%	16.6%	-

利用率：「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

### ③ 第1期計画期間中の評価

援助会員を69人確保しており（平成30年度末）、計画値を確保できる体制を維持していません（評価指標①）。確保方策は利用申込数を上回っています（評価指標②：B-C）。実績値の差引120（人日）については、昨年度同様、他に見てもらえる人ができたなど利用者側の都合によりキャンセルとなった件数です。

#### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。



■事業全体の実績（5以外の項目）

区分	平成 29 年度			平成 30 年度		
	全体	就学児	未就学児	全体	就学児	未就学児
利用申込数 (人日/年)	1,803	479	1,324	1,982	327	1,655
利用者数 (人日/年)	1,407	384	1,023	1,523	207	1,316
利用者数の比率	—	27%	73%	—	14%	86%

④ 第 1 期計画期間中の課題と今後の方向性

引き続き、援助会員が少ない地域や依頼会員のニーズが多い朝や帰りの時間帯で援助ができる会員の確保が求められます。

就学児に関する利用状況としては、児童クラブの利用時間の拡大などに伴い、減少傾向にあり、計画見込みとしていた1割に近づきつつあります。しかしながら、地域によって援助会員数にバラつきがあるため、引き続き援助会員の確保のため、周知活動に努めていきたいと考えています。

⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策

【就学児（小学生）】（単位：人日/年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	335	329	322	318	312
② 確保方策	335	329	322	318	312
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

○ 利用の中心が就学前児童であるため、第 2 期計画では、就学児童に加え就学前児童についても進捗管理を行います。

【就学前児童】（単位：人日/年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1,525	1,497	1,469	1,447	1,420
② 確保方策	1,525	1,497	1,469	1,447	1,420
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 援助会員 1 人当たり年間 25 人日の活動により必要な提供体制を確保できる見込みですが、会員の地区に偏りがあるため、今後も援助会員の確保に努め、子育て援助活動支援事業を円滑に提供します。

## (8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

### ① 事業内容

子どもまたは子どもの保護者が身近な場所において、相談に基づき子ども・子育て支援に係る情報提供、事業の利用について、必要なときに支援が受けられる事業を行います。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

平成27年度から平成30年度までは既存の子育て支援センター2か所と市役所窓口で実施し、令和元年度までに子育て世代包括支援センターと児童発達支援センターの整備を進め、4か所での実施を目指します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：か所）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み（A）	2	2	2	2	3
	確保方策（B）	2	3	3	3	4
実績値	実施施設（C）	0	3	3	3	-

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成28年度に、西部子育て支援センター・中央子育て支援センター・子育て支援課の3か所に1人ずつ子育てコンシェルジュ（利用者支援事業従事者）を配置し、利用者支援事業の「基本型」を開始することで、量の見込みを上回る体制を確保できました。（評価指標①）。

評価指標②については、本事業では直接の比較はできませんが、引き続き利用者のニーズを把握しながら検証していきます。

#### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	×	○	○	○	-
	指標②	-	-	-	-	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

## ■相談等の利用実績

区分	相談件数 (件)	相談件数			相談人数 (人)
		西部	中央	子育て支援課	
平成 28 年度	1,604	172	195	1,237	1,224
平成 29 年度	2,934	339	313	2,282	2,045
平成 30 年度	2,826	401	300	2,125	2,128

### ④ 第 1 期計画期間中の課題と今後の方向性

第 1 期では、市ホームページ（『子育てコンシェルジュの部屋—子育てお役立ち情報』）の掲載をはじめ、『子育てコンシェルジュ便り』の定期発行（隔月）、広報がまごおり『子育てコンシェルジュ通信』の掲載を通し、タイムリーな子育て情報の発信・提供を継続してきました。引き続き、子どもや保護者が必要なときに必要な子育て支援を受けられるように、情報啓発の充実が求められます。

また、子育て支援センターでは、来所者の固定化・限定化がみられるため、『街角コンシェルジュ（出張相談会）』の実施回数を拡大し取り組んだところ、電話や来所等、自分からアプローチしづらい方からの相談も多く、いろいろな相談ニーズがあることがわかりました。子育ての不安・ストレス相談では、自分の気持ちを聞いてほしい、わかってほしい思いがあり、悩みの聞き手としての子育てコンシェルジュの役割が今後とも求められます。

### ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

#### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：か所）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
② 確保方策	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、子育てコンシェルジュを配置し、利用者支援事業を実施します。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

### 【次世代育成支援対策事業】

#### ① 事業内容

生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。蒲郡市が直営で実施しています。

子育てに関する不安の解消を図るとともに虐待の早期発見や予防を図ります。

#### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

赤ちゃん訪問員や保健師、助産師による訪問実施体制により、赤ちゃんが生まれたすべての家庭に対し、生後3か月までに家庭訪問します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み (A)	560	546	532	520	507
	確保方策 (B)	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 9名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 9名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 11名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 12名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師 2名 保健師 13名
実績値	実施体制 (C)	赤ちゃん訪問員 26名 助産師 2名 保健師 10名	赤ちゃん訪問員 24名 助産師 2名 保健師 10名	赤ちゃん訪問員 24名 助産師 2名 保健師 11名	赤ちゃん訪問員 25名 助産師 2名 保健師 12名	-
	訪問件数 (D)	557	512	490	549	-

#### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、量の見込みを上回る実績確保できる体制を確保し（評価指標①）、多くの訪問を実施することができました。今の実施体制（人数）で支援ができていると考えます（評価指標②：B-C）。

### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

### ■訪問実施率と訪問未実施者への対応（平成30年度）

訪問実施率	96.5%
未実施の理由	未実施21名のうち、次年度4月に入ってから訪問4人、里帰りが長く対象時期である4か月までに自宅に戻ってこない4名、住民票はあるが居住していない2名等
未実施者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談</li> <li>・4か月児健診での面接</li> <li>・里帰り先の市町村の保健師への訪問依頼</li> <li>・外国人の方で通訳が必要な方へはあいち医療通訳システムを利用し、通訳の方と同行訪問し相談実施</li> </ul>

## ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

ほとんどの家庭に訪問できており、約半数が生後1か月までに訪問しています。引き続き、早期の訪問と支援が求められます。また、訪問の結果、継続支援の必要な家庭については、養育環境の把握をするとともに、子育て相談や個別対応による支援が必要です。

訪問未実施21名の状況把握はできており、必要に応じ里帰り先への訪問依頼や面接等を実施しています。

## ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	529	520	511	502	491
② 確保方策	赤ちゃん訪問員 27名	赤ちゃん訪問員 27名	赤ちゃん訪問員 27名	赤ちゃん訪問員 27名	赤ちゃん訪問員 27名
	助産師 2名	助産師 2名	助産師 2名	助産師 2名	助産師 2名
	保健師 12名	保健師 12名	保健師 12名	保健師 12名	保健師 12名

## ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。

## (10) 養育支援訪問事業【次世代育成支援対策事業】

### ① 事業内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援、育児・家事援助を行う事業です。蒲郡市が直営で実施しています。

家庭での適切な養育の実施を確保することで乳幼児の健やかな成長や虐待の予防を図ります。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

保健師や助産師、看護師による訪問実施体制により、こんにちは赤ちゃん訪問や各種健診を通じて養育支援の必要性が認められる家庭を訪問します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み (A)	29	29	35	34	34
	確保方策 (B)	助産師 2名 看護師 1名 保健師 9名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 9名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 11名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 12名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 13名
実績値	実施体制 (C)	助産師 2名 看護師 1名 保健師 9名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 9名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 11名	助産師 2名 看護師 1名 保健師 12名	-
	訪問件数 (D)	実 38人 ・25世帯 延べ168人	実 35人 ・27世帯 延べ150人	実 25人 ・17世帯 延べ42人	実 48人 ・25世帯 延べ55人	-

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、量の見込みを上回る実績確保できる体制を確保し（評価指標①）、多くの訪問を実施することができました。今の実施体制（人数）で支援ができていると考えます（評価指標②：B-C）

■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

■妊娠期及び産後間もなくといった早期からの支援（平成30年度）

6世帯	実10人	対応：関係機関と連携して支援
-----	------	----------------

④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

新規の養育支援の家庭が増えています。対象者や訪問回数等、支援の量が増加した場合においても、すべての家庭に必要な支援を受けることができる実施体制の維持が求められます。

保健師を中心として、地域の子育て関係機関と連携しながら支援しています。必要な方に支援ができているかを検討していきます。

⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	30	30	30	30	30
② 確保方策	助産師 2名	助産師 2名	助産師 2名	助産師 2名	助産師 2名
	看護師 1名	看護師 1名	看護師 1名	看護師 1名	看護師 1名
	保健師 12名	保健師 12名	保健師 12名	保健師 12名	保健師 12名

⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。

## (11) 妊婦健康診査

### ① 事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。

### ② 第1期計画期間中の確保方策と進捗状況

母子健康手帳交付時に、県内医療機関で妊婦健診が公費で受けられる受診票を交付し、すべての妊婦が県内統一検査項目の健康診査を受診できるよう医療機関に委託します。

#### ■第1期計画期間中の進捗状況（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み (A)	560	546	532	520	507
	確保方策 (B)	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託
実績値	実施体制 (C)	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	-
	受診件数 (D)	581	541	559	548	-

### ③ 第1期計画期間中の評価

平成30年度についても、例年同様、委託により量の見込みを確保できる体制を計画どおり確保できました（評価指標①）。引き続き医療機関へ委託することで、妊娠中の健康の保持・増進に努めていきます（評価指標②：B-C）。

#### ■第1期計画期間中の評価

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	指標①	○	○	○	○	-
	指標②	○	○	○	○	-

指標①：評価指標①では、計画通りに準備が進められたかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）を満たすことができる体制が確保されていると判定したときは「○」を、確保されていないと判定したときは「×」を記載しています。

指標②：計画で定めた「確保方策」自体が現実の保護者のニーズを満たしているかどうかを判定します。具体的には、「確保方策」の計画値（B）－「利用申込数など」（C）の値がプラスのときは「○」を、マイナスのときは「×」を記載しています。

#### ■認定児童数の実績（平成30年度）

母子健康手帳発行数	（再掲）妊婦健診の1回目受診件数
544件	548件



#### ④ 第1期計画期間中の課題と今後の方向性

医療機関委託で実施していますが、ほとんどの妊婦が健診を受診できており、引き続き現在の実施体制で健診を実施するとともに、健診の結果で異常の所見があった妊婦へこれまで以上に充実した対応が求められます。

母子健康手帳交付から妊婦健診・乳幼児健診とカルテで一元的に管理しています。

#### ⑤ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

##### ■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	529	520	511	502	491
② 確保方策	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託

#### ⑥ 提供体制と確保の考え方

○ 引き続き、医療機関に委託し、量の見込みをすべて確保します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ① 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業及び新制度に移行していない幼稚園に通う子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降すべての子どもに対して、教育を利用するための必要な副食費相当分の費用を助成する事業です。

### ② 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	55	55	54	54	54
② 確保方策	55	55	54	54	54
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### ③ 提供体制と確保の考え方

国の動向に応じ、必要な助成を実施していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (量の見込み及び確保方策の設定を行わない事業)

### ① 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### ② 提供体制と確保の考え方

サービス提供の必要性に応じ、事業者からの参入希望等を調査し事業を展開していきます。

# 第5章

## 施策の展開

【次世代育成支援行動計画】

# 1 子育て家庭への支援の充実

## (1) 親子の健やかな育ちに対する支援

親子が健やかに子育て・親育ちができるよう、子どものライフステージ<sup>8</sup>に応じた親子の健康面に対する支援を行います。

### ① 次世代育成支援対策の推進による事業

No.	事業	内容		担当課
1	育児教室の開催	子育てに関する教室を実施する。		健康推進課
		参考指標	進捗管理値 (H30)	事業の方向性
		開催教室数	9 教室	継続
2	子ども医療費助成	子どもの健全な育成と福祉の増進を図るため、医療費の助成を実施する。		保険年金課
		参考指標	進捗管理値 (H30)	事業の方向性
		助成対象	通院・入院：中学校卒業まで	継続

### ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	妊娠・出産に関する支援の充実	子育て世代包括支援センター「うみのこ」が母子健康手帳交付時に安心して妊娠・出産・子育てができるよう地域の情報や利用できるサービスの紹介やプランを作成し支援する。	健康推進課
2	妊産婦健診、訪問等による相談の充実	妊娠中及び産後の母親の健康管理と疾病等の早期発見のため、妊産婦健診・妊婦歯科健診の充実に努める。母親の育児不安の軽減のため、訪問等による相談・指導を実施する。	健康推進課
3	産前産後サポート事業	身近に支援者がいない、育児不安が高い妊婦を対象に交流等を通じて安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援する。	健康推進課
4	産後ケア事業	授乳や育児等の相談や休養ができるサービスを提供し安心して子育てができるよう支援する。	健康推進課
5	乳幼児健康診査、事後指導の充実	各種乳幼児健康診査を実施する。乳幼児の健やかな発育・発達を促し、安心して子育てができるよう、健診後のフォローを行う。	健康推進課

<sup>8</sup> ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のこと。

## (2) 子育てへの不安・負担の軽減・解消のための取組の推進

子育てへの不安・負担の軽減・解消のため、情報提供の強化や子育てに関する相談支援体制の整備等に努めます。

### ① 次世代育成支援対策の推進による事業

No.	事業	内容	担当課	
1	「子育て支援ガイドブック にこにこ」の発行	妊娠から出産、子育て期における子育て支援や施設について、子どもの成長に応じてわかりやすくまとめる。ニーズ応じた掲載内容の充実と情報提供を図っていく。	子育て支援課	
		参考指標	進捗管理値 (H30)	事業の方向性
		発行部数	2,500部	継続

### ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	子育て支援に関する情報提供	母子健康手帳配布時、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）等の機会や、市のホームページ、子育て応援アプリ「うーみんなび」等において、子育て支援に関する情報の提供や発信を行う。	健康推進課
2	子育て相談の充実	地域子育て支援センター・家庭児童相談室等で相談事業を実施する。	子育て支援課
		保健センター、子育て世代包括支援センター「うみのこ」等で子育て相談を実施する。地区担当保健師が継続的に関わり、個別相談を実施する。	健康推進課
3	赤ちゃんサロン等の開催	母親同士の交流を図り、子育ての悩みを話し合うことで育児不安の軽減を図る。	健康推進課
4	幼児教室の開催	子育てネットワーク <sup>9</sup> 活用モデル事業を活用し、市民との協働により子育て教室などの事業を実施する。	生涯学習課
5	子育てコンシェルジュの設置	子育てコンシェルジュにより各種子育て支援関連情報や制度に関する情報提供、相談を行い子育て支援を行う。	子育て支援課
6	生涯学習機会の充実	性別に関わらず誰もが参加しやすい生涯学習環境の充実に努める。各種講座開催時の託児の設置等を検討する。	生涯学習課

<sup>9</sup> 子育てネットワーク：愛知県で養成した、乳幼児から小中学生の子をもつ親の子育てについての相談に気軽に応じたり、地域の子育てグループや子育てサークルの活動を中心になって支援したりするボランティア。

### (3) 仕事と育児の両立の推進

ワーク・ライフ・バランス<sup>10</sup>の啓発や女性の就労支援、父親の家庭への参画促進等を進め、働きながら安心して子育てができる環境の整備を進めます。

#### ① 次世代育成支援対策の推進による事業

No.	事業	内容		担当課
1	休日保育事業の実施	保護者が休日に就労等により家庭での保育が困難である場合、指定の保育所で保育を行う。		子育て支援課
		参考指標	進捗管理値 (H30)	事業の方向性
		実施か所数	1 か所 (中部保育園)	継続

#### ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	育児・介護休業の取得の促進	育児・介護休業法の改正内容を周知し、育児・介護休業の取得促進に努める。	観光商工課
2	ワーク・ライフ・バランスについての周知の推進	市の広報紙などで、仕事と生活との調和を図ることの重要性の周知やそのための先進的な取り組み事例についての情報提供を推進する。	観光商工課
3	ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	国・県等からの情報提供をもとに、ファミリー・フレンドリー企業の普及に努める。	観光商工課
4	県・国等の女性起業家支援事業の活用促進	県・国等の女性起業家支援事業の活用について、蒲郡商工会議所等と連携し、活用を促進する。	観光商工課
5	県等が行う職業訓練やセミナー等の情報提供	働く女性のために県等が行う職業訓練やセミナー等の情報についてポスターやチラシなどで公共施設窓口にて提供する。	観光商工課
6	女性就業援助相談の充実	県等と連携を図り、女性就業相談の充実に努める。	観光商工課
7	女性の再就職に関する情報提供などの充実	県等と連携を図り、専門職登録制度や女性の再就職に関する情報提供や相談の充実に努める。	観光商工課
8	女性による地域密着型産業の起業などチャレンジの支援	女性や退職者等が自宅や空き店舗などにおいて起業することの支援を推進する。	観光商工課
9	市内事業所に対する実態調査	市内事業所に対し、男女共同参画に関する調査を行い、ワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況等を把握するとともに、調査を通じ、ワーク・ライフ・バランスの重要性などについての啓発を行う。	協働まちづくり課

<sup>10</sup> ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

No.	事業	内容	担当課
10	家庭における男女共同参画の推進	市の広報紙や男女共同参画情報紙「はばたき」などで、家庭における男女共同参画に関する啓発を行い、父親の家庭生活への参画を促す。	協働まちづくり課
11	男女共同による子育て意識の啓発と家庭教育講座の充実	父親が参加する子育て教室等において、父親の育児参加、夫婦で子育てをする意識を啓発するとともに、妊娠中から夫婦で協力して子育てできるよう講話・体験・実習等を実施する。	健康推進課
12	家事・育児技術の初心者向け情報の提供	家庭教育学級などの実践的な講座を継続的に実施し、子育て情報を提供する。	生涯学習課

## ■子育て家庭への支援の充実に関連して実施する県との連携事項等

### 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料及び認可外保育施設等の利用料については、実績に応じた給付となるため償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ愛知県による立ち入り調査等にも指導保育士が同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

## 2 子育てしやすい地域・まちづくり

### (1) 地域の子育て支援【放課後子ども総合プラン】

地域における子育て支援や、子どもの安全対策を進め、地域ぐるみの子育て支援につなげます。

#### ① 次世代育成支援対策の推進による事業

No.	事業	内容	担当課	
1	「赤ちゃんの駅」の設置	子育て中の家庭が外出中に授乳やおむつの交換等で立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。	子育て支援課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		設置か所数	38 か所	継続・拡大
2	子育て家庭優待事業の実施	18歳未満の子どものいる家庭と妊娠中の方へ「はぐみんカード」を配付し、このカードを協賛店舗等で提示することで、協賛店舗等が独自に設定する様々な特典やサービスが受けられる事業を行う。	子育て支援課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		協賛店舗数	144 店舗等	継続・拡大
3	こんにちは赤ちゃん訪問等による地域の子育て支援活動の充実	こんにちは赤ちゃん訪問員の養成に努める。	健康推進課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		訪問件数	549 件	継続
4	緊急不審者情報の提供	メール配信サービス「安心ひろめーる」を活用し、犯罪や不審者に関する情報等、緊急・重要な情報の発信を行う。	学校教育課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		情報提供件数	28 件	継続
5	不審者・犯罪情報のメール配信	警察、教育委員会等と連携し、積極的に情報発信を行う。	交通防犯課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		メール登録件数	5,671 件	継続
6	子ども 110 番の家	店舗の開閉等に伴う更新を、教育委員会、各学校、地域、警察署、防犯協会と連携しながら実施していく。	交通防犯課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		設置軒数	225 軒	継続



No.	事業	内容	担当課	
7	防犯灯の設置・整備	老朽化した蛍光灯の防犯灯を、LED に取替えを行う。今後も地域、防犯協会、警察署とも連携をとり、防犯対策に取り組んでいく。	交通防犯課	
		参考指標	進捗管理値 (H30)	事業の方向性
		設置数	6,414 灯	継続

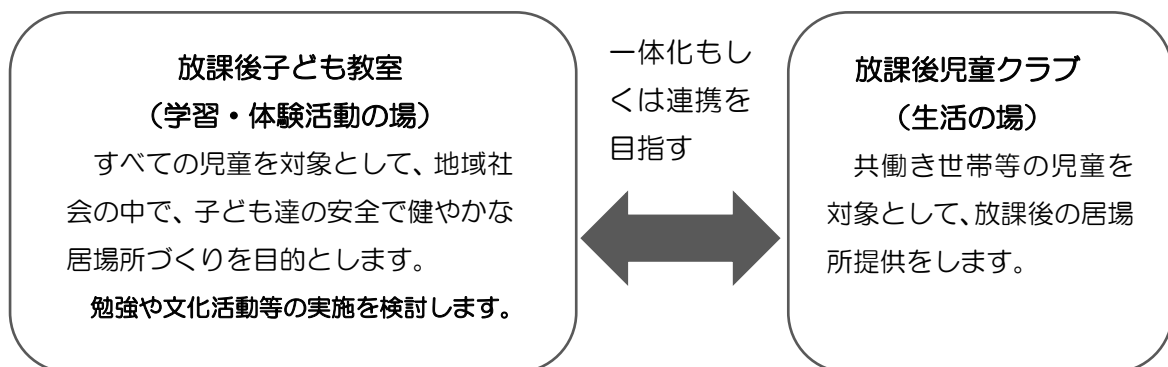
## ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	地域の子育て支援サークルへの支援と支援活動の充実	地域子育て支援センターの活動を充実する。地域で子育て支援活動を行う自主サークルの育成を図るため、活動場所や活動に必要な情報を提供する。	子育て支援課
2	子育て支援に係る講演会や各種講座、教室等の開催	子育て支援の担い手の確保・育成を図るため、地域で子育て支援に係る講演会や各種講座、教室を開催する。	子育て支援課
3	放課後子ども教室の開設 【放課後子ども総合プラン】	地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強や文化活動等に取り組むことで、地域社会における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目指す。	庶務課 生涯学習課

### 新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」は、厚生労働省と文部科学省の連携により 2018 年 9 月 14 日に発表されました。このプランの目標は、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」と呼ばれる社会問題への解消を目指すものです。事業の内容は、一体化もしくは連携して実施されることが示された「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」です。

本市では、地域学校協働本部の設置後、地域学校協働活動の一環として、放課後子ども教室での勉強や文化活動等の充実を図ります。



## (2) 子育て支援のための基盤整備

子どもや子育て家庭が利用する施設の適切な整備や管理・運営を行います。また、関係機関や団体、地域との連携を強化し、地域ぐるみの子育て支援のための仕組みづくりを進めます。

### ① 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	教育・保育施設の適切な管理	教育・保育施設の適切な管理を行い、利用者の安全を確保する。	子育て支援課
2	幼稚園教諭・保育士等の確保	幼稚園教諭・保育士の資格取得見込者への働きかけや、幼稚園教諭・保育士の有資格者の再就職支援を行い、幼稚園教諭・保育士等の確保に努め安心して子どもを預けられる環境を確保する。	子育て支援課
3	児童館の適切な管理と運営	児童館の適切な管理を行い、利用者の安全を確保するとともに、地域の子育て支援拠点としての取り組みを行う。	子育て支援課
4	地域の子育て支援活動のネットワークの推進	母子保健推進会議等を開催し、子育て関係機関の連携を図る。また、子育て支援関係者連絡会議、発達支援児関係者連絡会議、支援プランケース会議を開催し、子育て関係機関の連携を強化する。	健康推進課
5	公園の適切な維持管理	公園の老朽化した遊具の更新工事、その他公園施設の補修工事、公園樹木の剪定及び除草・清掃等を実施する。	都市計画課

### 3 誰もが子育て・子育てができる仕組みづくり

#### (1) 発達に支援が必要な子どもへの支援の充実

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、福祉サービスを円滑に提供します。

##### ① 次世代育成支援対策の推進による事業

No.	事業	内容	担当課	
1	発達支援児保育事業	健常児とのふれあいの中で、お互いに育ち合う保育を行うとともに適切な保育を行うため、利用者数に応じた受け入れ態勢を整えていく。	子育て支援課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		開設クラス数	発達支援児保育 16 園 19 クラス 68 人	継続
2	児童発達支援事業 【一部新規】	児童発達支援センター「にこりん」を拠点として、市内外の事業実施事業所と連携して支援充実を図る。	福祉課 子育て支援課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		実利用者数	児童発達支援 実利用者数 78.91 人/月 医療型児童発達支援 実利用者数 1 人/月	継続 【令和元年度 センター開設】
3	保育所等訪問支援 【新規】	児童発達支援センター「にこりん」を拠点として、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等への訪問を行う。	子育て支援課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		実利用者数	-	【令和元年度 事業開始】
4	放課後等デイサービス	市内の事業実施事業所と連携し、実施していく。	福祉課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		実利用者数	実利用者数 94.41 人/月	継続

## ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	医療型児童発達支援	市外の2か所の施設と連携し、実施していく。	福祉課
2	広報等による障がい者（児）施策に関する効果的な情報提供	障がいや障がい者（児）に関する市民への啓発に取り組む。また、市のホームページを活用した障がい者（児）福祉に関する情報提供や市民に対する啓発に努める。	福祉課

## (2) 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実 【子どもの貧困対策計画】

貧困状態にある子育て家庭に対し、子どもの学習面、子育て家庭の生活面、就労への支援等、あらゆる面から支援を行います。

また、ひとり親でも経済的に困窮せず、安心して子育てができるよう、保護者の就労や相談支援体制の整備等、あらゆる面から支援を行います。

### ① 次世代育成支援対策の推進による事業【新規】

No.	事業	内容		担当課
1	学習支援の充実 【目標3か所】	経済的に困窮している家庭やひとり親家庭の児童のための無料の学習塾の設置・運営支援を行う。		福祉課 子育て支援課
		参考指標	参考値 (H30)	事業の方向性
		実施か所数	1か所	継続・拡大
2	子ども食堂への支援 【目標3か所】	子ども食堂の設置・運営支援等を行う。		子育て支援課
		参考指標	参考値 (H30)	事業の方向性
		実施か所数	1か所	継続・拡大

### ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	家庭生活支援員派遣事業の推進	家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行う。	子育て支援課
2	各種資金制度・助成制度等の情報提供の充実と適正な利用の促進	必要な人が必要な支援を受けられるよう、児童扶養手当・遺児手当などの各種資金制度や助成制度の情報を、市の広報紙や窓口を通じて広く提供し、適正な利用を促進する。	子育て支援課
3	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に応じる。	子育て支援課
4	母子家庭等の就労機会の増進	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や母子家庭等高等職業訓練促進給付事業等の情報を、窓口等を通じて提供する。	子育て支援課
5	J R通勤定期券の割引制度の利用促進	児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、J R通勤定期券の割引制度の周知・利用促進を図る。	子育て支援課
6	生活困窮者自立支援制度の利用促進と就労支援	経済的に困窮している家庭に対し、自立した生活を営めるよう、生活困窮者自立支援制度の利用促進を図る。また、就労に阻害要因のない生活保護受給者及び生活困窮者に対し、雇用・就労につながるよう支援する。	福祉課

### (3) 児童虐待防止対策の充実

児童への虐待を早期に発見し、適切に対応することができるよう、児童虐待に関する周知・啓発を行うとともに、虐待のハイリスク者への相談支援や児童虐待防止のための連携の強化に努めます。

#### ① 次世代育成支援対策の推進による事業

No.	事業	内容	担当課	
1	各種乳幼児健康診査等を通じた虐待の早期発見と予防	各種乳幼児健康診査等を通じて虐待の早期発見と予防を行う。	健康推進課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		養育支援訪問件数	実 25 家庭 延 55 件	継続
2	虐待のハイリスク者への個別支援	関係機関と連携して継続的な支援をすることにより、虐待を予防していく。	健康推進課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		個別支援件数	15 件 (新規 10 件、継続 5 件)	継続
3	要保護児童対策協議会	要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース検討会議を開催し、引き続き、各関係機関との連携を図り実施していく。	子育て支援課	
		<b>参考指標</b>	<b>進捗管理値 (H30)</b>	<b>事業の方向性</b>
		協議会等の開催	協議会 1 回 実務者会議 (毎月 1 回) ケース検討会議 (随時)	継続

#### ② 施策推進のための関連事業

No.	事業	内容	担当課
1	児童虐待に関する周知・啓発	児童虐待に関する周知・啓発を行い、児童虐待の早期発見、防止につなげる。	子育て支援課
2	虐待予防のための連携支援	母子健康手帳交付など虐待のリスクがある人を早期発見・早期支援することで虐待を予防していく。	健康推進課
3	子ども家庭総合支援拠点の整備	子育て世代包括支援センター「うみのこ」と家庭児童相談室の機能連携による子ども家庭総合拠点の体制を整備することで、虐待の早期予防と対応強化を図る。	子育て支援課 健康推進課

## 第6章

### 計画の推進に向けて

# 1 推進体制

子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係課や関係機関等と連携し、横断的な施策に取り組みます。また、保育園、幼稚園、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と意見交換を行うことで、市内・市外の連携体制の強化を図ります。

# 2 計画の達成状況の点検及び評価

## (1) 成果指標（アウトカム指標<sup>11</sup>）の設定

本計画は、各種子ども・子育て支援施策の今後の方向性を示し、その実現のために必要な事業の量の見込みと確保方策、目標達成のための事業等の展開について設定をしています。

これらの取り組みは、第3章で定める計画全体の基本理念、基本目標の達成を目指したものであり、支援の充実と仕組みづくりによって「子育てを楽しく」感じ、子育て環境の整備によって本市を「子育てしやすいまち」と実感していただくことで、「子どもの笑顔 かがやくまち」の実現を目指しています。このため、本計画では、実際の取り組みによってどの程度の成果があったのかを検証するという視点での評価指標と目標値の設定を行います。

本計画全体の成果を表すものとして、次の成果指標（アウトカム指標）を設定します。

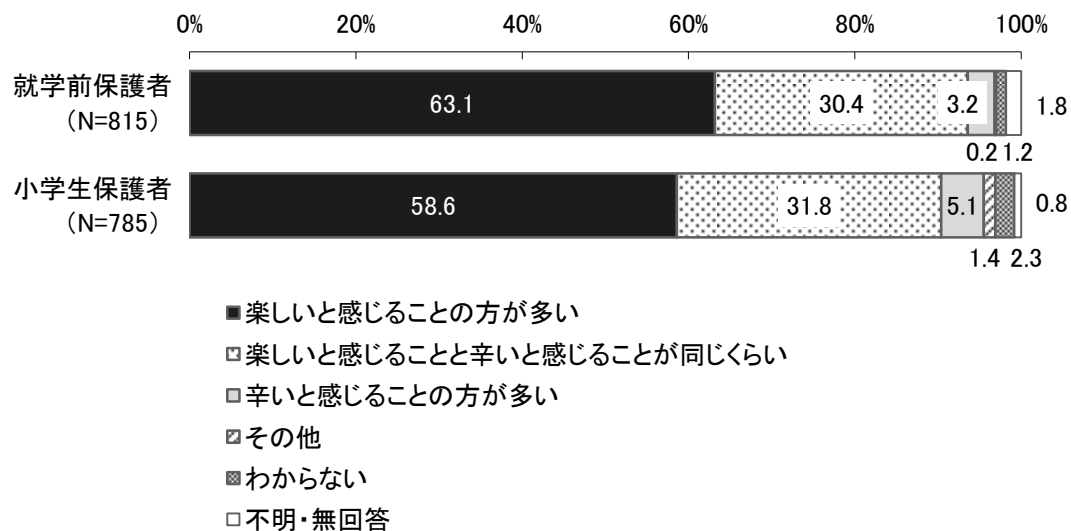
成果指標		平成 30 年度	令和 5 年度
子育てを「楽しいと感じることの割合が多い」保護者の割合	就学前保護者	63.1%	75%以上
	小学生保護者	58.6%	70%以上
本市が子育てしやすいまちだと「思う」・「どちらかというと思う」保護者の割合	就学前保護者	72.7%	80%以上
	小学生保護者	64.5%	75%以上

<sup>11</sup> アウトカム指標：事業を実施したことによる住民や社会への影響度（成果）を示す指標。

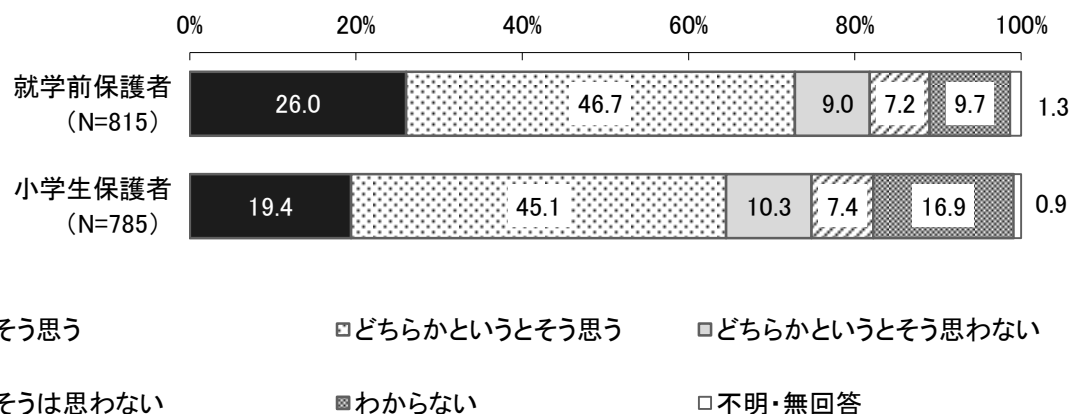


(参考) 平成 30 年度蒲郡市子ども・子育て支援に関する基礎調査

◆子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。



◆蒲郡市は、子育てをしやすいまちだと思いますか。



## (2) 点検及び評価

本計画に定めた施策・事業が効果的に実施されるよう、定期的に施策・事業の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業を見直すことが重要です。

「蒲郡市子ども・子育て会議」において、本計画に定めた施策・事業の達成状況を毎年度点検・評価し、今後の方向性を検討します。また、結果を市民へ公表し、行政運営の透明性の向上を図ります。



# 資料編

# 1 策定経過

年月日	内容
平成 30 年 10 月 23 日 ～11 月 6 日	蒲郡市子ども・子育て支援事業計画の策定のためのアンケート調査の実施（就学児童保護者及び小学生保護者対象）
11 月 2 日 ～ 2 月 15 日	蒲郡市子ども・子育て支援事業計画の策定のためのヒアリング調査の実施（市内で活動する子どもや保護者に関わる施設・機関・団体対象）
令和元年 5 月 21 日	令和元年度第 1 回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度進捗状況の点検・評価
6 月 24 日	令和元年度第 2 回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度進捗状況の点検・評価
7 月 6 日	子育ての現役世代である保育園在園児の保護者の方々のご意見をお聞きするため、ワークショップ「蒲郡市子育て cafe」を開催
8 月 20 日	令和元年度第 3 回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度進捗状況の点検・評価 ・ワークショップ結果報告 ・次期計画骨子案（計画策定の趣旨、統計データの把握、施策体系）の確認
8 月 27 日	がまごおり子育てフェスティバルの開催（会場：生命の海科学館） ・子育て世帯を対象に、各種イベント、相談ブースを設け、併せて子ども・子育て支援事業計画の紹介や子育て関連のアンケート調査を実施
10 月 25 日	平成 30 年度進捗状況の点検・評価について市ホームページで結果を公表
10 月 28 日	令和元年度第 4 回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・次期計画素案の確認
11 月 18 日	令和元年度第 5 回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・次期計画素案の確認
11 月 28 日 ～12 月 27 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 1 月 28 日	令和元年度第 6 回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・パブリックコメント結果報告

## 2

# 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱

### (設置)

第1条 蒲郡市が行う子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育てに関わる者から広く意見を聴取するため、蒲郡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 蒲郡市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 蒲郡市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員でもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の定数は18名以内とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

2 蒲郡市次世代育成支援推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

## 3

## 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

番号	所属	氏名	選出区分
1	蒲郡市教育委員会委員 委員	渡辺 充江	その他市長が 適当と認める者
2	家庭児童相談室 室長	福井 清司	その他市長が適 当と認める者
3	和洋女子大学 教授	矢藤 誠慈郎	学識経験者
4	蒲郡市保育園父母の会連 絡協議会 代表	横田 結美子	子どもの保護者
5	木船幼稚園父母の会 代表	鈴木 康仁	子どもの保護者
6	蒲郡市小中学校 PTA 連絡協 議会 代表	石北 和利	子どもの保護者
7	木船幼稚園 代表	伊藤 承章	子ども・子育て支 援事業従事者
8	蒲郡市立塩津保育園 園長	伊東 佐都美	子ども・子育て支 援事業従事者
9	宝光福社会みどり保育園 園長	河合 美鈴	子ども・子育て支 援事業従事者
10	がまごおり児童館 館長	榎本 友美	子ども・子育て支 援事業従事者
11	がまごおり・こども発達相 談室ふれあい 統括管理者	山本 由美子	子ども・子育て支 援事業従事者
12	蒲郡市社会福祉協議会 事務局長	岡田 隆二	その他市長が適 当と認める者
13	蒲郡市民生・児童委員協議 会 主任児童委員	浅岡 寿代	その他市長が適 当と認める者
14	蒲郡商工会議所 専務理事	山下 英孝	その他市長が適 当と認める者
15	学校教育課 課長	遠山 祐幸	その他市長が適 当と認める者
16	(教) 庶務課 課長	嶋田 丈裕	その他市長が適 当と認める者
17	健康推進課 課長	石黒 美佳子	その他市長が適 当と認める者
18	福祉課 課長	永田 隆裕	その他市長が適 当と認める者

## 4

## 地区別子育てデータブック

## (1) 地区別子育てデータブックとは

蒲郡市では、教育・保育提供区域を、市民の教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、市全域の1区域としています。

一方で、市内には鉄道や幹線バスが走る交通沿線の地域や市役所を中心に公共施設が集中する地域、山間部、住宅地、観光地など、様々な特徴を持った地区があり、子ども・子育てに関する状況も異なっていることが予想されます。

そのため、市内の中学校区ごとにより詳細な状況を把握するため、子どもの人口や教育・保育資源等の統計データ、また、アンケート調査結果の抜粋についてまとめた「地区別子育てデータブック」を作成します。

## (2) 中学校区一覧

中学校区	区域
蒲郡 中学校区	新井町、上本町、本町、神明町、元町、港町、八百富町、松原町、蒲郡町荒子、新井形町徳正寺の一部、中央本町のうち1番から3番まで、9番から14番まで、29番から31番まで、水竹町のうち蒲郡北部小・竹島小の各通学区域を除く、五井町、平田町のうち西田川以西および東海道新幹線以南を除く、豊岡町のうち三谷小、三谷東小、竹島小の各通学区域を除く、竹島町、丸山町、府相町、新井形町のうち徳正寺の一部を除く、堀込町、平田町南、府相町一丁目、府相町二丁目、府相町三丁目、三谷北通四丁目のうち1番地から94番地まで、三谷北通五丁目、三谷北通六丁目のうち244番地・245番地は除く、蒲郡町のうち堀込・新井の各全部、三谷町のうち野添の全部、水竹町のうち都市計画道路3・3・33名豊線以南でかつ蒲郡中部土地区画整理事業区画道路9-3号・8-1号の各一部・特殊道路4-1号以東、千丸の一部、平田町のうち西田川以西
三谷 中学校区	三谷町のうち東海道本線以南でかつ硯川以西（四舗・五舗・六舗・七舗・八舗・九舗・十舗・魚町通・上野・川原・北野・権現・十王・常德・須田・水神町通・築地・西畑・弥々谷・迫・平口・船町通・港町通・向山・五反田）、三谷町三舗のうち中区総代区、豊岡町のうち権現・西矢田の各全部、新田・堀合・中村・下前田・東矢田の各一部、三谷北通一丁目のうち133番地から183番地まで、三谷北通二丁目、三谷北通三丁目、三谷北通四丁目のうち95番地から165番地まで、三谷北通六丁目のうち244番地から245番地まで、三谷町硯川以東(中区総代区を除く)（壹舗・二舗・三舗(中区総代区を除く)・赤原・青野・池田・伊予戸・姥ヶ懐・大迫・上星越・北寺戸・狐塚・久保・苦ヶ谷・毛無・駒場・小迫・黒別当・沢渡・尻平田・正迫・正眼庵・諏訪山・諏訪東・惣作・高松・田尻・竹ヶ沢・塚前・鳶欠・西山・二本木・原山・東前・東浜・星越・前田・松前・丸戸・南寺戸・南山・門立・弥生一丁目から三丁目・若宮・東一丁目から五丁目)、三谷北通一丁目のうち1番地から132番地まで、豊岡町のうち東矢田の一部(権現常会を除く)、陣ノ山の一部
塩津 中学校区	竹谷町、西迫町、柏原町、拾石町、浜町、栄町のうち旧竹谷町の一部、鹿島町のうち形原北小通学区域を除く
大塚 中学校区	大塚町、相楽町、海陽町
形原 中学校区	形原町のうち形原北小の通学区域を除く、金平町、一色町、鹿島町のうち岡・堂の下・向前三・大迫・折坂・八子・井戸神・石ノ本・エボシ形・井ノ木林の各全部、横砂の一部、形原町のうち市場・北辻・南辻・上辻・平谷・計後家・大坪・東堤下・上堤下・鐘鑄場・南新田・北新田・南淀尻・北淀尻・編笠・天神裏・広田・田中・前野・細田・出口・欠下・東稲荷・西稲荷・南小山・北浜・中小山・井杭・大迫・桶澤・角穴・北双太山・双太山・東双太山(※)の各全部、下市場の一部、中屋敷の一部



中学校区	区域
西浦 中学校区	西浦町
中部 中学校区	清田町、坂本町、水竹町のうち都市計画道路 3・3・33 名豊線以南でかつ上本町東脇島 1 号線以東・若森の全部・千丸・天王前の各一部を除く、神ノ郷町のうち中央小の通学区域を除く、蒲郡町貴船、宮成町のうち 9 番から 12 番まで、御幸町、宝町、緑町、旭町、蒲郡町犬飼、中央本町のうち 4 番から 8 番まで、15 番から 28 番まで、神ノ郷町のうち県道芦谷蒲郡線以南、地藏ヶ崎・下向山・和合・冷越の一部、宮成町のうち蒲郡西部小通学区域を除く、栄町のうち塩津小通学区域を除く

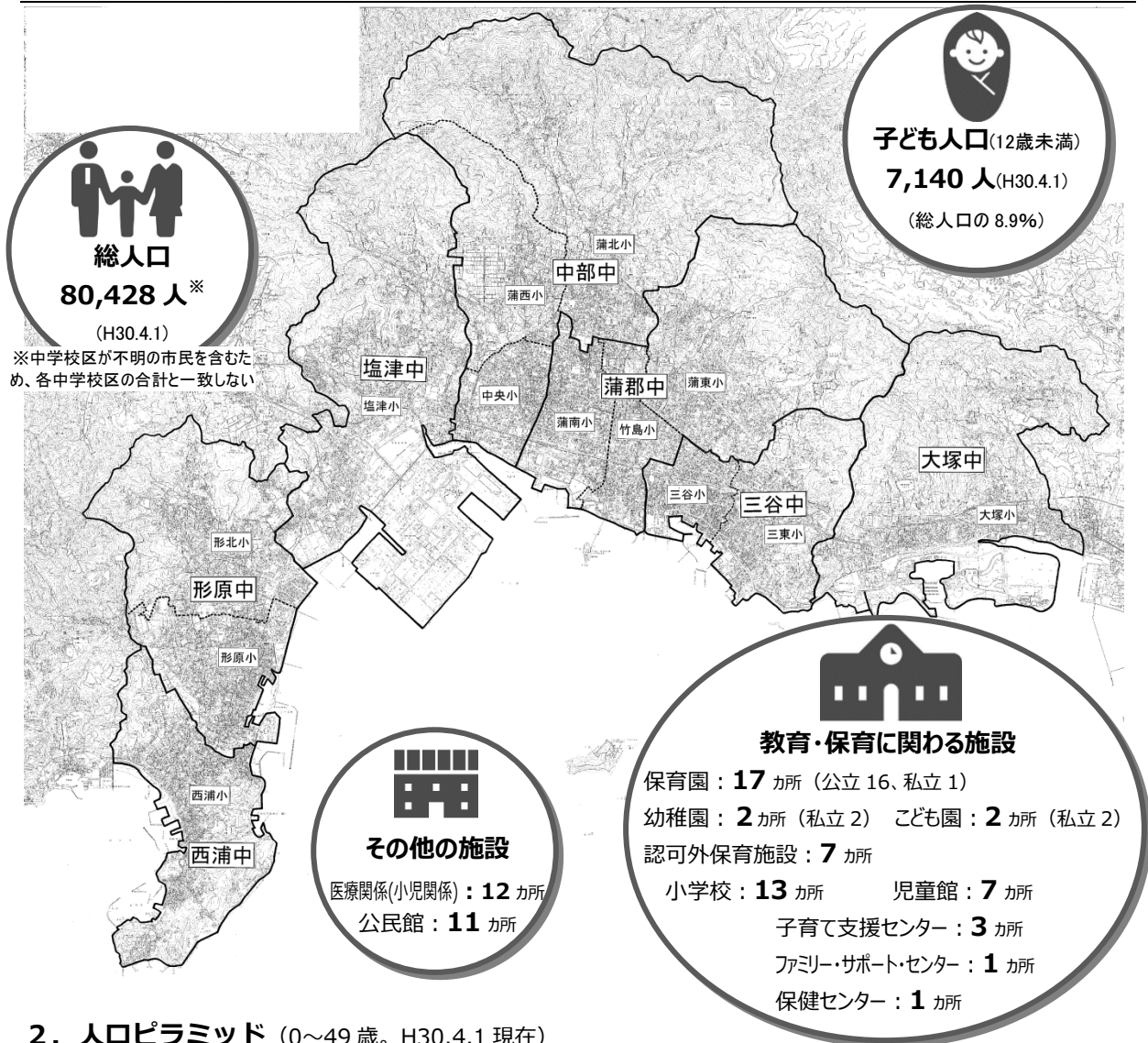
### (3) 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果」の見方

- 中学校区ごとに、子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果を抜粋して掲載し、市全体と中学校区ごとの結果を比較しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

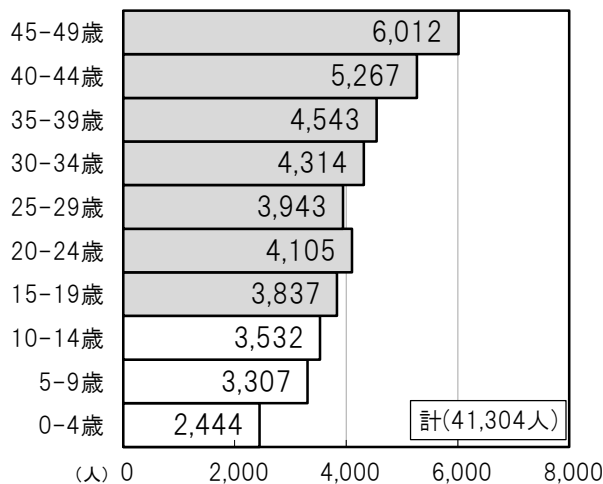
## (4) 子育てデータブック

### ① 蒲郡市全体

#### 1. 市全体の概況



#### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1現在)



蒲郡市全体の人口は80,428人となっており、0-4歳から年齢が上がるにつれて、増減はあるものの、増加しています。

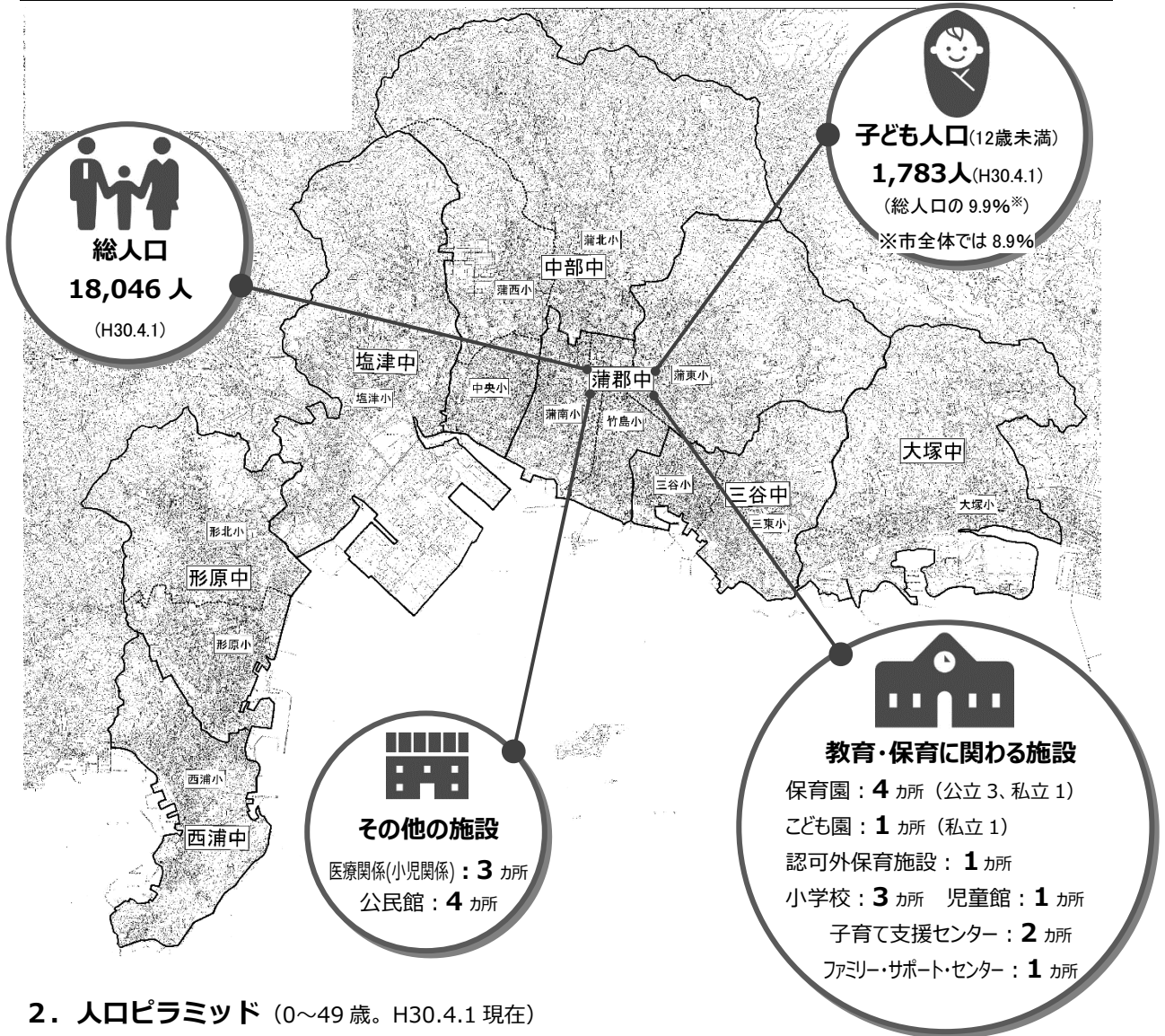
子ども(地域子ども・子育て支援事業の対象)の人口割合は8.9%で、市民の約9人に1人が12歳未満となっています。

教育・保育に関わる施設は、特に、保育園、小学校、児童館は7つの中学校区に1か所以上立地しているほか、幼稚園やこども園、認可外保育施設、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、保健センターが立地しています。

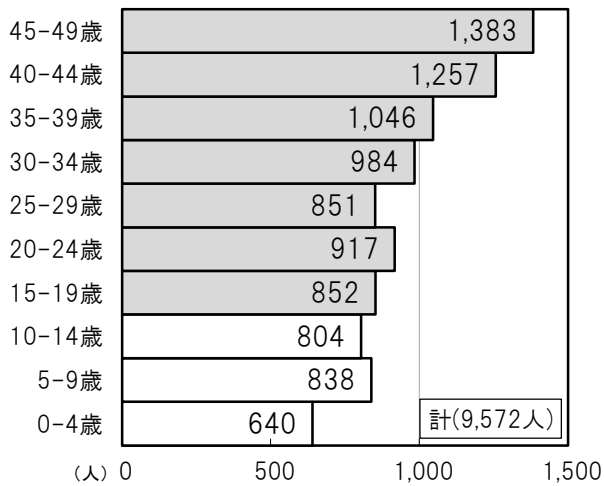
その他の施設として、小児医療機関や公民館も十数施設が立地しています。

## ② 蒲郡中学校区

### 1. 地区の概況



### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1現在)



蒲郡中学校区の人口は 18,046 人で最も人口の多い中学校区であり、15-19歳～45-49歳人口は、多少増減しながらも緩やかに増加しています。

子ども（地域子ども・子育て支援事業の対象）の人口割合は9.9%（約10人に1人）と7つの中学校区の中で最も割合が高く、市内でも子どもが多い中学校区です。

教育・保育に関わる施設は、保育園やこども園、小学校に加えて、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等、様々な施設が立地しています。

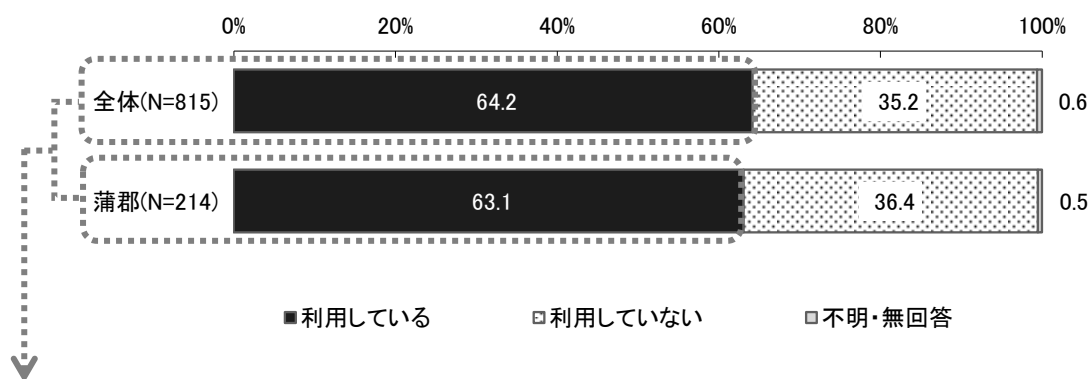
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体とほぼ同じであり、特に保育園が6割と市全体に対して高くなっています。

小学生児童では、放課後を児童クラブで過ごす子どもの割合が約2割と市全体に対して高くなっています。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

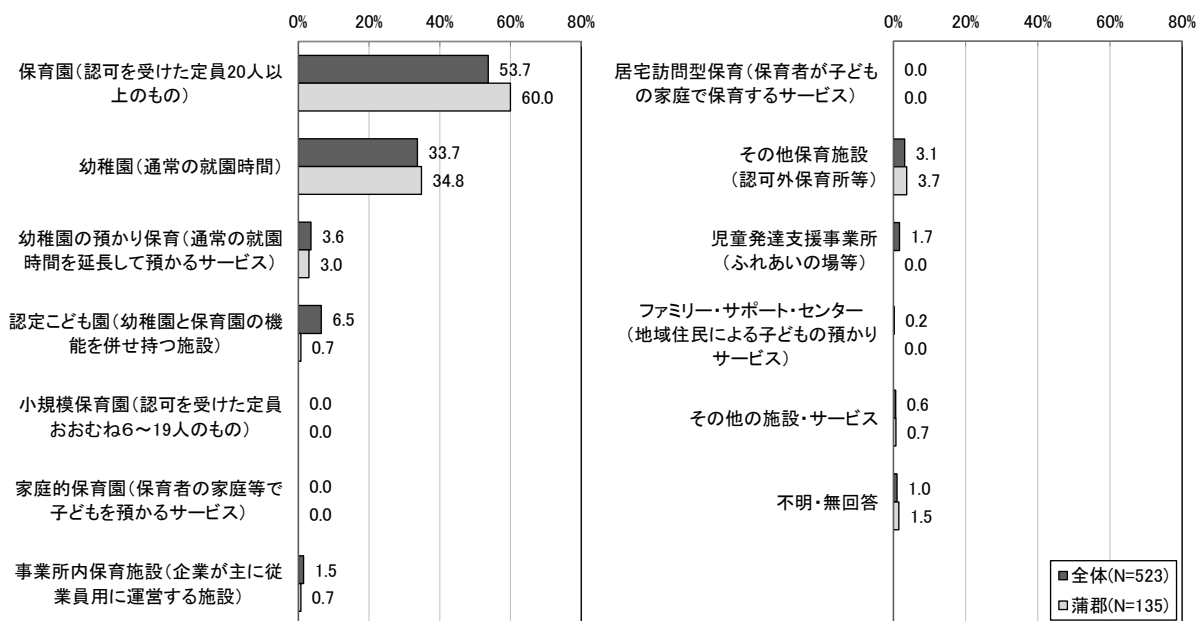
蒲郡中学校区では、「利用している」が63.1%、「利用していない」が36.4%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的にご利用しているか

##### 【就学前児童で、かつ平日に定期的な教育・保育事業を利用している児童のみ】

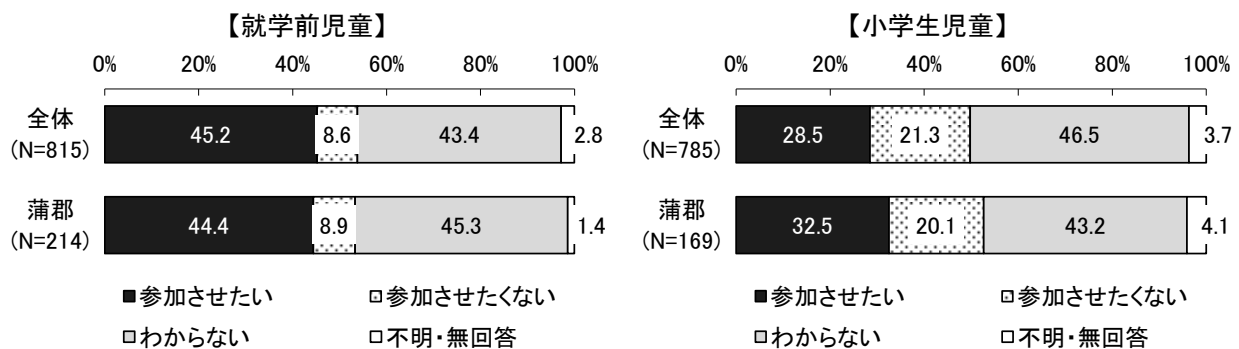
蒲郡中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より高くなっています。また、「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」の利用はほとんどみられず、全体より若干低くなっています。



■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

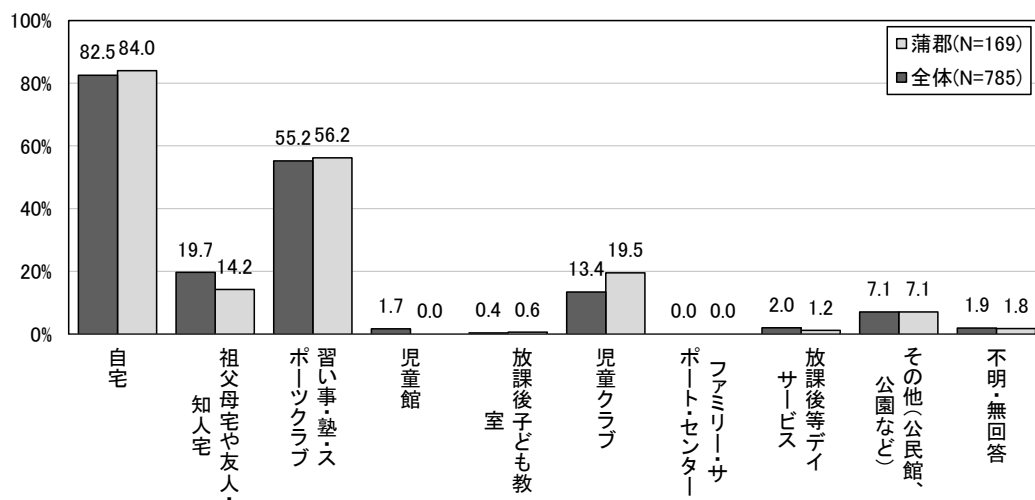
蒲郡中学校区の就学前児童では、「参加させたい」が44.4%、「参加させたくない」が8.9%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が32.5%、「参加させたくない」が20.1%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



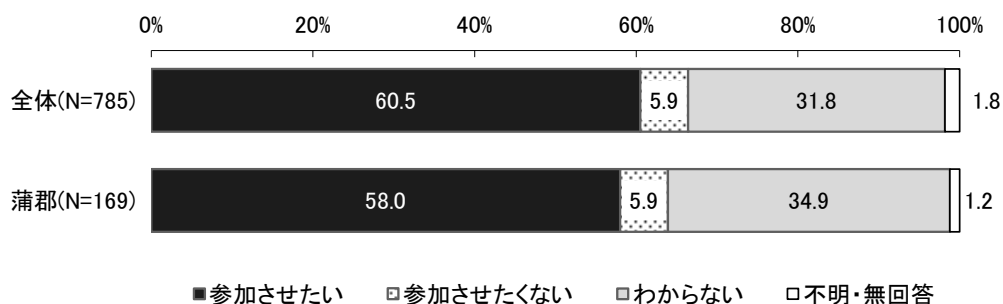
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

蒲郡中学校区では、「祖父母宅や友人・知人宅」が全体よりも若干低くなっており、また、「児童クラブ」が全体より若干高くなっています。



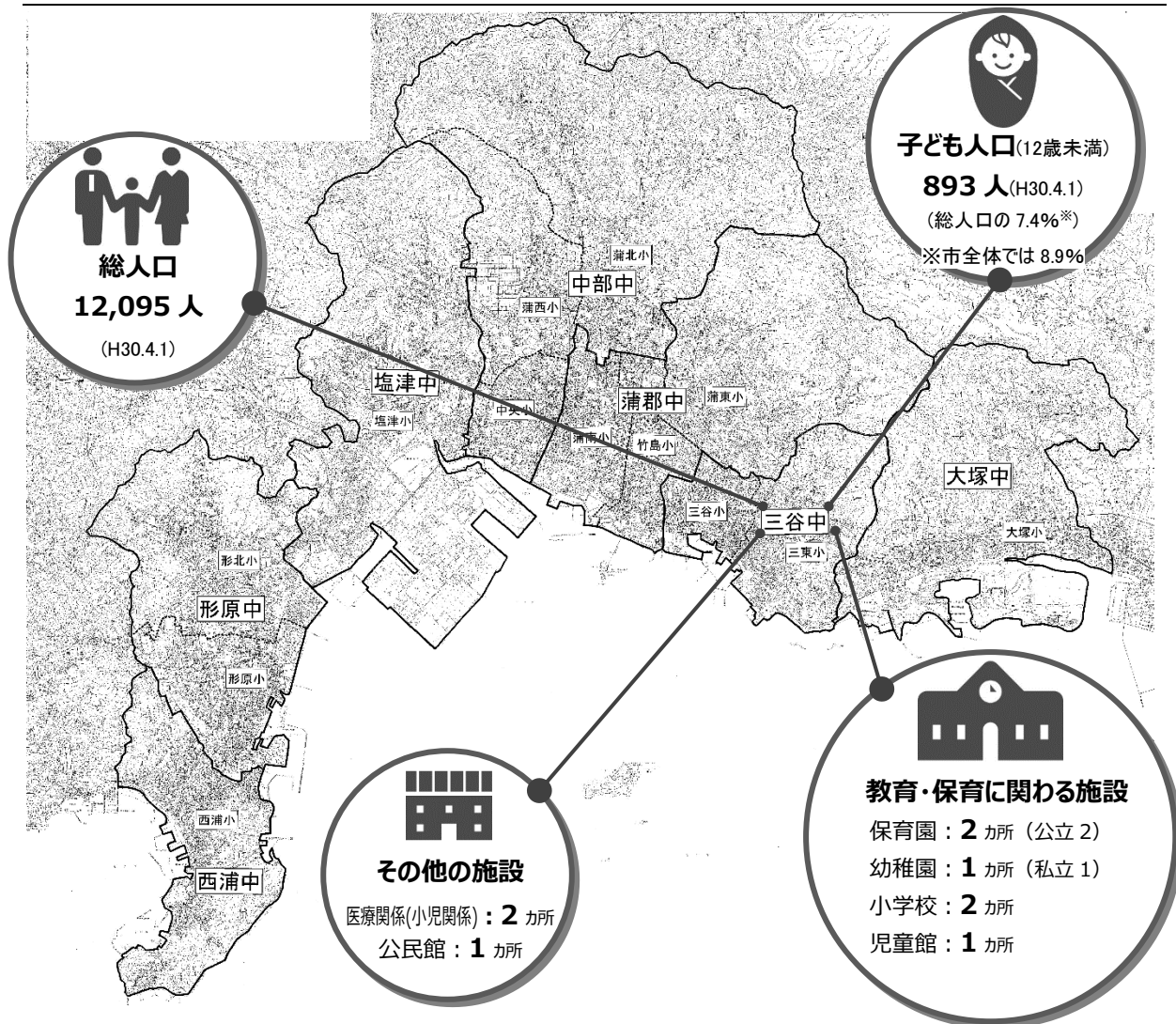
■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

蒲郡中学校区では、「参加させたい」が58.0%、「参加させたくない」が5.9%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。

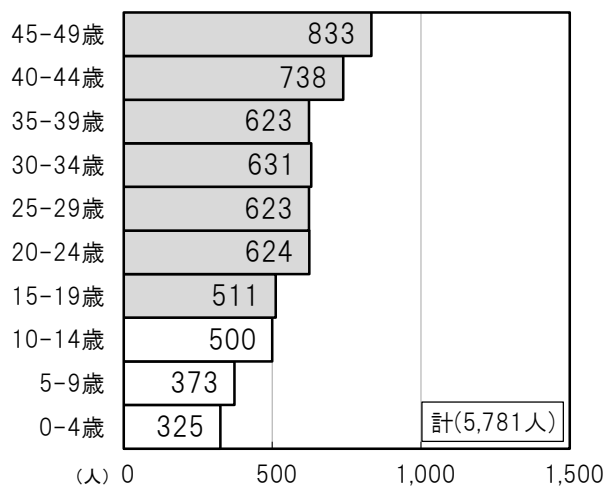


### ③ 三谷中学校区

#### 1. 地区の概況



#### 2. 人口ピラミッド (0~49 歳。H30.4.1 現在)



三谷中学校区の総人口は 12,095 人で、市内で 4 番目に人口の多い中学校区であり、20-24 歳から 35-39 歳人口がほぼ同じ人口となっています。

子ども(地域子ども・子育て支援事業の対象)の人口割合は 7.4%(約 13 人に 1 人)と市全体に対して低くなっています。

教育・保育に関わる施設は、保育園や幼稚園等がみられます。

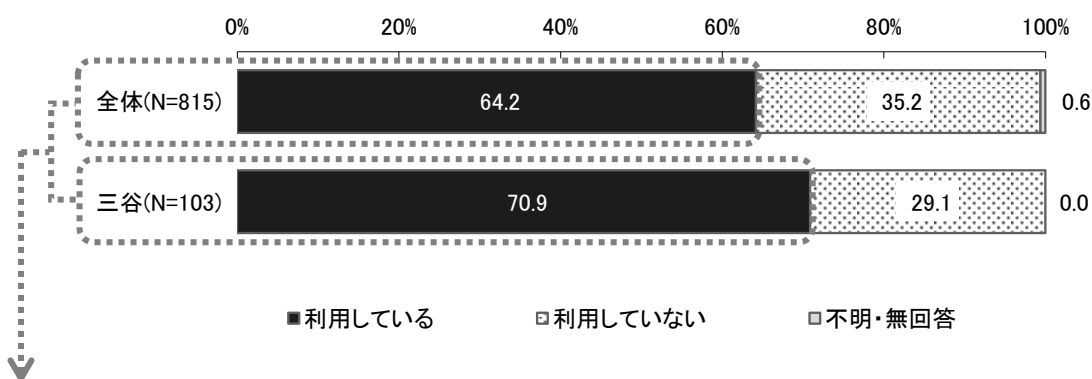
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体に対して高く、このうち保育園が約6割と市全体に対して高くなっています。また、利用割合としてはわずかですが、幼稚園の預かり保育が市全体に対して高くなっています。

小学生児童では、放課後を祖父母宅や友人・知人宅で過ごす子どもの割合が約3割と市全体に対して高く、また、児童クラブで過ごす子どもの割合がほとんどみられません。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

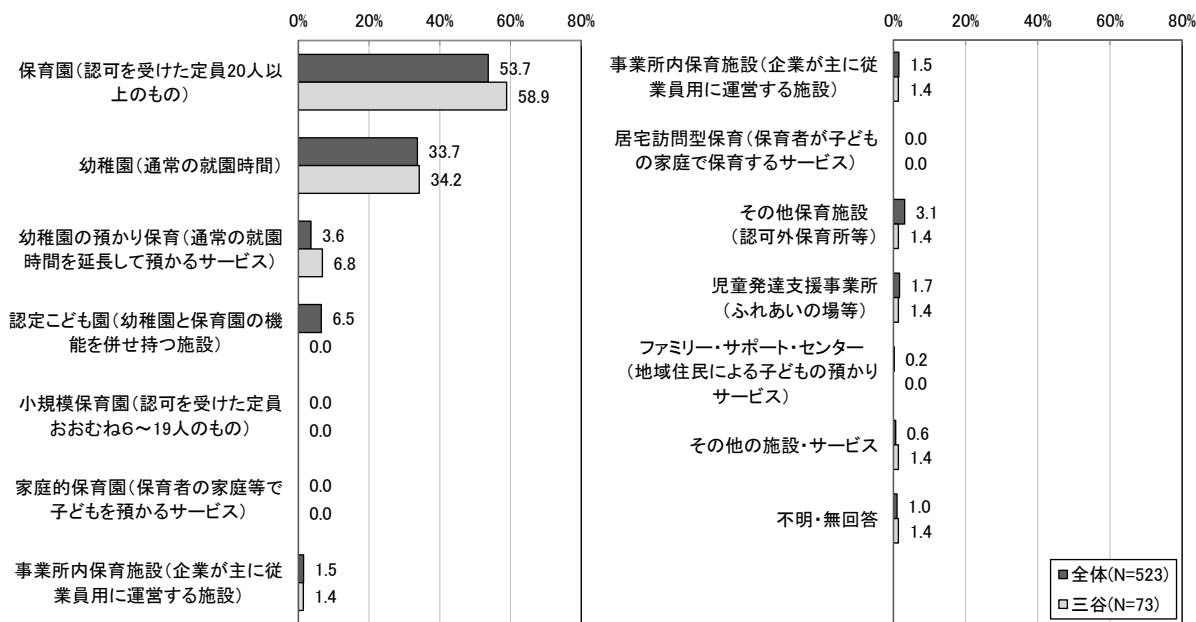
三谷中学校区では、「利用している」が70.9%となっており、全体の割合より若干高くなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的にご利用しているか

##### 【就学前児童で、かつ平日に定期的な教育・保育事業を利用している児童のみ】

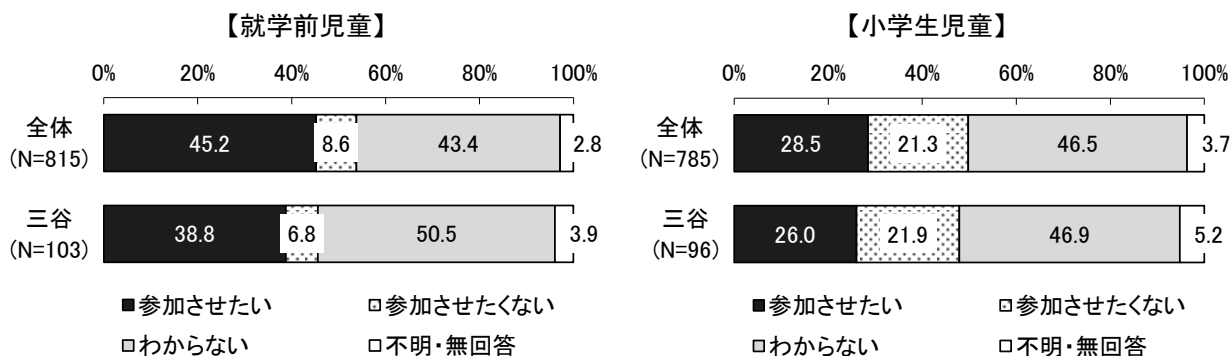
三谷中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より若干高くなっています。また、「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」の利用はみられない一方、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）」が6.8%と若干の利用がみられます。



■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

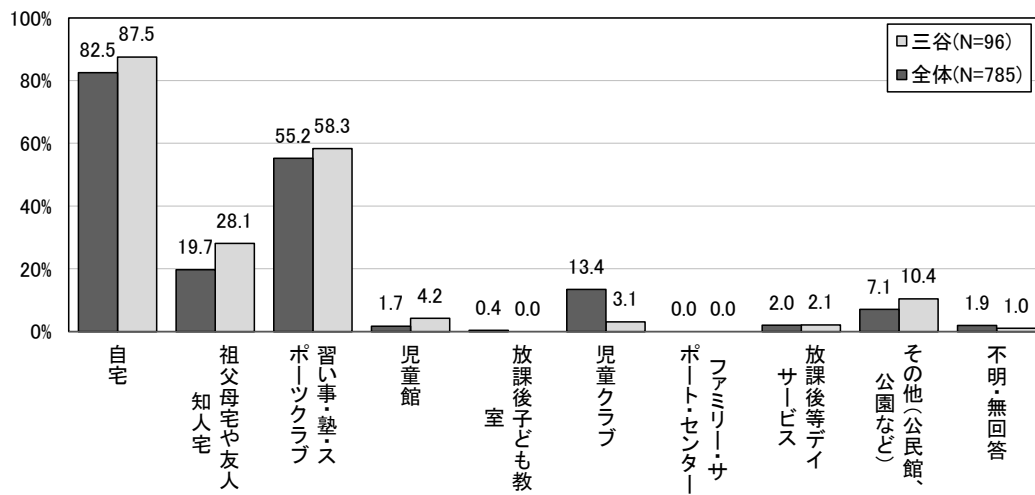
三谷中学校区での就学前児童では、「参加させたい」が38.8%となっており、全体の割合より低くなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が26.0%、「参加させたくない」が21.9%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



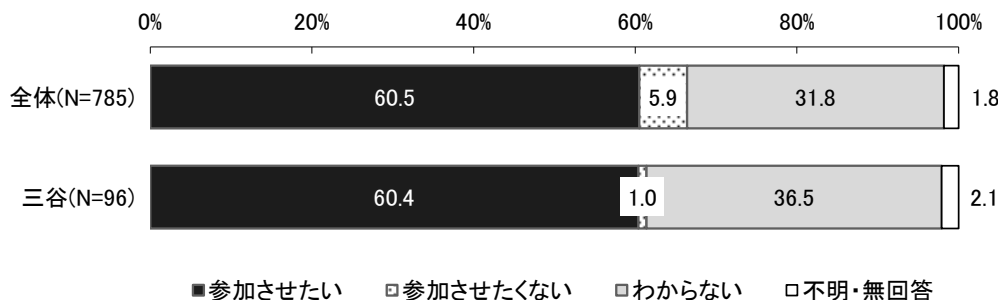
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

三谷中学校区では、「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」が全体よりも高くなっています。また、「児童クラブ」が全体より低くなっています。



■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

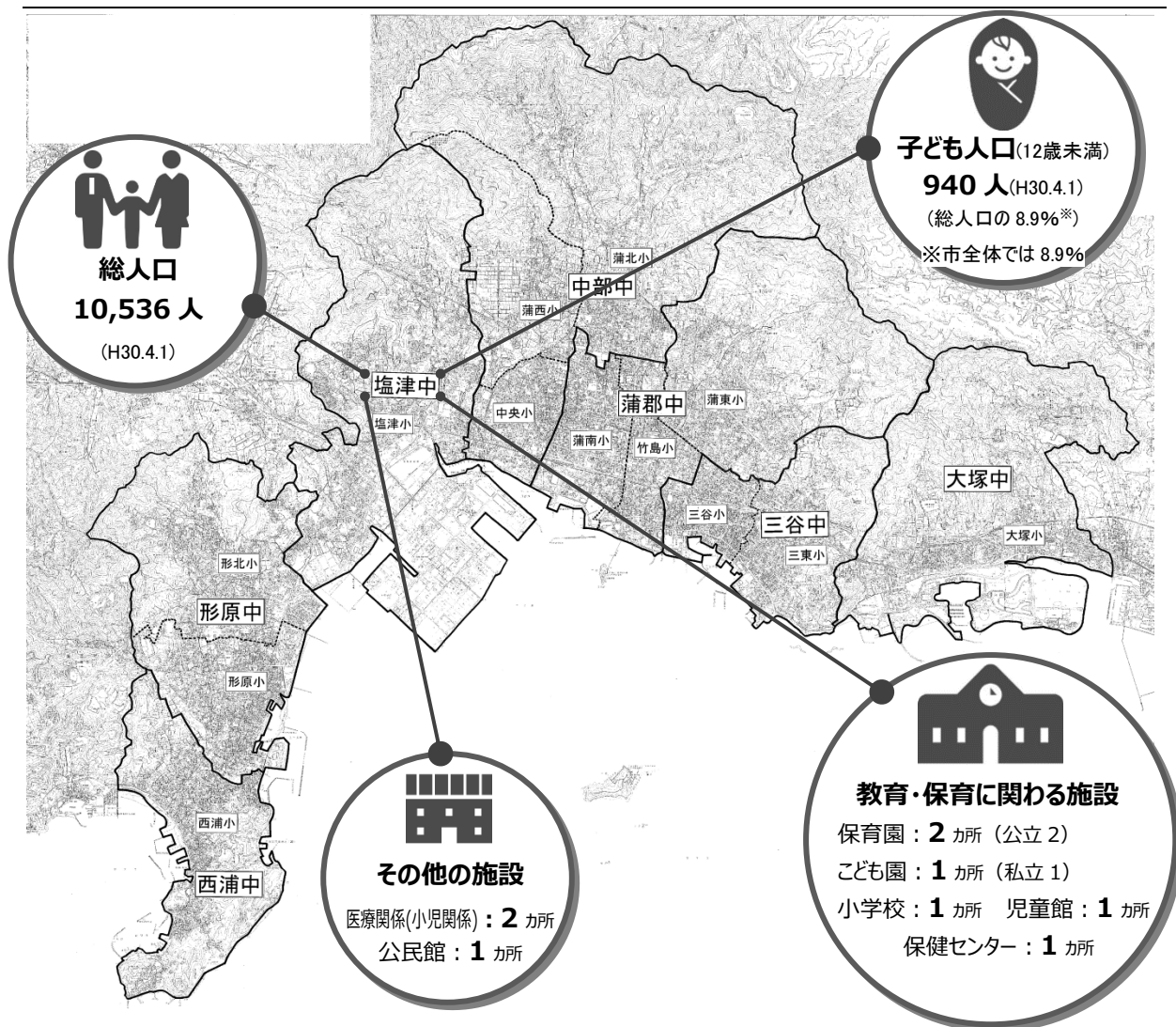
三谷中学校区では、「参加させたい」が60.4%、「参加させたくない」が1.0%となっており、「参加させたくない」が全体の割合より若干低くなっています。



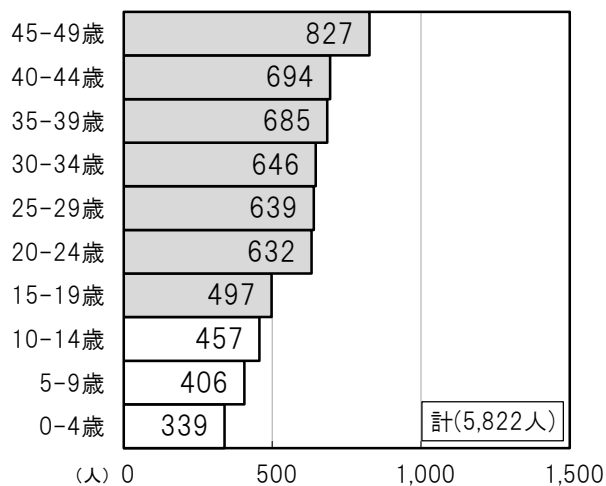


## ④ 塩津中学校区

### 1. 地区の概況



### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1現在)



塩津中学校区の総人口は10,536人で、市内で5番目に人口の多い中学校区であり、20-24歳~40-44歳人口がほぼ同じ人口となっています。

子ども(地域子ども・子育て支援事業の対象)の人口割合は8.9%(約11人に1人)と、市全体と同じ傾向となっています。

教育・保育に関わる施設は、保育園等の他に、市内に唯一、こども園が立地しています。

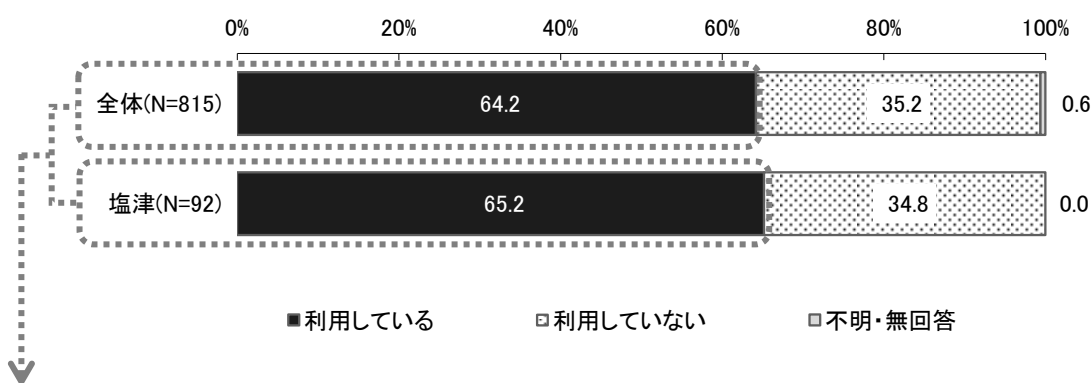
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体とほぼ同じ割合であるものの、保育園が3割強と市全体に対して低くなっています。また、市全体に対して、幼稚園が3割弱と低く、認定こども園が3割と高くなっていますが、これは域内に幼稚園がなく、こども園が立地していることが要因としてうかがえます。

小学生児童では、放課後に過ごすいずれの場の割合も市全体とほぼ同じとなっています。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

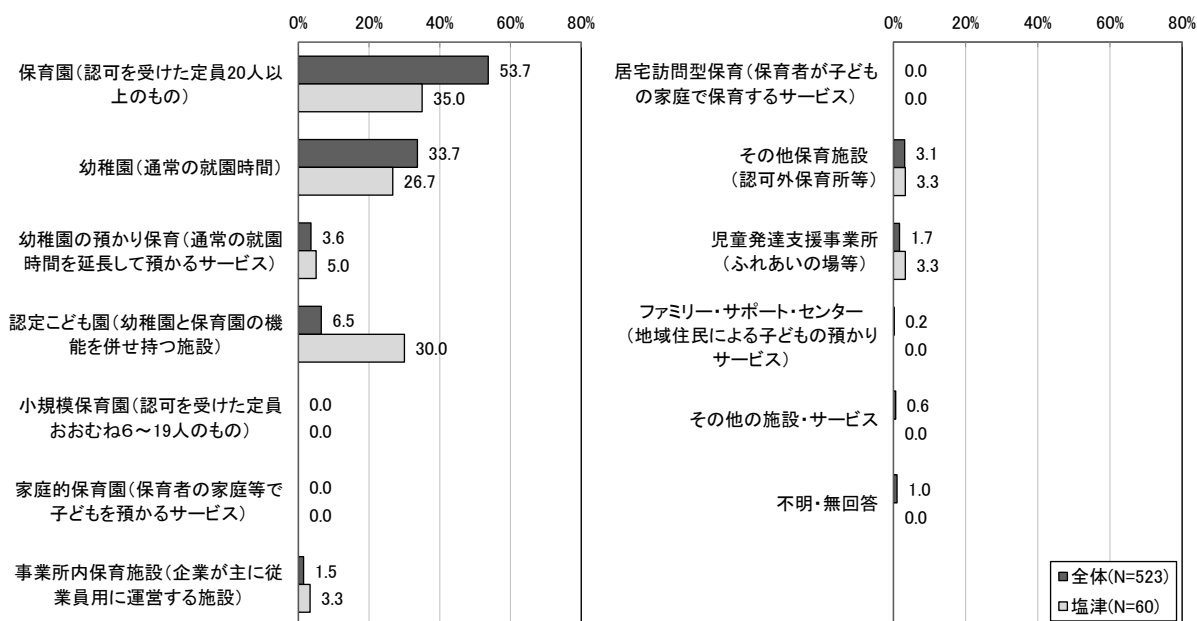
塩津中学校区では、「利用している」が65.2%、「利用していない」が34.8%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的にご利用しているか

##### 【就学前児童で、かつ平日に定期的な教育・保育事業を利用している児童のみ】

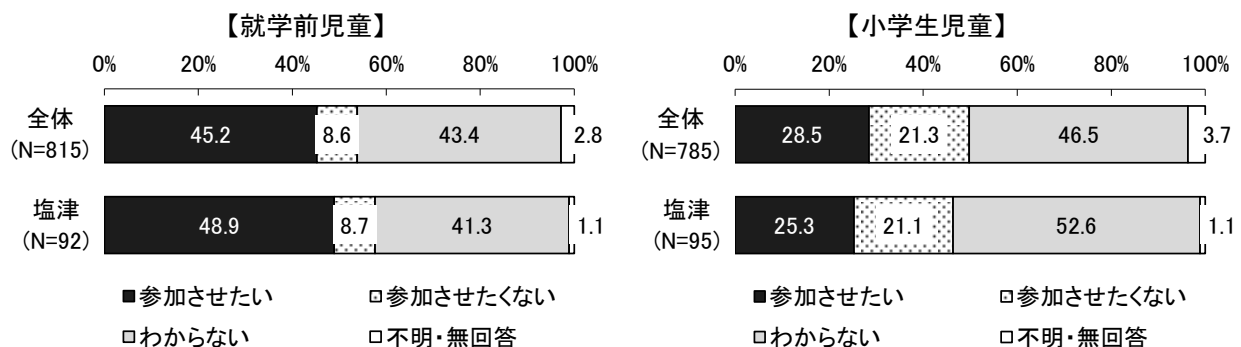
塩津中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より低くなっています。また、「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」は全体より高く、教育・保育事業別でも、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」に次ぐ利用率となっています。



■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

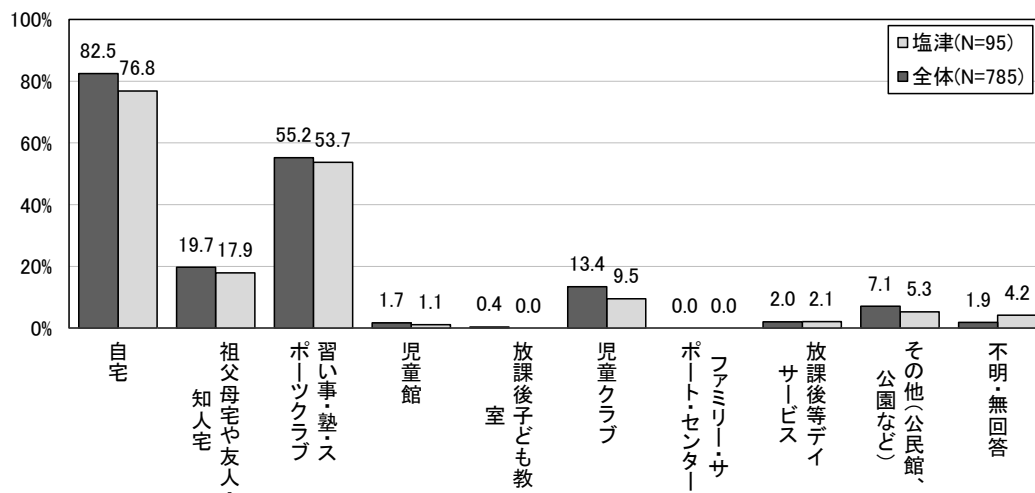
塩津中学校区の就学前児童では、「参加させたい」が48.9%、「参加させたくない」が8.7%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が25.3%、「参加させたくない」が21.1%となっており、また、「わからない」が52.6%と全体より若干高くなっています。



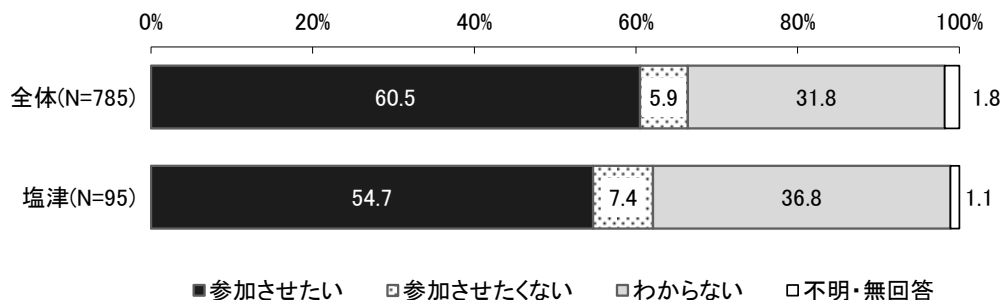
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

塩津中学校区では、「自宅」が全体よりも若干低くなっていますが、おおむね全体の割合とほぼ同じとなっています。



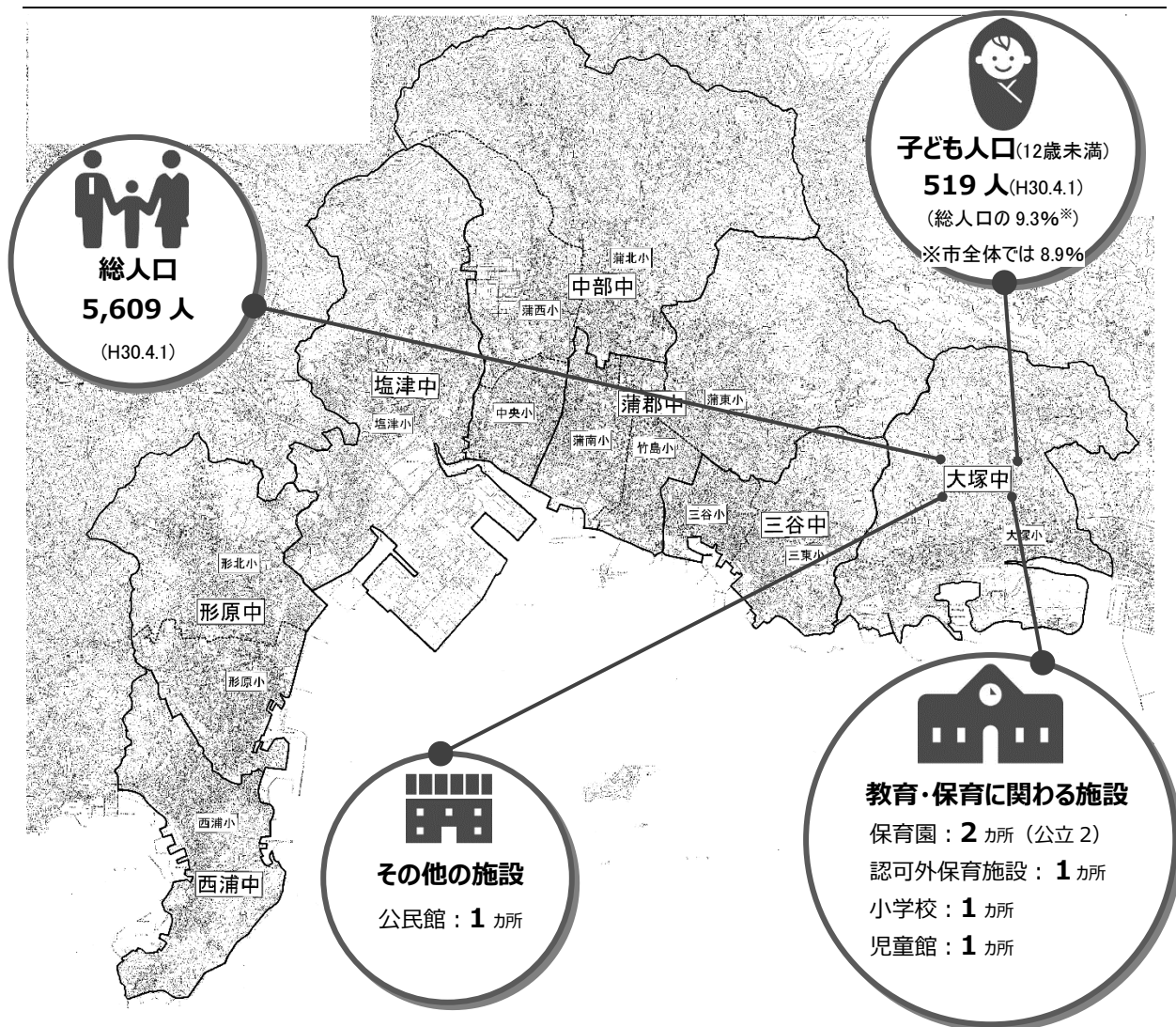
■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

塩津中学校区では、「参加させたい」が54.7%となっており、全体の割合より若干低くなっています。

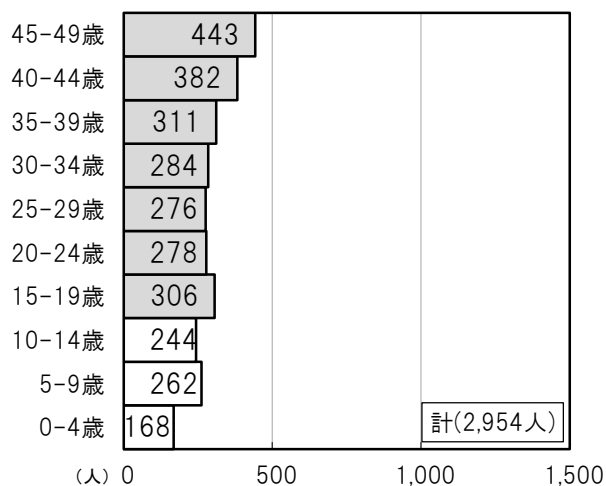


## ⑤ 大塚中学校区

### 1. 地区の概況



### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1 現在)



大塚中学校区の総人口は5,609人で、市内で6番目に人口の多い中学校区であり、15-19歳～35-39歳人口がほぼ同じ人口となっています。

子ども（地域子ども・子育て支援事業の対象）の人口割合は9.3%（約11人に1人）と市全体に対してやや高くなっています。

教育・保育に関わる施設で、就学前児童の通園施設は保育園と認可外保育施設となっています。

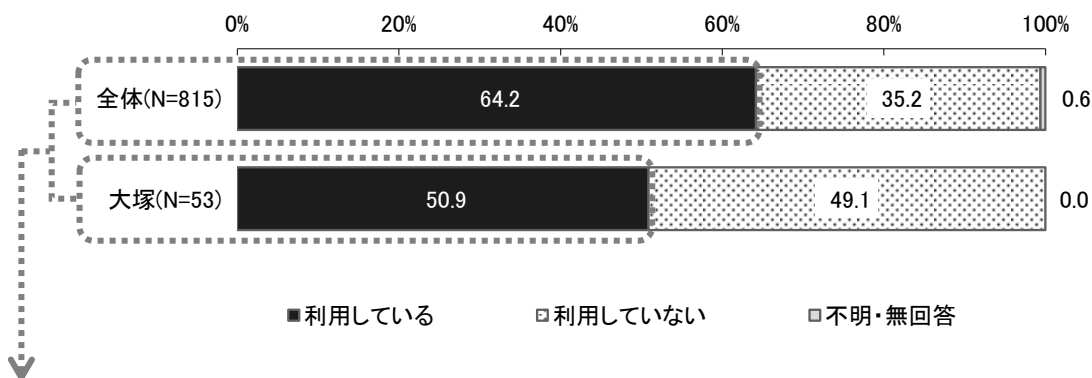
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体に対して低くなっています。保育園では約6割と市全体に対して高くなっており、また、利用割合としてはわずかですが、幼稚園の預かり保育が市全体に対して高くなっています。

小学生児童では、放課後を習い事・塾・スポーツクラブで過ごす子どもの割合が4割強と市全体に対して低く、児童クラブで過ごす子どもの割合が約2割と市全体に対して高くなっています。また、地域の無料の学習塾への参加意向は、市全体に対して低くなっています。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

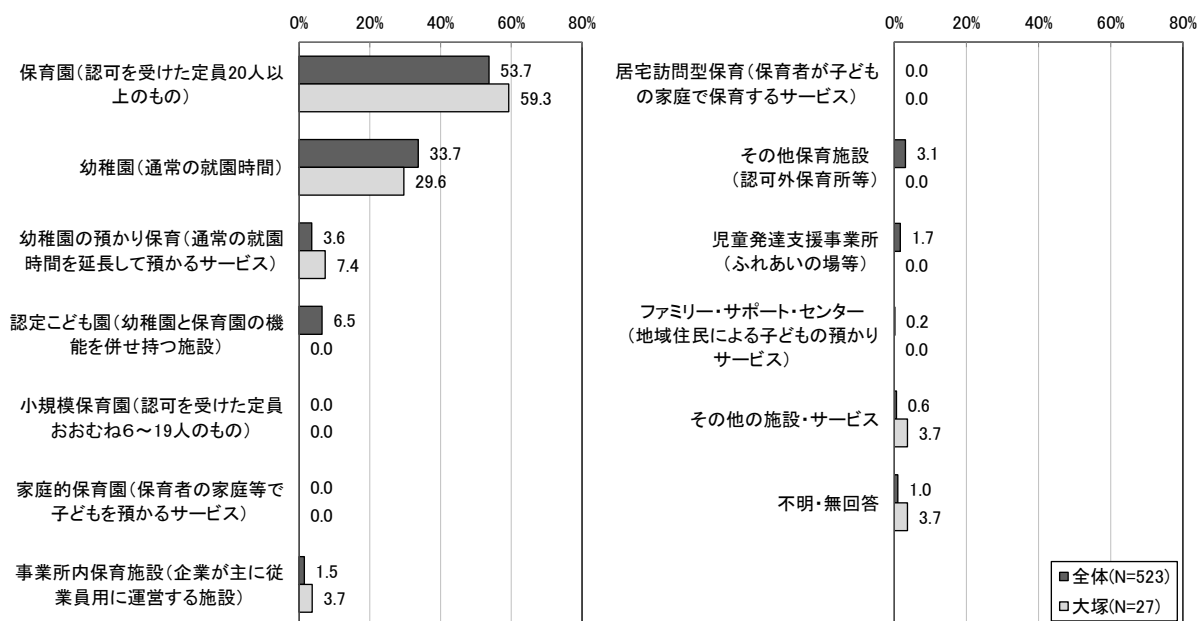
大塚中学校区では、「利用している」が50.9%となっており、全体の割合より低くなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的に利用しているか

【就学前児童で、かつ平日に定期的に教育・保育事業を利用している児童のみ】

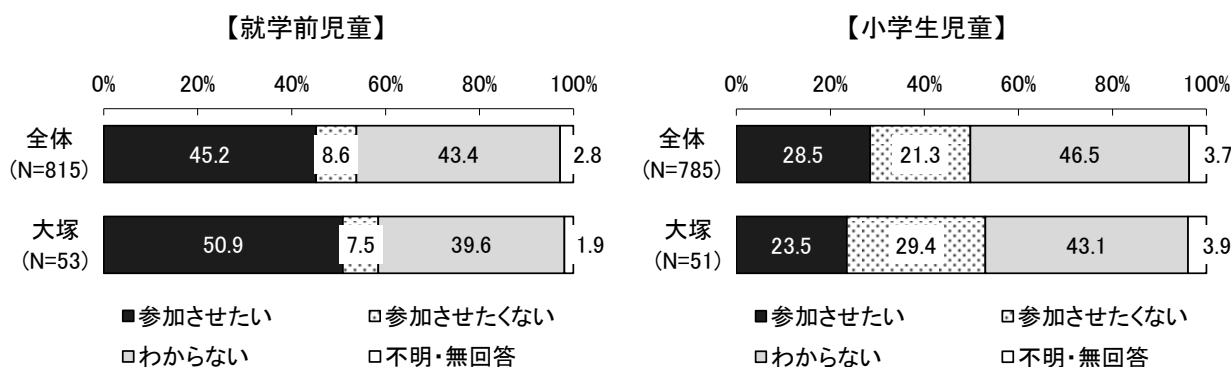
大塚中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より若干高くなっています。また、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）」は7.4%と若干の利用がみられます。



■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

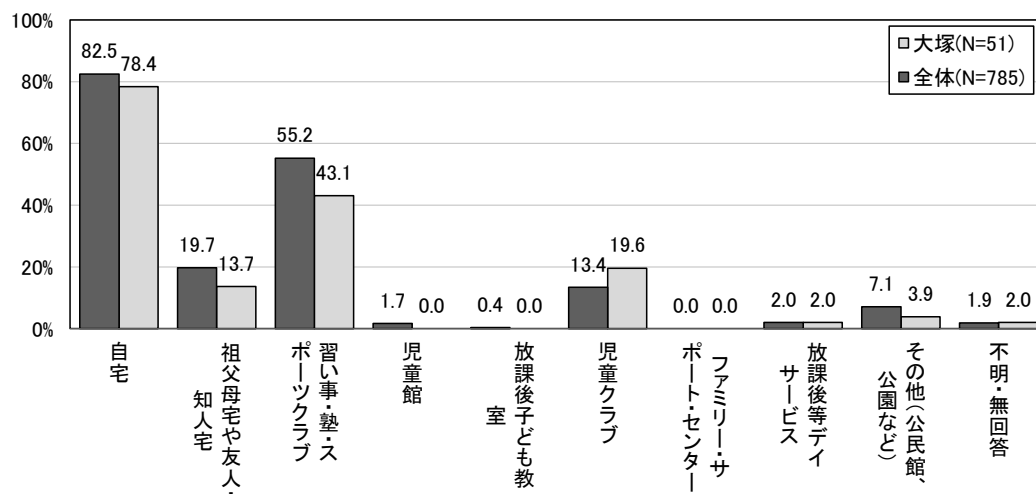
大塚中学校区の就学前児童では、「参加させたい」が50.9%となっており、全体の割合より若干高くなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が23.5%と全体の割合より若干低く、「参加させたくない」が29.4%と全体の割合より若干高くなっています。



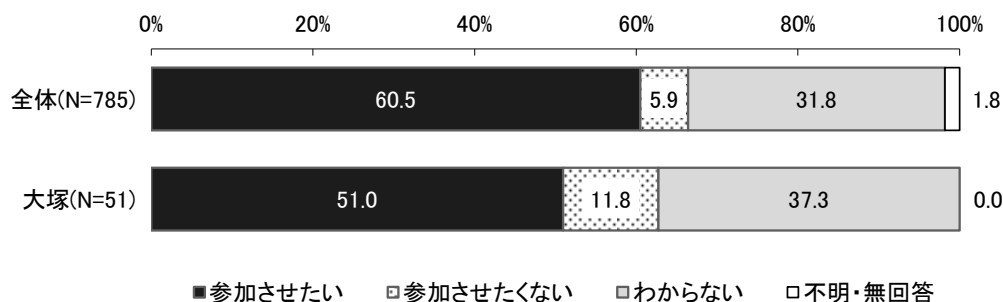
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

大塚中学校区では、「祖父母宅や友人・知人宅」や「習い事・塾・スポーツクラブ」が全体よりも低く、また、「児童クラブ」が全体より若干高くなっています。



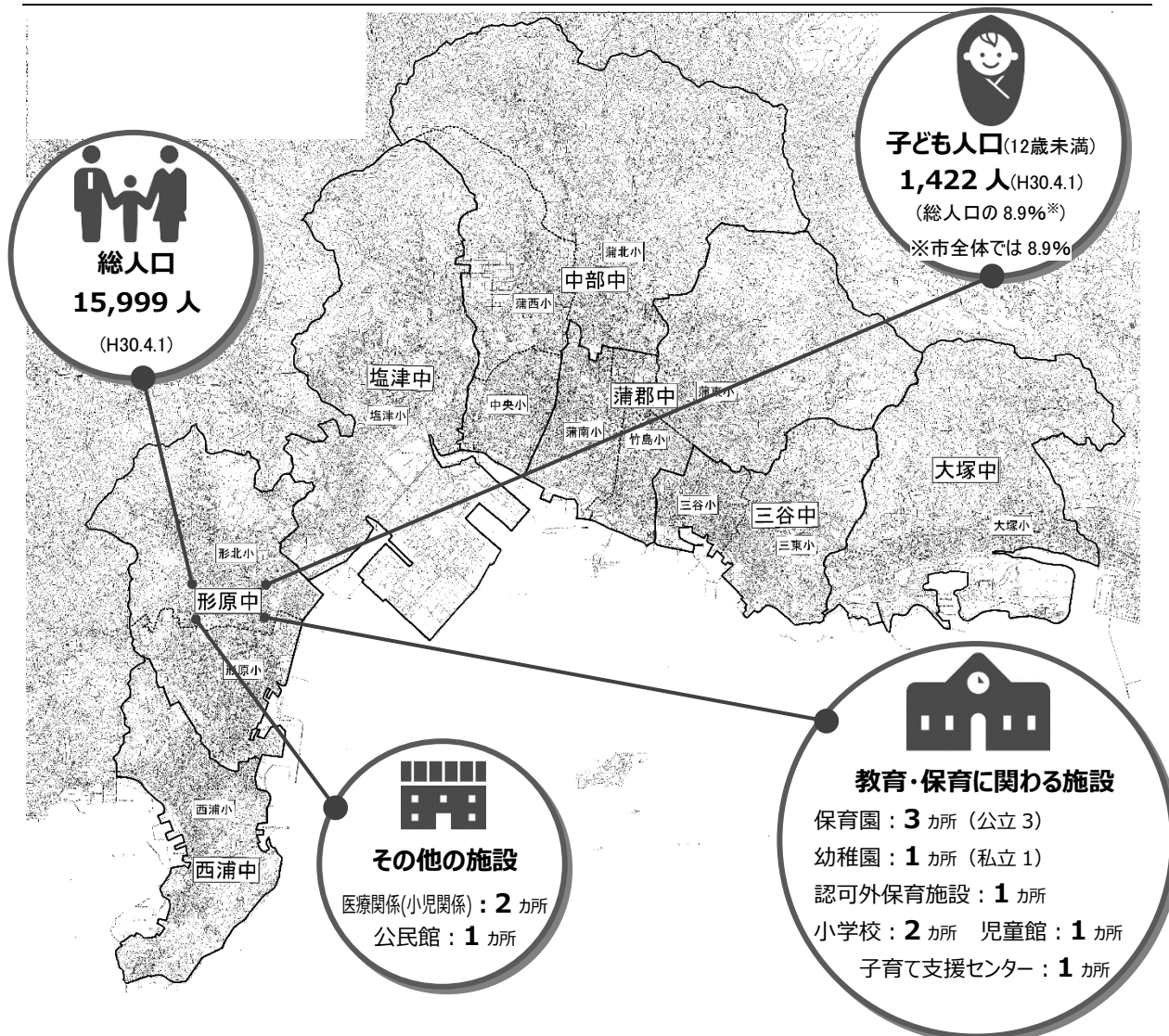
■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

大塚中学校区では、「参加させたい」が51.0%と全体の割合より低く、「参加させたくない」が11.8%と全体の割合より若干高くなっています。

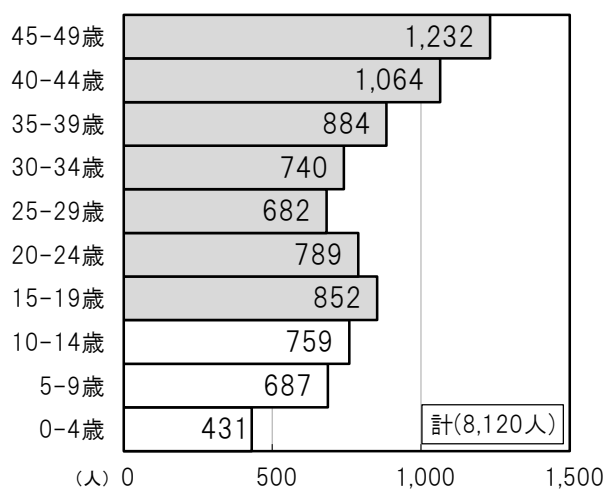


## ⑥ 形原中学校区

### 1. 地区の概況



### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1現在)



形原中学校区の総人口は15,999人で、市内で2番目に人口の多い中学校区であり、15-19歳~25-29歳にかけて一旦人口が減少し、その後増加しています。

子ども(地域子ども・子育て支援事業の対象)の人口割合は8.9%(約11人に1人)と、市全体と同じ傾向となっています。

教育・保育に関わる施設は、保育園や幼稚園、認可外保育施設、子育て支援センター等、多様な施設が立地しています。

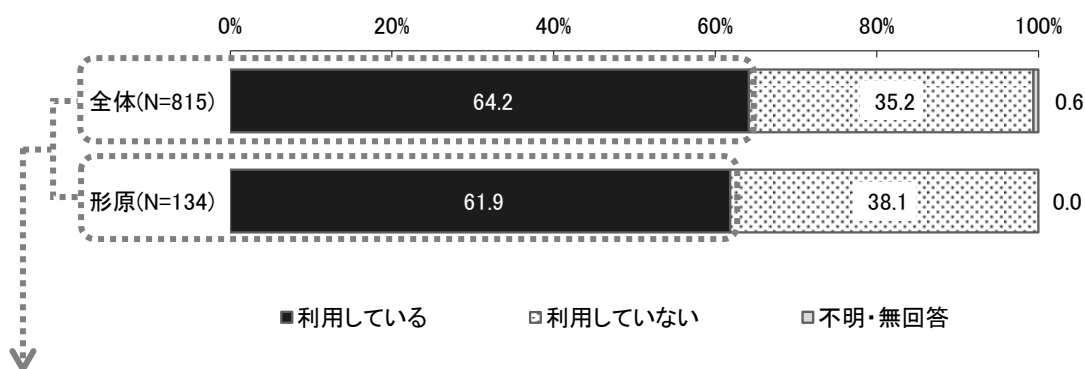
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体とほぼ同じ割合となっています。域内には保育園・幼稚園の両方が立地していますが、市全体に対して、保育園が約4割と低く、幼稚園が約4割と高くなっています。また、域内に認可外保育施設（市内2か所のうちの1か所）が立地しているものの、その他保育施設（認可外保育所等）は市全体とほぼ同じ割合となっています。

小学生児童では、放課後に過ごすいずれの場の割合も市全体とほぼ同じ割合となっています。また、地域の無料の学習塾への参加意向は、市全体に対して若干高くなっています。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

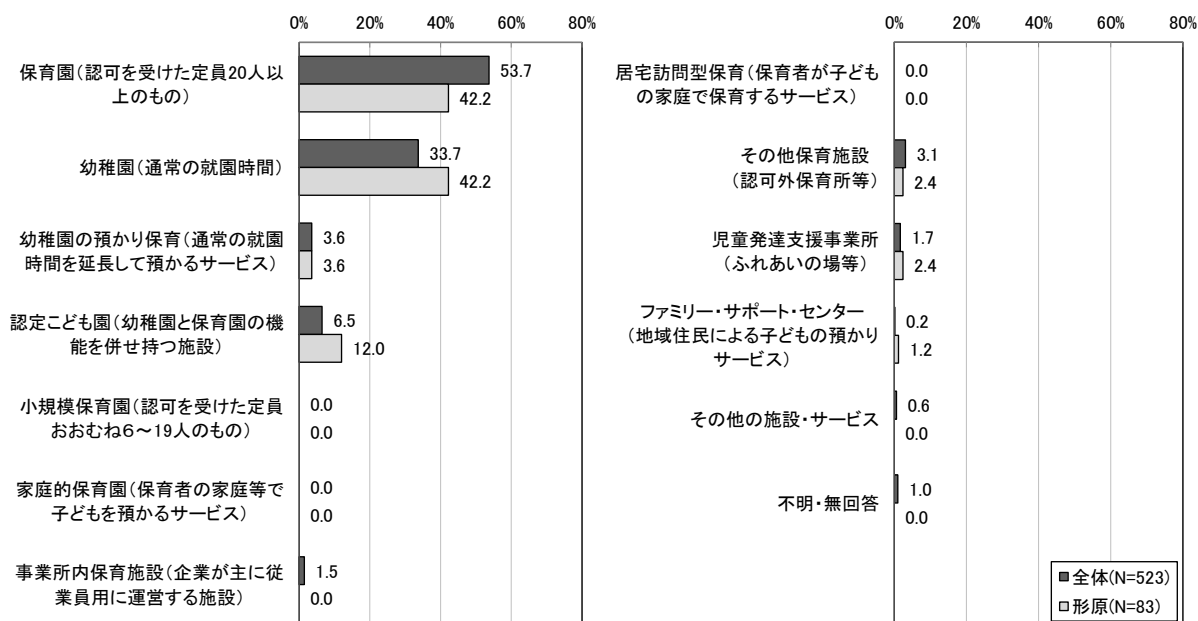
形原中学校区では、「利用している」が61.9%、「利用していない」が38.1%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的に利用しているか

【就学前児童で、かつ平日に定期的に教育・保育事業を利用している児童のみ】

形原中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より低く、「幼稚園（通常の就園時間）」が全体より高くなっています。また、「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」も全体より若干高くなっています。

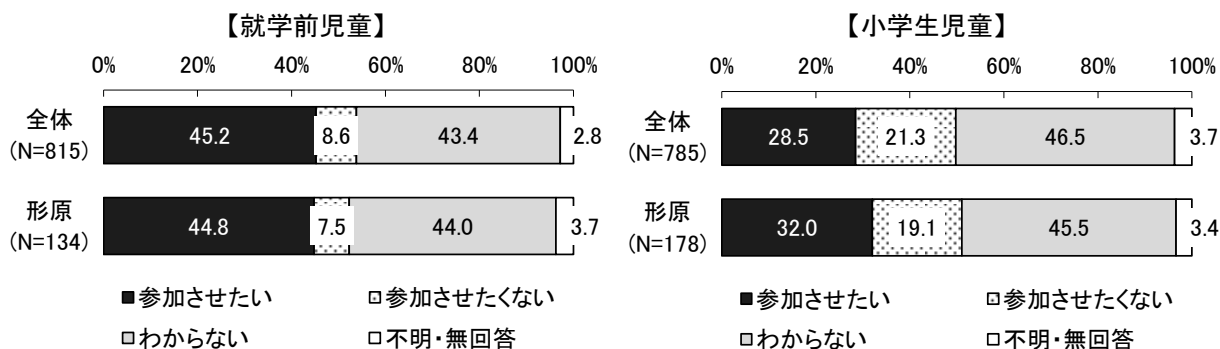




■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

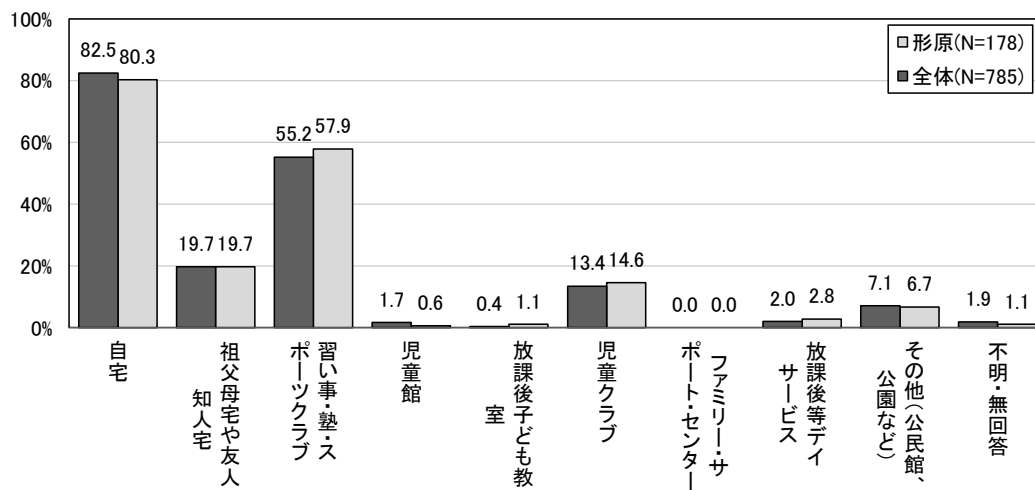
形原中学校区の就学前児童では、「参加させたい」が44.8%、「参加させたくない」が7.5%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が32.0%、「参加させたくない」が19.1%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



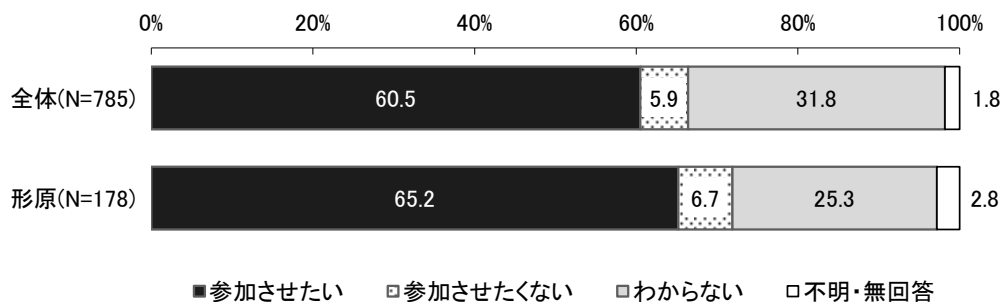
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

形原中学校区では、おおむね全体の割合とほぼ同じとなっています。



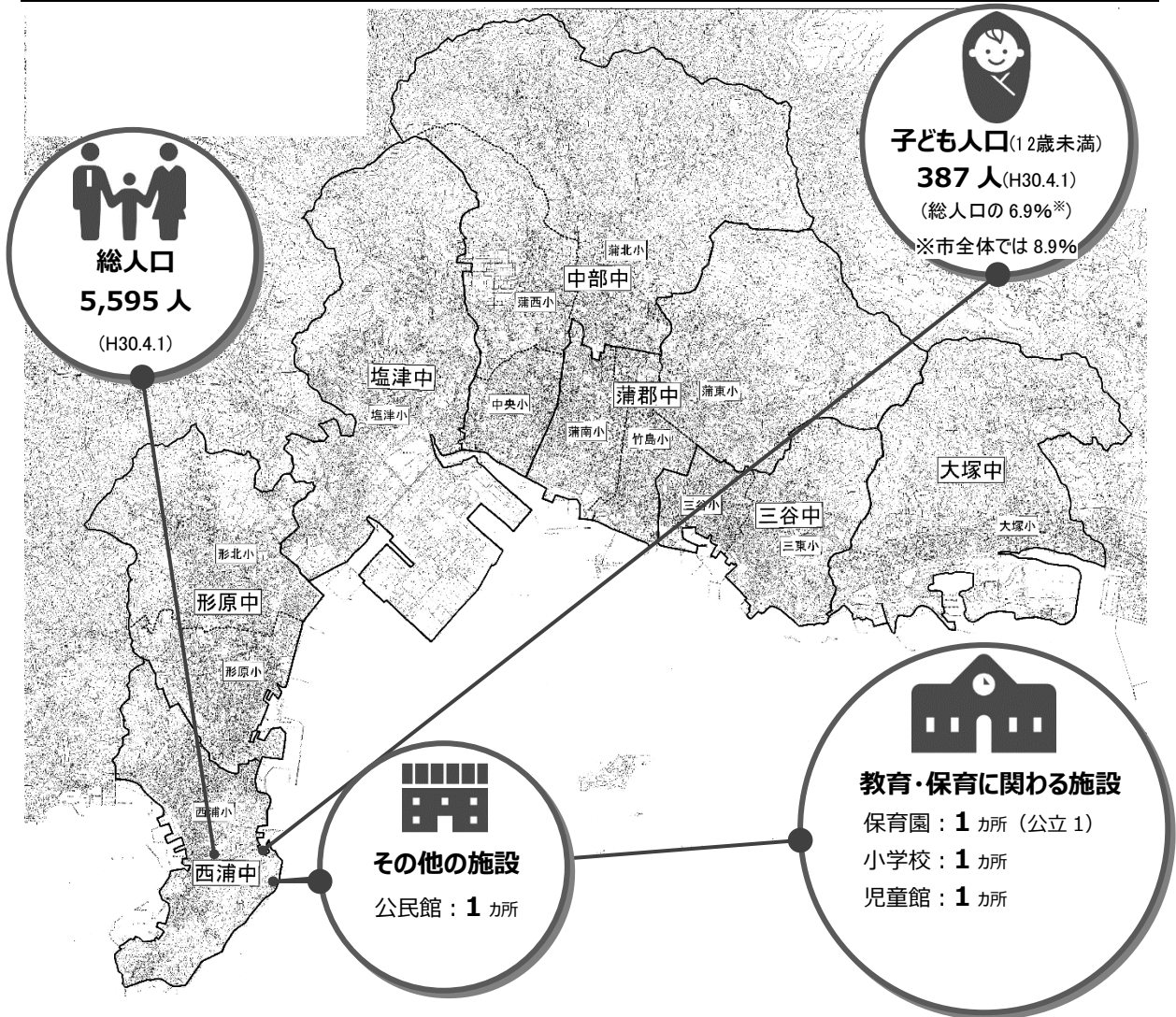
■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

形原中学校区では、「参加させたい」が65.2%となっており、全体の割合より若干高くなっています。

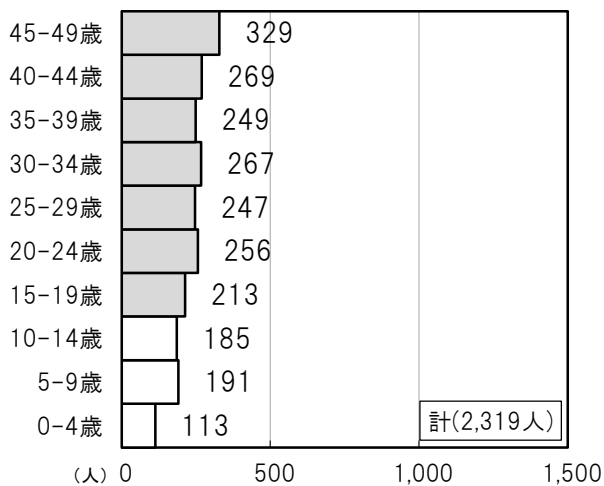


## ⑦ 西浦中学校区

### 1. 地区の概況



### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1 現在)



西浦中学校区の総人口は 5,595 人で、市内で最も人口の少ない中学校区であり、20-24 歳～40-44 歳人口がほぼ同じ人口となっています。

子ども（地域子ども・子育て支援事業の対象）の人口割合は 6.9%（約 14 人に 1 人）と 7 つの中学校区の中で最も割合が低くなっています。

教育・保育に関わる施設で、就学前児童の通園施設は保育園のみとなっています。

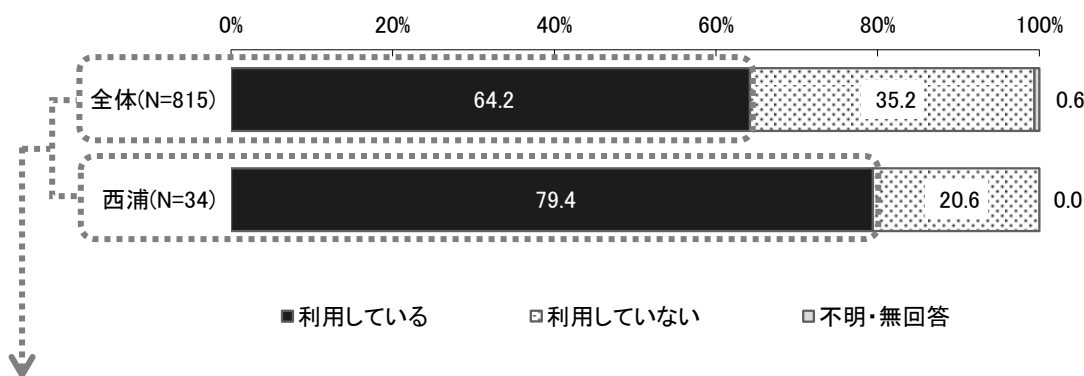
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体に対して高く、特に保育園の利用が約6割と市全体に対して高くなっています。また、域内に幼稚園が立地していませんが、幼稚園の利用の割合が3割強と、市全体とほぼ同じとなっています。

小学生児童では、放課後に自宅、祖父母宅や友人・知人宅、習い事・塾・スポーツクラブで過ごしている子どもの割合が、それぞれ市全体に対して高くなっています。また、地域の無料の学習塾への参加意向は、市全体に対して高くなっています。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

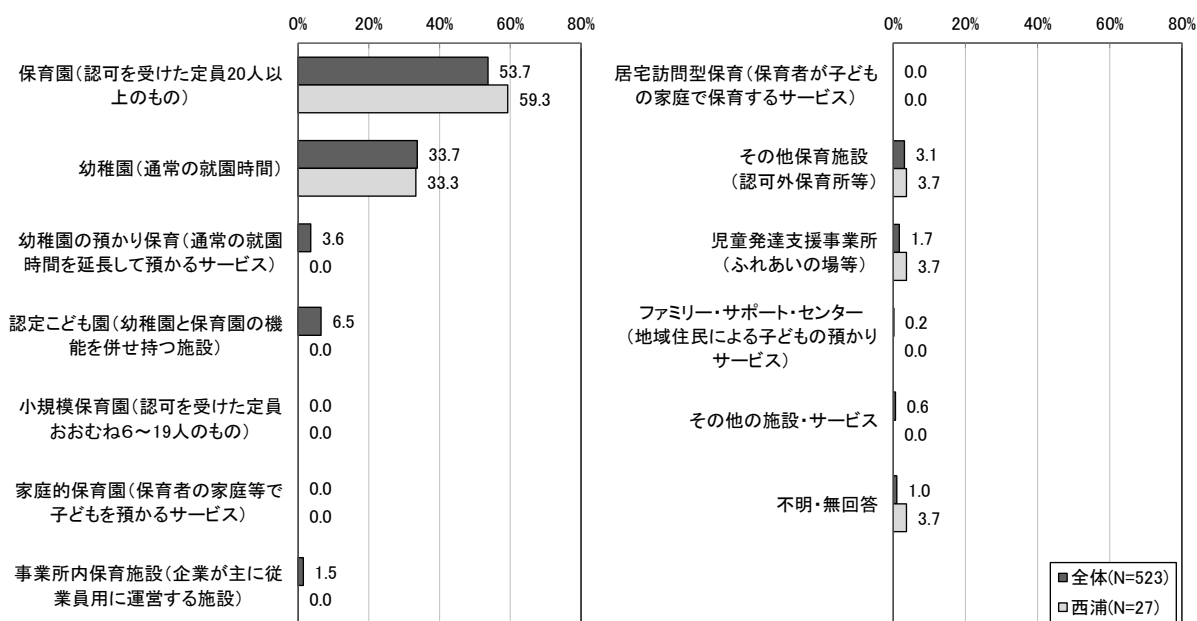
西浦中学校区では、「利用している」が79.4%と全体の割合より高く、「利用していない」が20.6%と全体の割合より低くなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的にご利用しているか

##### 【就学前児童で、かつ平日に定期的にご利用している児童のみ】

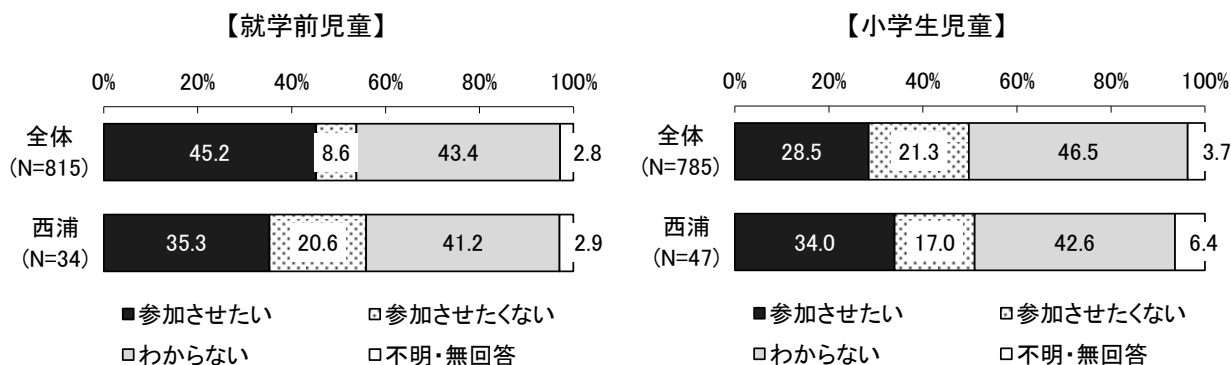
西浦中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より若干高くなっています。また、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）」や「認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）」の利用はアンケート上ではみられません。



■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

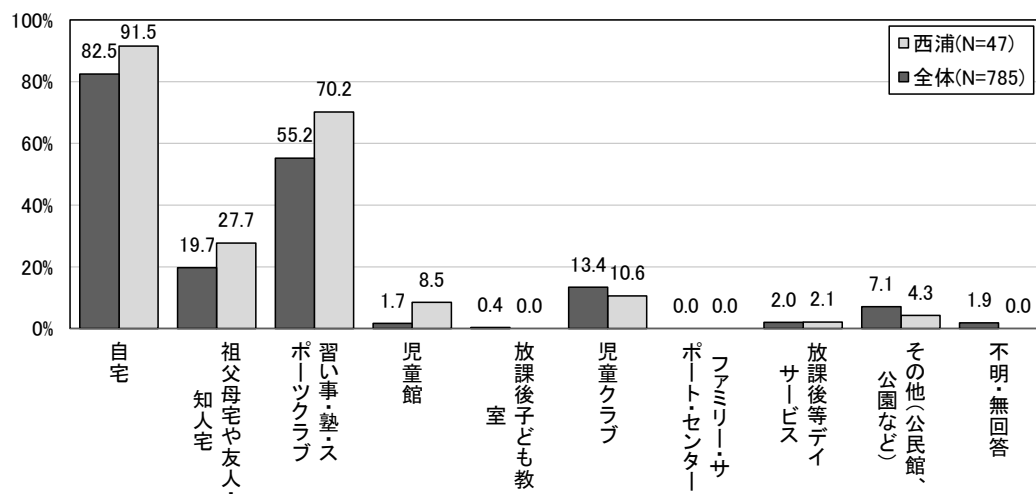
西浦中学校区の就学前児童では、「参加させたい」が35.3%と全体の割合より低く、「参加させたくない」が20.6%と全体の割合より高くなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が34.0%となっており、全体の割合より若干高くなっています。



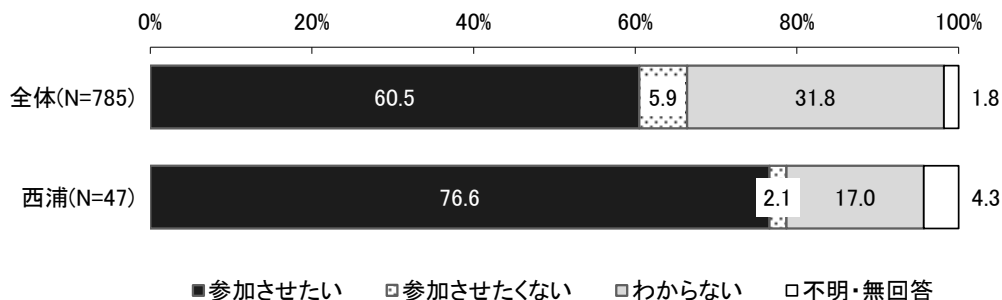
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

西浦中学校区では、「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事・塾・スポーツクラブ」が全体より高く、また、「児童館」も全体より若干高くなっています。



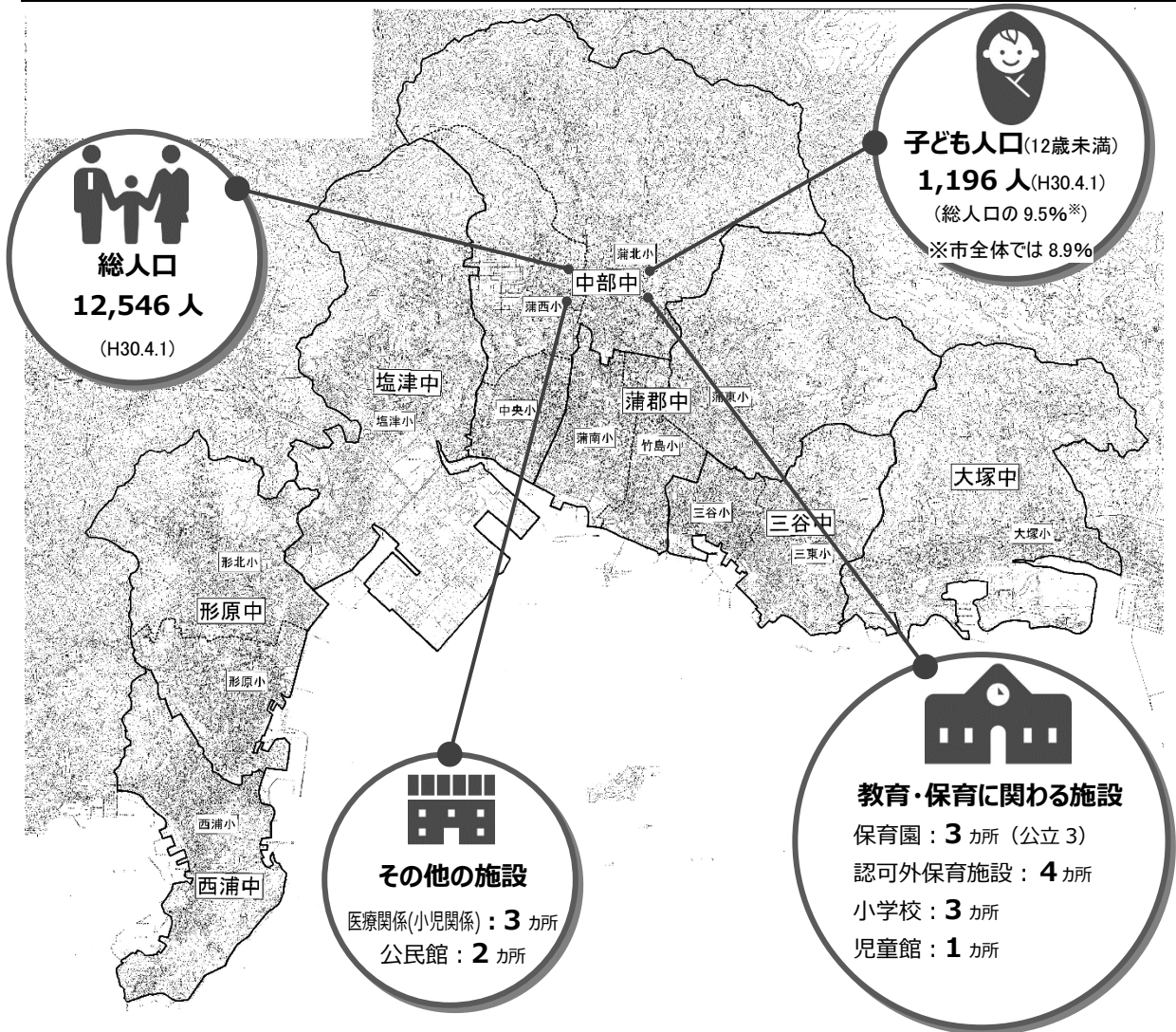
■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

西浦中学校区では、「参加させたい」が76.6%となっており、全体の割合より高くなっています。

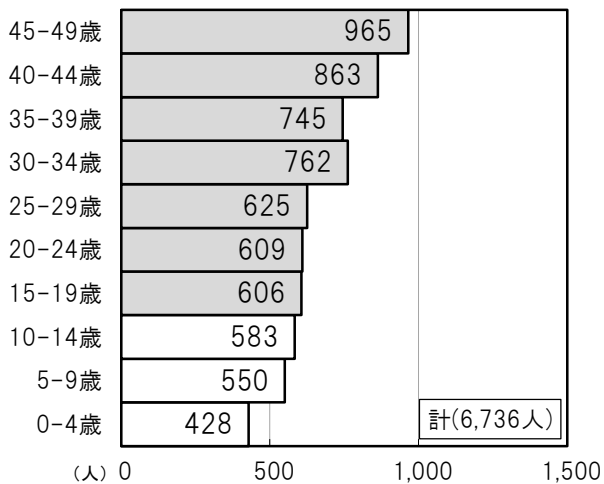


## ⑧ 中部中学校区

### 1. 地区の概況



### 2. 人口ピラミッド (0~49歳。H30.4.1現在)



中部中学校区の総人口は12,546人で、市内で3番目に人口の多い中学校区であり、0-4歳~5-9歳の年齢の間や25-29歳~30-34歳の年齢の間に、それぞれ人口の差がみられます。

子ども(地域子ども・子育て支援事業の対象)の人口割合は9.5%(約10人に1人)と、市全体に対して高くなっています。

教育・保育に関わる施設は、保育園及び認可外保育施設等があり、また、医療機関(小児関係)や公民館も複数立地しています。

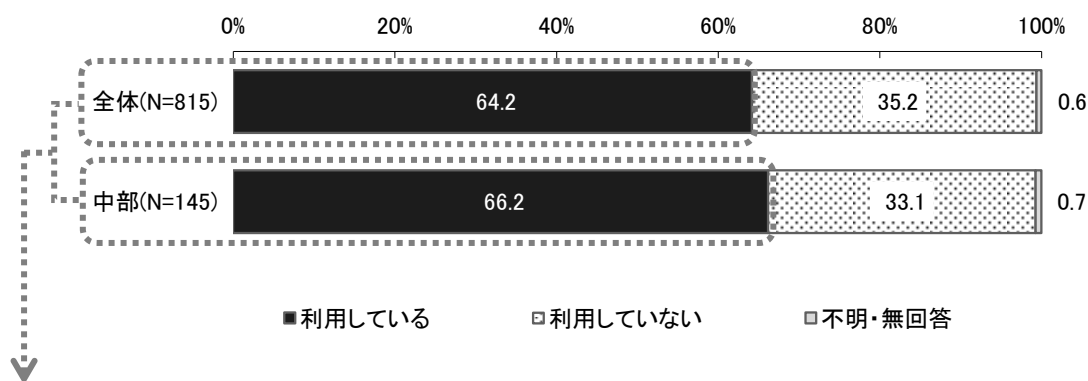
### 3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 中学校区の結果

定期的な教育・保育事業の利用割合は市全体とほぼ同じであり、特に保育園が約6割と市全体に対して高くなっています。また、域内に認可外保育施設が立地しているものの、その他保育施設（認可外保育所等）は市全体と同じ割合となっています。

小学生児童では、放課後に習い事・塾・スポーツクラブで過ごす子どもの割合が市全体に対して低くなっています。

#### ■現在、幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているか【就学前児童のみ】

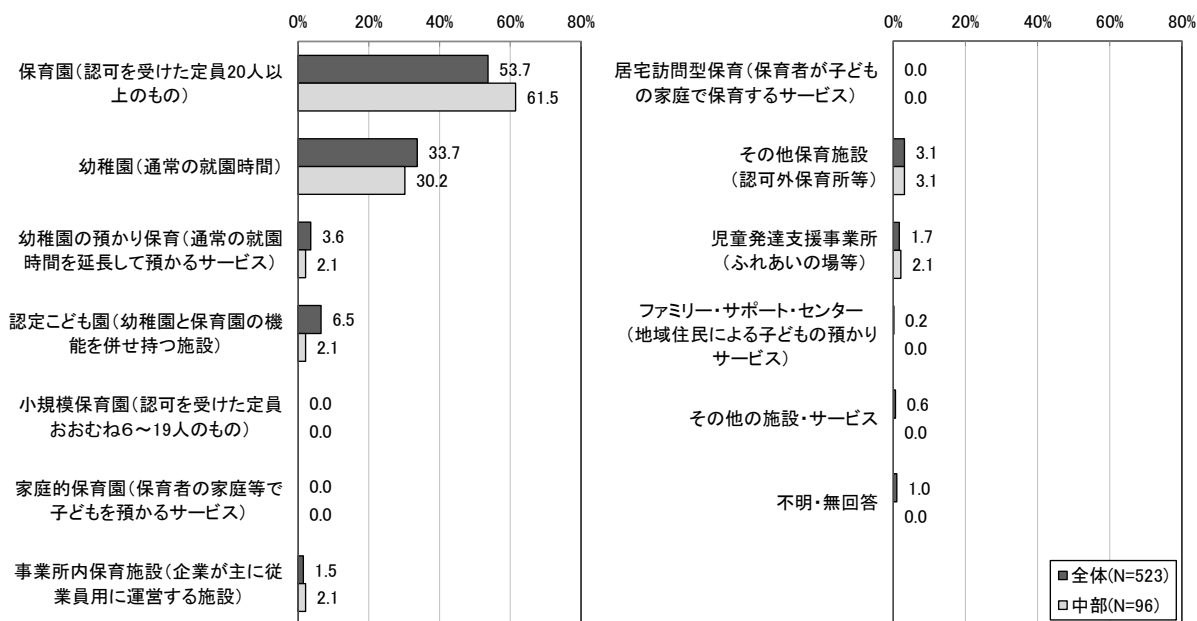
中部中学校区では、「利用している」が66.2%、「利用していない」が33.1%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



#### ■年間を通じて平日にどのような教育・保育事業を、定期的にご利用しているか

##### 【就学前児童で、かつ平日に定期的な教育・保育事業を利用している児童のみ】

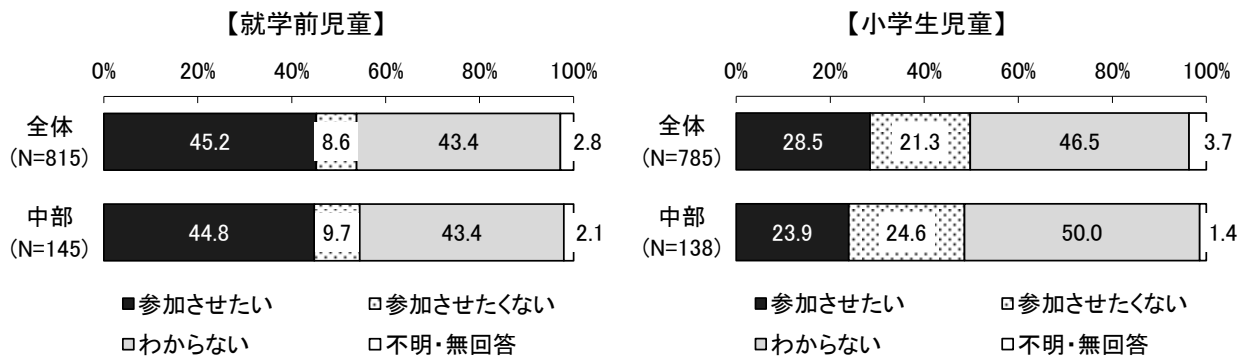
中部中学校区では、「保育園（認可を受けた定員20人以上のもの）」が全体より高くなっています。



■地域に「子ども食堂」があったら、子どもを参加させたいか【就学前児童、小学生児童】

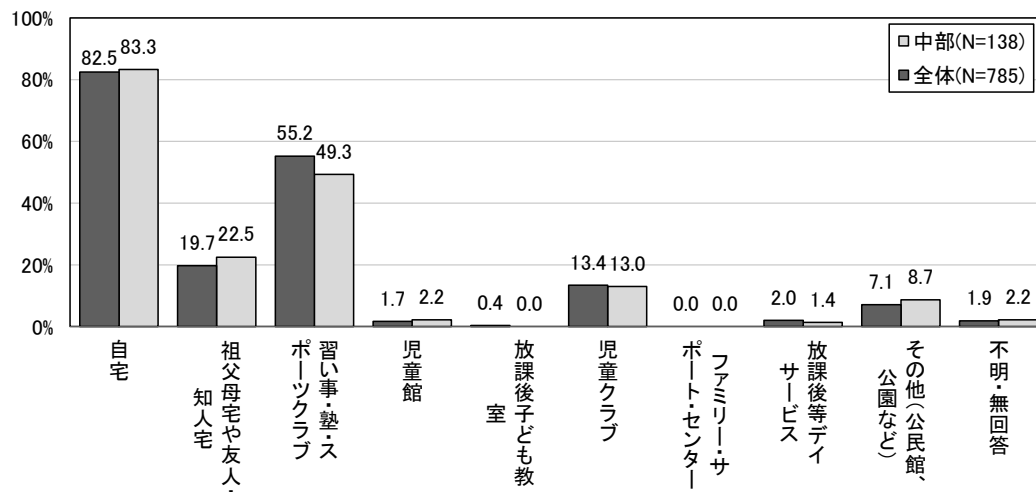
中部中学校区の就学前児童では、「参加させたい」が44.8%、「参加させたくない」が9.7%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。

小学生児童では、「参加させたい」が23.9%、「参加させたくない」が24.6%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



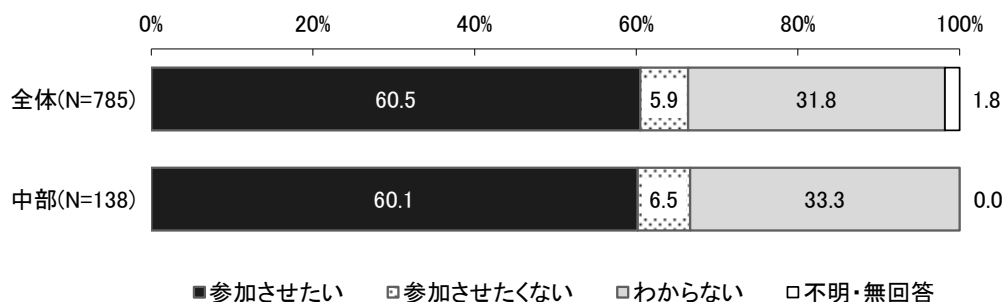
■現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているか【小学生児童のみ】

中部中学校区では、「習い事・塾・スポーツクラブ」が全体より若干低くなっていますが、おおむね全体の割合とほぼ同じとなっています。



■地域にボランティア等による無料の学習塾があったら、子どもを参加させたいか【小学生児童のみ】

中部中学校区では、「参加させたい」が60.1%、「参加させたくない」が6.5%となっており、いずれも全体の割合とほぼ同じとなっています。



## (5) 人口規模が近い中学校区での比較でみえる傾向

### ① 人口 15,000 人超

---

蒲郡中学校区  
(人口 18,046 人)

形原中学校区  
(人口 15,999 人)

蒲郡、形原ともに、保育園や幼稚園のほかに、子育て支援センター等、教育・保育に関わる多様な施設が立地しています。一方、蒲郡では形原と比較して、小児医療関係の施設や公民館が多くみられ、また、子ども人口の割合も高くなっています。

また、形原では蒲郡と比較して、幼稚園施設数は同じ（1か所）であるもの、幼稚園を利用している就学前児童が多くなっています。

### ② 人口 10,000～15,000 人

---

中部中学校区  
(人口 12,546 人)

三谷中学校区  
(人口 12,095 人)

塩津中学校区  
(人口 10,536 人)

すべての中学校区で、保育園や幼稚園、保育園やこども園、保育園や認可外保育施設といった、複数の種類の教育・保育施設が立地しています。中部では、他の中学校区と比較して、小児医療関係の施設や公民館がやや多くなっています。

また、子ども人口の割合については、市全体に対して、中部では高く、三谷では低く、塩津では同じ割合と、それぞれ異なる傾向となっています。

さらに、三谷では、他の中学校区と比較して、定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童が多くなっています。また三谷では、他の中学校区と比較して、放課後に祖父母宅や友人・知人宅、習い事・塾・スポーツクラブでそれぞれ過ごしている小学生児童が多い一方、児童クラブで過ごしている小学生児童は少なくなっています。

### ③ 人口約 5,000 人

---

大塚中学校区  
(人口 5,609 人)

西浦中学校区  
(人口 5,595 人)

大塚、西浦ともに、その他の施設（小児医療関係の施設、公民館）の施設数は同じですが、教育・保育に関わる施設では、保育園の数が大塚では2か所、西浦では1か所となっています。

子ども人口の割合については、市全体に対して、大塚ではやや高く、西浦では低く、それぞれ異なる傾向となっています。

大塚では西浦と比較して、定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童について、市全体に対して、大塚では少なく、西浦では多くなるという傾向の違いがみられ、利用している教育・保育事業の種類については、大塚では西浦と比較して、幼稚園の預かり保育を利用している就学前児童が多くなっています。また、放課後に過ごしている場所について、大塚では西浦と比較して、特に習い事・塾・スポーツクラブで過ごしている小学生児童が少なくなっています。





---

---

## 第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：蒲郡市

編集：蒲郡市役所 市民福祉部 子育て支援課

住所：〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

T E L : 0533-66-1107

F A X : 0533-66-1187

---





第2期

蒲郡市子ども・子育て

支援事業計画